

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和2年12月4日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年12月4日
2. 閉 会 令和2年12月9日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和2年12月4日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

令和2年12月7日（月）……11～67頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、荒海正人、上野恵美子、秦貞継、猪俣常三）

令和2年12月8日（火）……69～110頁

- 日程第1 一般質問（三留正義、小柴敬、多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第3 議案第2号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和2年12月9日（水）……111～160頁

- 日程第1 議案第3号 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第6 議案第8号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第9号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第6次）
- 日程第8 議案第10号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第9 議案第11号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第12号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）
- 日程第11 議案第13号 財産の取得について（超音波診断装置）
- 日程第12 議案第14号 町道の認定について
- 日程第13 議案第15号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について

- 日程第14 提案理由の説明
- 日程第15 議案第16号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第10次）
- 日程第16 請願第4号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の
実現を要望する意見書の提出を求める請願書
- 日程第17 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

令和2年12月4日（金）

開 会 10時00分
散 会 10時49分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第10回議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから令和2年第10回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり15件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりです。

本定例会の一般質問の通告は、9議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、猪俣常三君、6番、三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月9日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第7、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告、説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げるものであります。件数は2件で、公用車の事故に係るものであります。

それでは、報告第1号の報告書をご覧ください。

まず、1件目の事故であります、事件の発生年月日は、令和2年8月9日であります。

その内容であります、西会津町尾野本字樋ノ口原乙1459番地1の町林業研修センター駐車場において、広報活動を行うため、消防車両を駐車させようと後退した際、駐車していた相手方車両に衝突し、フロントバンパーを損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、令和2年8月30日、21万8,845円であります。なお、過失割合につきましては、当方100パーセントであります。

次に、2件目の事故であります、事件の発生年月日は、令和2年10月9日であります。

その内容であります、新潟県新潟市西区山田3078番地3の平成大橋西詰交差点内において、左折したところオートバイと接触し、運転手を負傷させるとともに、オートバイを損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日につきましては、対物が令和2年10月27日、対人が令和2年11月10日であります。

また、賠償額につきましては、対物が10万4,500円、対人が9万5,891円であります。
なお、過失割合につきましては、当方95パーセント、相手方5パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（10時49分）

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

令和2年12月7日(月)

開 議 10時00分
延 会 16時12分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第10回議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 荒海 正人 | 3. 上野恵美子 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 猪俣 常三 | 6. 三留 正義 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 多賀 剛 | 9. 青木 照夫 |

○議長 おはようございます。

令和2年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おはようございます。3番、小林雅弘でございます。通告に従って3点、質問をさせていただきます。

最初に出ヶ原和紙の伝統継承についてお伺いをいたします。3月議会でも同僚議員からこの出ヶ原和紙の伝統継承について質問がございました。そのときの答弁を見ますと、定住に向けて出ヶ原和紙が伝統産業として成り立っていけるような形で商品紹介等を行ってきた。また、その技術の向上のために、積極的に研修という部分にも出している。また、その隊員につきましても、やはり今後も残っていただけるように、何か支援が必要なのかとか、あとどういふことで悩んでいるのかという部分を共有しながら、定住に向けて支援できればと考えておりますという答弁でございました。私も本当に同じ思いでございます。この西会津町が誇る伝統技術、これを後世に残していかなければならないと考えております。

今回の県の企画によるFUKU博では、伝統工芸とコシノジュンコ氏とのコラボで出ヶ原和紙をスクリーンにして衣装を着たモデルが福島の風景をバックに上映されるなど、新聞でも紹介され、注目されているところでございます。町としても、この和紙を後世に伝えていく責任があると思っております。そこでお伺いいたします。

一つは、現在の隊員の任期はあと1年足らずでございますが、後継者の育成は進んでいるのでしょうか。

二つ目、3月議会の答弁から、様々な支援をしているとのことですが、その結果、伝統産業として成立する見込みなんでしょうか。また、隊員が任期満了後、生業として成り立つ見通しなのでしょうか。

三つ目、出ヶ原和紙は、単に地域おこし協力隊の活動というだけでなく、伝統産業の継承という側面も合わせ持っていると思っております。その観点から、今後どのように支援をしていこうというお考えなのかお伺いいたします。

二つ目として、大滝美坂高原間の林道の整備と活用についてご質問いたします。高度経済成長期、田中首相が提唱した日本列島改造論にのって、山岳地帯を通る林道が多く建設されました。この大滝美坂林道も、残念ながら本来の計画どおりに完成させることはできなかったものの、開通することができました。そこでお伺いいたします。

一つ、大滝美坂高原間の林道は、どのような目的で建設されたのでしょうか。

二つ目、今は町の所管と聞きますが、町としてどのように整備を進めてきたのでしょうか。

三つ目、この多額の税金を投入した資源を有効活用すべきと考えますが、今後どのよう

に活用する計画なのでしょうか。

四つ目、この路線を、道に張り出した木を切り車が通れるようにし、山道を切り開き奥山の散歩道をつくるなどして整備を進めている方がいらっしゃいます。この林地整備を進めるにあたって、西会津町、柳津町、三島町にまたがるため、3町の連携が必要になる事項もございます。また、切った枝などの片付け、さらに林道の傍らに植えようとしている山桜や紅葉の苗を調達するための支援を町に求めています。このような地道に町の活性化を図ろうとしている活動に対し、町はどのように評価し支援をしようとしているのでしょうか。

最後に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。今年は町内において、ツキノワグマの出没が相次いだものの、集落内での人身被害は発生していないということで、大変よかったですと思っています。10月から11月にかけては特にクマの目撃情報が多く、栗やドングリなど山の餌が不足していたのではないかと考えられているところでございます。集落内では栗の木の下にふんなどの痕跡が見られ、柿の木の上にはクマ棚などが見られています。

今年が異常だという見方もありますが、一度里に下りて果樹の味を知ったクマは来年もやってくるという見方もございます。ツキノワグマ対策としては捕獲も重要ですが、被害の後に対処する駆除では被害を防ぐことにはなりません。過疎により人の生活圏が縮小していく今にあって、有害なクマなどの野生動物を追い返す仕組みをつくり、棲み分けを進めていくことが大切ではないでしょうか。

まず、私たちにできることは、ツキノワグマが集落や田畑周辺に出没してこないようにすることが最も重要だと考えています。そこでお伺いいたします。

一つ、今年、宮野、新村、戸中の三つの集落で実施された環境共生林整備事業の成果と、今後のこの事業の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

二つ目、クマとの棲み分けを実現するため、集落で管理されていない栗の木や柿の木などの伐採を進め、クマの餌をなくすことが今重要だと考えますが、事業や予算を含めた町の考えをお示しくください。

以上で質問を終わります。分かりやすい言葉での答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをいたします。

町では今年度、有害鳥獣対策を最重点事業の一つと位置付け、予算も大幅に増額して、イノシシやニホンザル、ツキノワグマから農地や農作物等を守る取り組みを鋭意進めております。具体的には、電気柵設置に対する補助や猟友会員によるパトロール、集落周辺の間伐を行う環境共生林整備、狩猟免許取得に対する助成、捕獲技術講習会の開催、鳥獣被害対策専門員の配置など、自治区や町民の皆さんと連携・協力し、複合的に対策を進めております。

このような中、今年は町内でツキノワグマの出没が相次ぎ、多くの目撃情報や相談が町に寄せられたところであります。町では、町民の皆さんに危険が及ばないよう、防災行政無線やケーブルテレビ、チラシなどを使った注意喚起や、猟友会に協力をお願いしての捕獲活動など、必要な対策を講じたところであります。現在のところ、人家近くや集落周辺での人身被害はありませんでしたので、ご理解ください。町民の安全安心の確保に尽力さ

れた猟友会の皆さんには、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

それでは、まずご質問の1点目、環境共生林整備事業の成果と今後の計画についてですが、この事業は県の森林環境交付金を活用し、集落周辺の森林を間伐して見通しの良い森林、いわゆる緩衝帯をつくり、野生動物が人間の生活圏に出没しにくくするもので、平成23年から令和元年度までに11地区、約51ヘクタールの間伐を行ってきました。

今年度実施しております事業についてであります。まず、宮野自治区では、昨年からの集落内にクマが頻繁に出没しており、集落からは、出没抑制のために周辺の林を間伐してほしいとの要望があり、実施したところであります。その結果、見通しがよくなり、クマが出没しにくい環境となったほか、サルの出没も抑制できるものと期待しております。

次に戸中自治区では、今年も集落内にクマの出没が見られ、現在、移動経路と思われる阿賀川沿いの林を間伐しておりますので、今後は出没を抑制できるものと期待しております。

新村自治区については、自治区周辺の山林を間伐する計画ですが、重機進入の際に農地を通ることから、積雪を待って作業することにしております。

今後の計画については、要望のある自治区や野生動物の出没が頻発する自治区の中から緊急度を見極め、優先順位を決定し、実施に移してまいります。

次に、2点目の管理されていない果樹木の伐採についてであります。今年度のクマの出没傾向として、集落周辺の柿や栗を食べるために人家近くに現れるといったことが非常に多くありました。

このため町では、チラシやケーブルテレビ、町広報紙などで、未利用果樹木については早めに収穫するか、収穫しないのであれば伐採するようにお願いしてまいりました。また、集落をあげて出没対策に取り組む集落においては、町が主体となり、未利用果樹木の伐採も進めてまいりました。

町といたしましては、今後も人身被害防止のため、必要な予算措置を行い、複合的に対策に取り組んでまいりますのでご理解願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 3番、小林雅弘議員の出ヶ原和紙の伝統継承についてのご質問にお答えします。

初めに、1点目の後継者の育成についてであります。出ヶ原和紙の伝統継承につきましては、平成30年度に福島県と共同設置した地域おこし協力隊員により、和紙の原料となるコウゾの収穫から紙すきまでの一連の技術の確立と保存、並びに普及と活用に取り組んでおります。この隊員の任期が令和3年度中となっておりますことから、任期満了後も和紙の伝統継承が図られるよう、後継者の育成も含めて、現在鋭意検討しているところであります。

次に、2点目の伝統産業としての確立、並びに生業としての見通しについてであります。出ヶ原和紙につきましては、県の委嘱状や町の成人証書等に使用されているほか、本年11月に開催されました、ふくしまEXPO FUKU博2020 in 会津などのイベント等でも紹介され、その認知度が年々上がっているものと認識しております。また、本町の

地場産品にも和紙のラベルを用いるなど、商品化につきましても鋭意取り組んでいるところであります。

一方、産業ベースとしての確立や収益性の向上につきましては、安定した生産性の確保や、製造コストの低減、需要の高い商品開発など、まだまだ課題が多いものと認識しているところであります。

次に、3点目の今後の支援についてであります。現在、和紙の伝承に取り組む協力隊員につきましては、町の創業支援事業により、任期満了後のビジネスプランの構築等への支援を行っているところであります。

町といたしましては、今後とも各種イベント等の機会を通して出ヶ原和紙の普及PRを進めるとともに、子どもたちへの体験事業やものづくり講座の開催等により、伝統技術の継承を図り、また、和紙のブランディングによる付加価値の向上にも鋭意取り組んでいく考えであり、そのために必要な支援については、十分に検討してまいる考えであります。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、広域基幹林道大山美坂高原線の整備と活用について、お答えいたします。

初めに、大山美坂高原線の開設目的など事業概要について、ご説明いたします。本林道の開設以前において、本町の安座から大久保、大滝、三島町大石田間の森林は、道路の整備が不十分であったことから、豊富に存在する森林資源の活用が図られてきませんでした。

このことから、森林資源の有効活用による地域林業の振興と、本町の代表的な観光地である大山祇神社と三島町の観光施設、美坂高原を林道により有機的に結び、地域の活性化につなげていくことなどを目的に計画されたところであります。

事業化につきましては、平成元年度に大山美坂高原線開設促進期成同盟会を組織し活動するなど、地域の要望活動が実り、平成2年度、福島県が全体計画を策定し、平成3年度から県営事業として開設事業が進められてきたものであります。

その後、費用対効果の低下等により、平成19年度に計画見直しが行われ、大久保・大滝間は事業中止の判断が下され、既設の道路と接続し平成24年度に事業完了となったものであります。

次に、本町における整備状況につきましては、林道大山美坂高原線のアクセス道路となる町道大滝線の未舗装区間の解消や転落防止柵の設置などの整備を行い、利便性の向上を図ってきたところであります。

次に、今後の活用計画につきましては、答弁の冒頭で申し上げましたように、大山美坂高原線の開設目的に沿った活用を図ることになりますが、林道が整備されたことで、造林や、保育、伐採等、一連の森林施業の利便性向上に大きく寄与しているものと考えております。

次に、地域の皆さんの自発的なボランティアによる道路の愛護活動は、大変有意義であり、貴重な活動であると認識しております。

おただしの山桜や紅葉の樹木の提供や刈り払いなど、本林道の愛護活動に関する町の支援につきましては、各種支援制度がありますので、どのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。それでは、答弁順に従って再質問をさせていただきます。

まず有害鳥獣に関してですが、答弁の中で、今、やぶなどを切り開いている、刈り払いをしている事業は、今後も進めていくということでございましたが、これについて区長等々にどのように連絡し、また希望を取っていくのかお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

環境共生林の整備でございますが、これまでもクマですとかイノシシ、この被害が多発している自治区と相談いたしまして、要望がある自治区について環境診断を行って実施してきたという経過でございます。

今後も広く要望を取るといような予定はございませんが、そういった相談のある自治区と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今の件なんです、やはり広く要望を取るということではなくて、知らせる、その中で自治区の状況などを把握して、この事業を進めていくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 議員おっしゃられましたとおり、この事業については町民の皆さんに広く周知いたしまして、今後こういった事業の活用も考えられる自治区については、この事業を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 答弁の中で、未利用果樹木についてでございますが、集落をあげて出沒対策に取り組む集落においては、町が主体となり未利用果樹木の伐採も進めてまいりました。町といたしましては今後も人身被害防止のため、必要な予算措置を行い、複合的に対策に取り組んでまいりますのでご理解くださいという答弁でございましたが、もう少し具体的にお示しいただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この未利用果樹木の伐採につきましては、昨年度まで県の交付金を活用して希望する自治区について、町が主体となって必要な未利用果樹木の伐採というものを進めてまいりましたが、今回この県の交付金についても限度がありまして、なかなか交付金の中では実施できないということで、今年度はコロナ対策の地方創生臨時交付金を充てまして新郷地区の一集落、実施したところでございます。

来年度以降も必要に応じて財源を確保しながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 なかなかやはり予算の都合上か、進まないようなんですけれども、今年クマが出たと、あるいはクマが捕獲されたというところを見てみますと、やはり栗の木が何本か密集しているところ、あるいは最初甘柿が多いところ。そこにやはりクマが出没してい

る。そこで食べている。その痕跡はふんでも分かるんですが、それが本当に多かったように思います。そして捕獲したところも、実はその場所でございます。そういうことを考えますと、やっぱり集落内でのこの果樹木、しかも今、私が所属している上野尻自治区を見ますと、その残っている甘柿の果樹木の持ち主というのは、もうここには住んでいない。そういうところがやや多いように思われます。

ですから、やはり町が主体的に、さっき答弁でもございましたように、伐採を進めていく。これが人身被害を防ぐための、あるいはクマを集落に寄せ付けないための、まず第一歩かなと思います。もちろん様々な対策が今取られているところでございます。それは私も十分承知をしているところですが、まず集落内にクマを寄せ付けない。これが来年以降、やはり喫緊の課題、あるいはやるべき第1かなというふうに思っております。

そこで質問させていただくんですが、今回はコロナで予算がやや付いたということでございます。やはり町独自での大規模なこういう活動、予算がないとできません。今年は会津全域の町村でこういう問題が発生していると思います。町としてやはりこの会津全域の町村と協力して県に要望する。あるいは国に要望するなどの対策をしっかりとって、方策を取って、予算の獲得に向けて、あるいはこのやり方を広げていく、そういう意識を持って取り組んでみるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

この未利用果樹木伐採につきましては、所有者の方がやはり管理するというのが基本かなと思っておりますが、議員おっしゃられましたとおり、なかなか難しいというところもございますので、今後につきましては、先ほど所有者の管理を基本としながらも、そういった事業ができるように県にも会津一丸となってというお話もありましたが、そういった団体にも働きかけいたしまして、県、また国に要望していくように検討していきたいと考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 本当にそのとおりだと私も思います。ぜひそれを進めていただきたいと思えます。それと同時に、やはり来年度しっかり制度をつくって予算を付けて、やはりこの問題、まず取り組んでいく。これが、例えばイノシシの駆除を進める場合でも、クマがそこに出没する状況の中では、やはりその活動されている方々の安全にも関わります。ですので、まずこの果樹木の伐採、ぜひ来年予算を付けて進めていただきたいと思えます。それを要望して今の質問については終わらせていただきます。

それでは2点目に、出ヶ原和紙の問題でございます。ちょっとよく分からなかったんですが、検討、検討しておっしゃられてるんですが、生業として出ヶ原和紙を製造販売するだけで、簡単にいうと生活できる見通しがあるのかどうか、そういう自治体があるのかどうかお伺いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 3番、小林議員の再質問にお答えをいたします。

出ヶ原和紙の製造販売で、その収入だけで生計を立てられるかというご質問でございますけれども、正直申し上げて難しいとお答えせざるを得ないということでございます。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私もそう思います。ただ、やはり伝統技術の継承という点では、やはり答弁の中にもございましたように、この西会津町としてしっかりと取り組んでいく、残していくんだという決意が、やはりそこには必要だと思います。その点については先ほどご答弁の中でもございましたが、もう一度強い決意をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

出ヶ原和紙の伝統を継承していくべきではないかというご質問でございますけれども、議員おただしのおり、伝統産業として、あるいは文化、観光資源としてしっかりと継承して残してまいりたいと町としては考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは具体的な話なのですが、担当の隊員の方、滝沢さん。その方の今後の生活について。滝沢さんといいますか、その担当者ですね。誰が担当になってもなかなか生業として成立するのは難しいということなんです、その担当者をどのようなポジションでといいますか、今後、その出ヶ原和紙の生産、あるいは伝統技術の継承に携わっていただくと考えているのか、これをお伺いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

今後、その出ヶ原和紙の伝統継承活動に、どのように携わっていくのかというご質問でございますけれども、具体的に申し上げますと、まず町民の皆さんへの伝統継承ということでは、これまでどおり証書や賞状類での活用、あるいは現在、本町で生産されていますお酒のラベルに活用しております。そういったものでの活用、あるいは民芸品、工芸品等に活用を継続してまいりたいということと、また、授産場などでも講座やそういったものを開催しておりますので、授産場等での生産に活用できないかと、そういったふうに考えてございます。

基本的には、これを伝統文化の継承ということで町民の皆さんに広く技術をお伝えするという、それと、今後の後継者対策として子どもたちへ、そういった技術文化を継承していく、そういった関わり方を協力隊員については、今後も継続して携わっていただくという考えでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今後も携わっていただくという答弁でございましたが、じゃあどうやって生業としてやっていくのか。具体的に考えていることはないのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまのご質問でございますが、町の伝統継承に携わる隊員の今後のビジネスイメージとか、そういったことでよろしかったでしょうか。本人ともいろいろ相談をして、町の創業塾でアドバイザーからも意見をちょうだいしたりしております。隊員としての任期満了後のビジネスのイメージといたしましては、まず本人につきましては、

例えばオーダーの建具、あるいは美術品等、価格の高いものへの和紙の製造、これは本人がそこに携わっていきたいと。また、この技術文化を行政の講座、あるいは大学や、その学校での講座等の講師、こういったことで携わっていきたいということでございます。

また、この和紙の体験を体験型観光のメニューの一つとして生かしていけないか、あるいは先ほど議員のご質問の中でもコシノジュンコ先生のお話がありましたけれども、著名なアーティストへ和紙の素材を提供していく。こういったことをビジネスプランのイメージとして、現在、持っているという状況でございまして、これに向けて努力をしておりますし、町としてもそのプランの実現に向けて、現在、アドバイス、支援を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりなかなか生業を継続するといいますか、生活するための具体的な方策というのは見いだせません、残念ながら。今の答弁ではね。しかしあと11カ月後、この方は任期満了ということになってしまいます。

そこで、私は一つ提案をさせていただいて、これに関する質問は終わらせていただきたいと思いますが、伝統技術の継承という面で、やはり例えば公民館の学芸員というような形での一時雇用もあるのではないかと、可能性としてね。それを提案させていただいて、この問題についての質問を終わります。

次に最後に3点目、大滝三島間の林道の整備についてでございます。本当にこの林道、実はユーチューブなんかで結構調べてみたんですが、スーパー林道といわれるものも、もう通れない、道が崩れている。さらに周りの木が張り出してきて、もう完全に通れない、そういうところが多くございます。バイクでツーリングをしているグループなどは、20分で通れるところを4時間を通ったとぞというような報告もしているところでございます。非常にこの辺の言葉でいいますと、本当に多くの税金をかけて製造したにもかかわらず、もったいない、いだし、そういうような考えを持っております。

これは期成同盟会までつくって開設したという林道でございます。私はこれをどのように生かすか、やはりこれをまず考えていかなければいけないとそう思っています。一つは、今、観光と申しまして、神社仏閣を見るだけの観光は、その主役の座を降りつつあると思います。そうではなくて、アクティビティと申しますか、自分で体験する。自分でやってみる。あるいは我々が気が付かない、こんなところが都会の人たちは楽しみで来るんだ。そういうような、これは観光というべきなのか、何というべきなのか、ちょっと分かりませんが、そういうところに人が集まっている。これもネット社会の一つの効果ではないかと思っています。

例えばこの町では、今、峠、これに注目して整備を行っている方々もいらっしゃいます。さらに昔ながらの飯豊山の登山道、これをコツコツと頑張ってお整備されている方もいらっしゃいます。私はその中の一人が、今回の美坂高原からの大滝に抜ける林道を整備している方だと思っています。

この点を横につないでネットワークにして、この町の魅力としての発信、これも確か新しく採用された協力隊員の中に、そういう発想をお持ちの方もいらっしゃったと思います

が、そういう新しい形での観光といいますか、そういうものをやはりつくりあげていく。これが大切なんではないか、あるものを見せるだけではなく、つくりあげていくという姿勢、これが町には必要だと思います。

支援策があるという答弁でございました。ですよね。その支援策というのは具体的にどんなものがあるかをお示しいただければと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 どのような支援制度があるのかということでございます。私どものほうで調べた中では、日本さくらの会、これですと苗木を提供していただけるような。あとは町の緑化推進協議会、これも財源的な部分もありますので限度額はございますけども、そういったものが利活用できる。こちらは実績だと花植えが多いそうでございます。あとは活力ある地域づくり支援事業等々ございます。ただ、まだ実際にお話をよく聞いた中で、どういったものが合致するのかわかるとか、そういった部分も条件を含めてよく検討させていただきたいなと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今あげられた中で、3点あるということなので、例えば相談に行かれたときに、本当に真剣にその方々に寄り添う形での相談を受けていただきたいと思います。この林道、先ほど申しましたように可能性を多く持っております。また、こういう活動というのはもっともっと多くこの町にはあるのではないかと思います。そういう意味で私は、本当に西会津町、住んでいる方々、大したものだな。都会にはないそういう活動、あるいは考え、それがあつた町だなど、本当に感心しております。

ぜひ町もこの一人一人個人の問題だということではなくて、一人一人の活動に対して、やはり寄り添って支援していく、こういう姿勢、ぜひ持っていただきたいとそういうふうに思いますが、町長にお尋ねしたいと思います。どうでしょう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 小林議員のご質問にお答えをいたします。

現在町でこういった地域の観光資源だったり、地域の文化資源、こういったものを地域で活用していくための活力ある地域おこしの事業というものがございまして、地域団体等へ助成をしているところでございます。正式には活力ある地域づくり支援事業という名称でございまして。

こういった町の補助事業を活用していただいて、地域の、例えば昔ながらの街道でありますとか、そういったところの保存活動をやっている自治体もございまして、そういった面で町としては、しっかりとそういった活動に対しては支援をしてまいりたいというふうに考えてございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり町長から強い決意をいただきましたのですが、今回は残念に思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人でございます。本日は通告に基づきま

して2点お尋ねしたいと思います。

まず初めに公民館の活用についてお尋ねします。

これまで私は、一般質問の際に学校教育について何度かお尋ねしてきました。そこである一つの気付きが生まれました。これまでは子どもたちが何を学ぶのかについて議論してきたのですが、併せて子どもたちが学ぶ環境も大事だと気付かされました。特に子どもたちの周りにいる大人、親やおじいちゃん、おばあちゃん、隣近所のおじさん、おばさんたち、大人が子どもに与える影響は大きなものであると気付いています。地域の大人が学び、地域活動に参画することで豊かに暮らすための生き甲斐にもつながる。そして地域に対する理解や愛着や誇りにもつながる。結果として子どもたちの意識にも影響を与えると考えます。

町において大人が学び、地域活動に参画する拠点となり得る場所、その一つが公民館です。今後公民館が活性化していかく否かによって、町民の意識に極めて大きな影響を及ぼすと考えています。

以上のことを踏まえながら、生涯学習への考え方について町としてはどのように考えているのか。また公民館の活用のされ方についてどのように取り組まれているのかについてお尋ねします。

まず1点目、生涯学習事業における町の方向性についてです。町民が生涯学習に取り組むことによってどのような効果があると考えているのか。その意義についてお尋ねします。また、集落や地域コミュニティにどのような影響が期待できると考えているのか、ご見解をお尋ねします。

2点目、より公民館を活用してもらうためには、どのような環境整備が必要なのかについてお尋ねします。これまで各種講座等の開催により、多くの町民の方に活用されてきましたが、参加者や利用者が固定化されていることも総合計画をはじめ、課題として指摘されているところでもあります。そこで、町内団体や他の課で実施している事業との連携によって、さらなる活用を促せるのではないかと考えますが、町としてのご見解をお尋ねします。

また、各種講座や施設の活用について意見募集やニーズ調査等など、どのように行われているのかお尋ねいたします。

また、既存施設の魅力を高めることによって、活用意欲を高めるという取り組みも各地の事例で見受けられてきましたが、公民館の空間デザイン等、考えられていることがありましたらお示しいただければと思います。

次に、移住定住政策についてお尋ねします。人口減少が顕著化する中、移住定住政策の重要度は年々増していると認識しています。その中で、今年度の実績として、昨年の上にもなります184件の移住相談がありました。うち移住者数10組と飛躍的な増加がうかがえています。現在申し上げた数値については12月1日までの数値であることから、今後さらに数値については伸びていくことが予想されています。

移住者をめぐる地域間競争が激しくなる中、町にとっては追い風となる状況が生まれていると感じていますが、今後さらに選ばれる町になるためにはどのように取り組まれていくのかお尋ねします。

まず1点目、移住相談数、移住者数が増加した要因についてお尋ねします。今年度に関しては、新型コロナの影響もありまして、地方移住への意識が高まったことが要因の一つとしてあげられるかと思いますが、町としてはどのように分析されてますか。

また、コロナ禍の中、受け入れ側のご努力もあったかと思われそうですが、どのように対応されてきたのかお尋ねします。

次に2点目、移住を促進するための政策についてお尋ねします。

これまで空き家バンクや空き家改修補助金等の支援制度など行われてきました。引き続き支援していくとともに、併せてニーズに沿った見直し等も行っていく必要があると考えますが、町としてはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

また、移住にあたり大きな障壁となっているのが職業の問題です。町内企業とのマッチングを促すためにも、町で行っています無料職業紹介所の強化が必要と考えますが、町のお考えをお尋ねします。

また、移住先として選んでもらえるために、どのようなアプローチ、情報発信を行っているのか、町が求める人材として記されてます地域の担い手となる人材へのアプローチ。そしてまた、今日よく聞くようになりました企業移住、会社や社員がまとめて地方に移住するというものになりますが、この企業移住について今後どのように取り組まれていくのかお尋ねします。

3点目、移住相談における受け入れ側の環境整備についてお尋ねします。

昨年に比べ倍の相談数になっているということについては、先ほど申し上げたとおりですが、併せて受け入れ側の負担も単純計算で倍の負担になっていると推測します。

そこで、受け入れ側の人的負担への対策についてどのように行われているのかお尋ねします。

また、地域ぐるみの相談体制について、受け入れ側の負担軽減にもつながり、また移住相談における質の向上にもつながると考えますが、どのように取り組まれているのかお尋ねします。

以上、公民館の活用、移住定住政策についてお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の移住定住政策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の相談数・移住者数が増加した要因についてであります。本町の移住・定住総合支援センターに寄せられた相談者数につきましては、令和元年度の83人に対し、本年10月末現在で95人、過去6年間の累計では314人となっております。

また、移住者数につきましては、令和元年度の7人に対し、本年同月末現在で9人、過去6年間の累計では46人となっており、議員おただしのおり、相談者数・移住者数ともに増加傾向にあります。

この要因といたしましては、近年の働き方改革の拡大等により、テレワークや二地域居住等に対する全国的な価値観の変化に伴って、本町の芸術村事業や地域おこし協力隊事業、移住・定住総合支援センターの開設などの移住・定住施策が広く評価され、本町への移住の魅力が高まってきたものと認識しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、都市部での人口集中の問題点が浮き彫

りとなり、地方移住への関心が加速化されつつあると考えられます。コロナ禍の相談業務についてではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない中、移住・定住総合支援センターにおきましては、相談者との遠隔でのやりとりが増えてきており、メールやSNS、オンライン等の情報通信技術を活用した相談対応に取り組んでいるところであります。

次に、2点目の移住を促進するための政策についてではありますが、移住者への支援につきましましては、移住者のニーズを的確に捉えた支援策の構築が必要であると認識しており、現在、空き家バンクの推進や定住促進助成事業等による住宅支援のほか、空き店舗及び空家利活用事業や、にしあいづ移住支援事業等による起業及び就業の支援を行っているところであります。

今後につきましても、移住者のニーズに合った支援制度となるよう、また、移住者と地域のマッチングが円滑に行われるよう、おただしの無料職業紹介所の有効活用も含めまして、適宜見直しを行い、移住・定住の促進を図ってまいる考えであります。

また、地域の担い手となる若者層への移住のアプローチにつきましましては、これまで首都圏や関西圏においてPRイベントを通じた取り組みを展開しておりましたが、本年度はコロナ禍の情勢を考慮し、ホームページやSNS等を活用したオンラインでのPRを中心に展開しているところであります。

さらに、企業移住につきましましては、コロナ禍の影響により、首都圏から地方へのオフィスの移転等について、企業の関心が高まっているものと認識しております。

本町では、平成18年度にテレワーク1号館を開設し、20年度には2号館を開設してIT関連のベンチャー企業を入居させるなど、他自治体に先駆けた取り組みを行ってきたところであり、おただしの企業移住など社会経済状況の変化に対しましても、スピード感をもって取り組んでまいる考えであります。

次に、3点目の移住相談における環境整備についてではありますが、1点目のご質問でお答えしたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大など、社会情勢の急速な変化の影響から、本町への移住相談者数は増加しており、この傾向は今後も継続していくものと推測しております。

このことから、今後の人的負担の増加にともなうマンパワーの確保につきましても、状況に合わせて対応してまいる考えであります。また、移住・定住の推進につきましましては、地域とのマッチングも重要な課題であると認識しておりますことから、地域の皆さまが積極的に参画できる体制の整備について、取り組んでまいります。

いずれにしましても、町といたしましては、コロナ禍における今日の社会情勢の変化をチャンスとして生かすべく、移住・定住に関する施策の強化に向けて、的確な情報収集はもとより、移住者のニーズに沿った施策の構築に向けて、鋭意取り組んでまいる考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 1番、荒海正人議員の公民館の活用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生涯学習活動には、生まれてからの家庭教育、生涯学習の基礎を培う学校教育、自己を表現する社会教育、人間を磨く企業内教育があり、それぞれのステージにおいて様々な学習機会に出会い、学習する事柄を広げていくものであります。

1点目の町民が生涯学習で取り組むことでどのような効果を求めているかのご質問ですが、町では、町民の皆さんが生涯いつでも自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、自己の人格を磨きながら一人一人が充実した人生を送れることが一つの効果と考えており、皆さんが学ぶことでの幸福・生きがいを得られるように取り組んでいるところであります。

また、生涯学習を通して郷土に誇りを持ち、未来を開く人材の育成につながり、さらに生きがいを持つことにより健康で長生きする目標を持つなど、いろいろな分野において町の活性化につながるものと考えております。

2点目の生涯学習を行うことで生まれる地域への影響であります。生涯学習を実践することで、その良さを実感することによって学習意欲が向上し、個人だけでなく地域の活性化にもつながるものと考えており、一例として今年度から実施しております、出ヶ原和紙づくり講座は多くの地域住民の参加をいただいております。

次に、より公民館を利用してもらうための環境整備について、1点目の町内団体や他課で実施している事業との連携であります。現在各種講座等において、町内の各種団体や他課等と連携をし、公民館主催の講座に講師を派遣していただいたり、また、公民館から講師を派遣したりと相互に連携し実施しているところであります。また、生涯学習発表会や文化財保護、各種スポーツ事業などの文化・体育事業においても多岐にわたって協働で取り組んでおります。

2点目の各種講座の企画や施設利用についての意見の募集やニーズ調査についてであります。各種講座の受講生や事業参加者からの声を聴き反映するモニター型での調査と、社会情勢を捉えた流行型での調査、また、各地区の分館長、教養部・体育部などからなる専門部員の方々による地域での調査など、意見や要望等の把握に努め町民のニーズに合った講座等を展開しております。

3点目の既存の施設を活用しながら、より利用してもらうための空間デザイン等についてであります。現在の公民館は建築されて40年以上が経過しておりますが、各部屋のLED化や施設の修繕などを計画的に実施し、快適に利用していただけるように努めているところであります。

現在のホールや調理室など基本的な空間デザインの変更は、建築基準法や消防法等に適合しなければならないこと、また、建物は1981年以前の耐震基準で建築されておりますので、現在の耐震基準を満たした上での空間デザインとなります。このため室内の装飾等を変更することは可能ですが、壁等を崩し館内の空間デザインを変更することは難しいことと思われまますので、現在使用している事務室やロビー等の有効活用を検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 順次再質問させていただきます。ご答弁いただいた順に再質問させていただきたいと思っております。

まず一番最初に、移住定住事業について、ニーズに沿った支援制度の見直しについて再

度質問させていただきます。今、移住者数が増えているということで、移住に向けての課題もかなり明確に出ているかと思います。中でも、まず西会津に移住されるにあたって、物件を買うというよりは賃貸の方が多いいいことがあげられるかと思いいます。今、空き家バンクや改修の補助事業等見ますと、売買についての補助制度、支援制度が主なものになるかと思いいますけども、まず賃貸に対しての改修補助等、今後考えられているのかどうかについてお尋ねしたいかと思いいます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

賃貸物件に対しての改修の補助が考えられないかというご質問かと思いいますが、議員おただしのとおり、現在町の補助制度につきましては、取得物件に関しての改修の補助というものが主なものかと思いいます。

従いまして、来年度に向けて賃貸物件につきましても補助ができるかどうか、現在検討しているところかと思いいますので、ご理解いただきたいかと思いいます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひこの賃貸に関しての補助ができますと、かなり移住に向けてスムーズに來られる方も多くなるかなかと思いいますので、お願いしたいかと思いいます。

併せて、総合計画にも課題としてあがっているんですけども、空き家の所有者の手続きが、相続だったり、名義の変更とかなってないという物件がかなり多くあるということも課題として指摘されています。その辺りについて、今後の補助制度についてどのように考えられているのかお示しいただければかと思いいます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

所有権の関係の手續きがなっていないというご指摘かと思いいますけれども、議員おただしのとおり、空き家の流動化の進まない大きな原因といたしまして権利関係の整理がなされていないと、相続等かと思いいますが、という事例が多かと思いいます。県内市町村でもこういった相続登記に関する補助手續きの費用に対して補助をする制度設けている自治体もかと思いいますので、そういった事例を参考にしながら、来年度に向けてこれも補助制度ができるかどうか、現在検討しているところかと思いいます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ検討していただければかと思いいます。本当に一番最初に申し上げましたとおり、ある程度の課題が明確になってきましたので、それについて対処していただければ、今後の移住者数の伸びにもつながっていくかと思いいますので、よろしくお願いいいたします。

併せて、無料職業紹介所について再度質問させていただきます。現在、ホームページ等で無料職業紹介所の求人情報、載っかっているわけですけども、そちらのほう見ますと、そもそも載っている企業の数が少なかつたり、あと、その企業の概要についても、やはり細かく載っていないかということで、どういう会社があるのかについて細かく知りたい人にとっては足りないところがあるんだろうなというふうにかと思いいますけれども、もう少し情報を伝えるという段階で、今後工夫されてはいかかなかと思いいますけれども、お考えをお示しいただければかと思いいます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 無料職業紹介所についてのご質問にお答えいたします。

求職されている方へ、もう少し細かく情報伝達する工夫はないかというご質問でございますけれども、確かにホームページ、あるいはその紙媒体での求人の情報の伝達につきましては、限られた情報をお示ししているところでございますが、無料職業紹介所につきましては、基本的に求職者についても登録をいただくという制度になっておりまして、登録をいただいた方につきましては、企業の情報について細かくお伝えするとともに、企業とのマッチングも行っていくというような内容になってございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 企業側としても、やはり人材不足ということがよくいわれている中で、新しく西会津に移り住んで来る方が、西会津の担い手になってくれるという部分からしても、かなり重要になるかと思えます。併せて、今後の手厚いフォローとして情報を伝えるとともに、一緒に回って企業とつなげるとか、そういった手厚いフォロー等も検討していただければというふうに思えます。

次に、町が求める人材についてお伺いしていきたいと思えます。これからは、やはり人口減少が顕著化してきて、産業がどんどんどんどん衰退していくフェーズになってくるということがよくいわれているところです。今までの求める人材としては、西会津のライフスタイルに合った人に対して、かなりターゲットを絞って打ち出してきたのかなというふうに思っています。それは「日本の田舎、西会津町。」だったり、あとはふるさと応援寄附金の増から見て、そういったターゲットに向けての効果は出ているのかなと、移住者の増加を見ても効果は出ているのかなというふうに思っているところです。

これからのターゲットになるんですけれども、地域の担い手の中でも職の担い手についてがかなりキーワードになってくるかと思えます。今、町でやられている施策としても、お試し住宅でやられているワークインレジデンスだったり、あとは起業型の地域おこし協力隊ということで、町の生業をいかにこう継続していくかということが、かなりテーマになってくるかと思うんですけれども、併せて商工観光課でやられているほかにも新規就農だったり、あとは商業のほうでも、継業等もいわれている中で、他事業との連携だったり、他団体との連携についてどのように考えられているのか、今後の展望についてちょっとお示しいただければと思えます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

地域で課題になっている継業等の課題について、どのように他団体等との連携を図っていくのかの展望というご質問かと思えますけれども、議員おただしのおり、後継者の不足ということで継業の問題というのは課題になってございます。これにつきましては、町のそれぞれの所管課の間で、きっちり連携を図るとともに、町の商工業団体、あるいは農業団体等との連携も図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 お試し住宅でやられているワークインレジデンスの中では、これまで農業の働く体験をされたり、大工の体験をされたり、いろんなメニューを設けてやられてきたという経緯があると思うんですけれども、そういった部分で具体的に事業として連携できるようなポイントなどもあればお示しいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

お試し移住住宅、そしてワークインレジデンスでの具体的に農業や大工等の職業と連携できるポイントがあるかというご質問でございますけれども、現在実践してきたプログラムの中では、一部体験的なプログラムはございましたけれども、なかなか就業等には結び付いていないところがございますので、来年度に向けてこのプログラムにつきましても、さらに充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそういった体験プログラム等も細かく出していただいて、何よりも新しく移住する、また新しくやり始めるという方が多いものですから、まずは知るだったり、やってみるといところから入らなければいけないというふうに思います。それに合わせて地域の人たちも少しずつ新しい人たちに対して順応していくのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお考えいただきたいなというふうに思います。

次に移住相談の質の確保についてお尋ねしたいと思います。昨日の全員協議会の中で、来年度の移住相談センター、移住相談窓口の展望として、役場のほうにその拠点を移すということで商工観光課長からご答弁があったかと思いますが、具体的にどのような形、どのような体制で、どのような人材でその窓口が運営されているのかについてお示しいただいてもよろしいですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

来年度から、その移住定住総合支援センターの取り扱いについてどのように考えているのかというご質問でございますけれども、現在細部については検討中でございますが、大枠といたしましては、現在、芸術村のほうにある移住定住総合支援センター、これを町役場のほうに移管をするという考え方でございます。町として専任の相談職員を配置をいたしまして、その活動の充実を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

また、これによりまして県の移住コーディネーターとの連携等についても十分に図ってまいったり、町の関係各課との情報共有、こういったものも図りながら広く移住相談への対応を進めてまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 具体的にどういった人材というところになるんですけれども、今、対応されている方たちが、その拠点を芸術村から役場になるという認識ですか、それともまた別な人がそこにあたるという形になるのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

移住定住総合支援センターの対応する職員についてのご質問でございますけれども、新

年度から新たな職員を配置すべく、現在のところは公募をする考え方でございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 新しい人が就かれるということで、すごく心配なのが一つありまして、今、移住相談されている方もこれまで数年やられてきた人たちです。その今までのノウハウだったり具体的なスキル、例えば西会津に移住してきて事業を立てたいとかいう人も中にはいるわけで、その人たちの対応について結構専門的な分野での知見も必要になるかと思われれますが、そういったところのスキルの確保についてどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

現在の対応状況を申し上げますと、現在、移住定住総合支援センターにつきましては、一般社団法人B O O Tの委託職員と、それと協力隊員1名がその対応にあたっております。

協力隊員につきましては、来年度の年度途中で任期が満了になりますので、それで満了になりましたらば、これは移住定住の仕事ではなく別なビジネスプランを考えておりますので、こちらには携わらないという形になりますが、来年度いくらか在任期間がございますので、その中で新たな相談員に対して、今までのノウハウについてはしっかりと引き継いでいっていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 相談員に対してのスキルについては、マニュアル化していただくのも一つ手かなと思いますけども、ただマニュアルだけでは伝えきれない部分もあると思います。一緒に移住相談をして、一人一人に合ったコーディネートをするというのも大事になってくると思います。

併せてこれまで移住相談で対応してきた中には、やはり空き家を相談する中で、地域に行って区長さんと会ってもらおうとか、あと地域のことをよく知っている人とマッチングするだったり、先ほども申し上げましたが、起業したいという方に対しては、具体的にそういった起業スキルを持っている方とマッチングしたり、かなり広いネットワークの中で移住相談をされていたかと思えます。

そういった今までは合わせ技一本で移住に向けて取り組んでいた、そういった体制をどういうふうに構築されていくのか、お尋ねしたいと思いますがいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

これいろいろとご質問がございましたので、全部お答えしきれぬかあれですけれども、まず移住相談に携わる人材のスキルといたしましては、しっかりと移住者に寄り添った対応ができる方を登用したいなというふうに考えてございます。併せて町商工観光課の職員も一緒になって相談員と、あるいはその移住者の方と伴走していくというような体制をつくってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、ご指摘にありました空き家の問題、あるいは自治区の区長さんなどキーマンとな

る方々との関わり、あるいは起業や就業に向けての支援、こういったものについても、当然支援をしていかなければならないわけでございますけれども、これにつきましても町のほうではそれぞれの担当がございますので、しっかりと情報共有をしながら移住者が定着できるような施策の実行に向けて努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 併せて、先ほど地域の人たちとの連携についても質問させていただいてご答弁いただきましたが、具体的に総合計画にも書いてありますが、地域ぐるみの相談体制、今後つくっていかねばいけないと考えますが、今の段階では相談員が知っている人につながっていると、知っている範囲でつながっているという形になりますが、今後組織的に行政に拠点を移すという流れの中で、具体的に地域とつながる形というのをつくっていかねばいけないなというふうに考えてますが、地域ぐるみの相談体制については、今後どのようなイメージを持たれているのかお示しいただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

地域ぐるみの相談体制、どのように具体的に構築していくのかというご質問かと思いますが、様々な自治体でいろいろな先進的な取り組みやっておりますので、まずはそれをしっかりと調査をしたいなというふうに考えております。例えば一例といたしまして、住民の方のボランティアによります移住サポーター制度というものを設けている自治体もございます。県内では福島市、あるいは隣県では新潟市等でもこういった制度を設けて、地域住民の皆さんからの協力、連携を組織的にやっているというような事例もございますので、一例ではございますけれども、こういった他自治体の取り組み事例等も参考にしながら、地域との連携体制をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。このコロナ禍の中で、かなり西会津に対しての注目も集まっておりますので、ぜひ移住定住に対しての体制も今後仕組み化しながら、確実なものにしていただきたいと思っております。

併せて、ご承知だと思いますけれども、移住相談員のみがやっているわけではなくて、地域全体で移住者を受け入れるだったり、行政だったり、あとは関係する団体ともつながりながら移住の受け入れ体制ってできていくのかなと思っていますので、そちらのほうもご配慮いただきながら、今後構築していただければと思います。

話題を変えまして、次に公民館の活用について再度質問させていただきます。一番最初の質問にも申し上げましたが、やはり今公民館を使われている人が固定化しているということの指摘については、今後考えていかねばいけないと思っております。併せて、多くの方ですね、今まで使われていなかった方、興味がなかった方、そういった方たちも使われるような流れをつくっていかねばいいなというふうに考えているところです。

具体的に事業連携についての考えについて再度質問させていただきたいなと思うんですが、先ほど具体的に出ヶ原和紙の例をあげていただきまして、そういったつながりの

中から新しい方たちの誘客にもつなげているというような認識で、聞かせていただきました。同じような事業も結構たくさんあると思うんです、ほかの協力隊の事業もそうですし、あと私が以前関わらせていただいた、昨日も公民館の発表会があったと思うんですけど、アントレプレナーシップの事業も新しいアイデアが結構出てきているということで、こちらの事業との連携も親和性も高いということもありまして、できるのかなというふうに思っているんですけども、どのように考えられていらっしゃるのか、その辺りのご見解お示しいただければと思います。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 荒海議員の再質問にお答えをいたします。

公民館の利用ということで、先ほどご答弁させていただきました。公民館の利用、ちょっと全体的な部分で申させていただきますけれども、毎年、会津教育事務所の公民館訪問というのを会津管内全ての市町村で実施されております。その中で、西会津町にも昨年、一昨年、毎年いらっしゃるわけですけども、公民館利用について講座等の開催、あとその地区の住民の皆さんの利用、管内においては非常に多いというふうに、お褒めの、リップサービスの部分もあるかもしれませんけれども、いただいております。

一昨年のデータですと、今現在、利用団体は年間 89 団体ほど利用されておまして、1,037 回、推計人数含みますけれども、1万5,658人ということで、1万6千人ぐらいの自主団体の利用がございます。また、講座等でも、公民館講座等で約2千人ということで、年間で1万8千人ぐらいの利用はいただいております。ただ、活性化のためには、まだまだ努力しなければいけないという部分はございます。

それで、ご質問の部分ですけども、連携におきましては、ご答弁申し上げたようにいろいろな講座等々で、その団体、専門的の方もいらっしゃいます、自然、歴史等々ございますので、そういった方々のお力添えをいただきながら実施するもの。また、公民館のほうで出前講座等ということで、いろいろな団体と連携をして、協働になって取り組んでいくという部分でございます。

ですから、今後も連携可能な部分については、本当に連携をしながら、より活性化に努めていきたいと考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 連携の事業って結構あると思ってまして、さっき言った、ちょっと例にあげさせていただきましたが、アントレプレナーシップは学校教育課の事業ですけども、私が見させていただいた事業の中では、今年度は学校の中で生徒のアイデアをまとめるだったり、あとは考え方をまとめるということで、学校の中で完結したものが、来年度はさらに地域に出向いて行って、地域の商店だったり、あとは地域住民の人と具体的なサービスだったり商品開発を行うというような事業の流れだったかと思うんですけども。生徒側から見ると、学校教育の部分あって、そこで全体を解決するかもしれないですけども、地域の商店の人だったり、地域住民からすると、やはりそこに対してのフォローが必要かなとも思っています。

また、そこに対してフォローが強くなれば、事業全体の質の向上にもつながるのかなというふうに思っていて、今後そういった需要もあるというふうに考えてますので、ぜひ連

携していただいてやっていただきたいなというふうに思っています。

で、併せて、一つご提案がありまして、これからいろんな人たらを、新しい人たちを公民館に誘引していく必要があるということでお伝えさせていただきましたが、企画を立ち上げる、今、各種講座等やられてますけども、アンケートを取られてそこからいろんな派生されて、講座等もつくられていますけれども、その企画の段階から住民の人だったり、関わっている人たちが参加して立ち上げるということも、一つ考えられるんじゃないかなと思っています。0から1をつくるという段階で考えられるんじゃないかなと思っています。

先ほど申し上げましたアントレプレナーシップも同様な考え方でやられてますし、ほかの町の事業でも、現在、企画のほうでもやられてますかね、協働のまちづくりの会議だったり、あとは、まち・ひと・しごとの総合戦略の会議、そういった中でも0から1をつくるというところで、地域の人たちに集まってもらって、新しいアイデアをつくる。それを実際に動かしていくというプロセスを踏まれていることもあります。これでアイデアも出るというのもそうなんですけども、あとは活動する主体の団体もできあがる可能性があるということで、一石二鳥のことにもつながるんじゃないかなというふうに思うんですけども、こちら提案ですけども、この提案についてどのようにお考えになれるか、見解をお示しただけだと思いますが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

意見募集、ニーズ調査等々、あと企画への立案という部分でございますけれども、現在におきまして、ご答弁申し上げたように講座等においては、そのモニター型での調査、あと流行型での調査、あとはその地区の部長部員の皆さんからの地域でのニーズ調査等々を反映しながら、いろいろ実施しているところでございます。

その企画の段階、企画案が一つ出ましたら、もちろんその講座等々に関わっていただく方々、例えば講師、出ヶ原和紙もそうでございますし、例えば歴史文化の物語講座等々も、これは十分に講師となるべき方と打ち合わせをしながら、その企画を練り、設計していくわけでございますけれども。公民館事業、いろいろなやはり公民館という部分でございます、公、我々の官と皆さん、住民の方々一緒になってやる部分でございますので、そういった声は広くお聞きしながら、ただそういった会議型の部分ではなくて、本当に気安く声をかけていただいて、こういった提案があるよというのを声を十分に拾っていきながら、その企画等を立案していきたいと考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそういったご答弁ありましたとおりに、地域の人たちの声を聞きながら、新しい企画等も立てていただければいいなというふうに思っています。

そこで、結構今の文脈の流れでも重要になるところかなと思っているのが、人の流れをどう公民館に向けるのかって結構大事だなと思っているんです。今は、やはり公民館で活動するという目的がない限りは立ち寄る人はあまりないと、知人がいて少し立ち寄りとかはあるかもしれませんが、実際に何も無いのにふらっと立ち寄るといったのはあまりないと思います。そういったところで、その人の流れをつくるということでかなり地域の意見

を吸い上げるだったり、新しいつながり、コミュニティをつくるというところでも第一歩だというふうにいるなところでいわれていますが、そういった人の流れをつくる、先ほど答弁の中では、今の既存の施設の中でレイアウトを変える、装飾を変えるというようなふうにご答弁をいただきましたが、今後、実際空いている部屋を開放されたりとか、駐車場の部分を何かに常に使うということは難しいかもしれませんが、そういったところで取り組みをしていていただきたいなというふうに思うわけですが、具体的に今の文脈の中で人の流れをつくる、あるいは人の意見を聞くという文脈の中で、今後やられていくとしたらどういったイメージを持たられているのか、お示しいただければと思いますが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

人の流れという部分でございます。公民館におきましては、その施設を事前に予約されて、その施設を活用して学習等々をされる方がほとんどでございます。おっしゃいましたように、気軽に立ち寄れる公民館、話しやすい公民館という部分もございます。やはり他自治体においても、近頃、例えば生涯学習センター等を建てる場合に、フリースペース的な自由空間、気軽に立ち寄れる自由空間を設けている施設も多ございます。

ただ、うちの公民館においては、その施設の会議室、研修室、ホール等々のあれがございますので、新たな部分というのは難しい。それで、議員もおっしゃいましたように、今、1階部分で事務室3室ございます。入ってすぐの場所と大きいところと、またちょっと裏側のほうにあるわけでございますけれども、事務室で、1室はもちろん我々職員が常時そこで執務をしておりますが、空いております事務室が1室、入り口のところにございまして、ただそこも現在会議等で、しょっちゅうではないですけども、使ってはおりますので、そういった部分を使っていないときでのフリースペース化できないかと。そして、そこに利用される方々が自由に利用していただけるような考えも持っておりますので、ただ、レイアウト等々もございますので、慎重に検討して、そうやって気軽に利用できるスペースになればなというふうに、現在考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 具体的に場所とか使い方とかもお示しいただいて、すごくうれしく思っていますが、ただ、気を付けていただきたいのが、つくればいいというものではないというのが承知されているかと思っておりますけれども、これまで全国でいろいろフリースペースだったり、オープンスペース、公的なシステムをつくられてきているということで、課長ご答弁いただいたとおりですけども、それでもその中の事例で、いい事例として出てくる中のものでは新しいコミュニティだったり、新しいアイデアが出てきているということもありますけれども、また悪い事例もたくさんあがってきていて、つくったはいいものの、閑古鳥が鳴いているとか、よく聞く話ですけども、その中でやっぱり重要になってくるのが場所のデザインだったり、場所の人の流れだったりということがかなり重要になってくるかと思っておりますので、場所をつくるというハード的な考え方もそうですけれども、ソフト的な空間の雰囲気だったり流れというものも、ぜひ研究していただきながら、今後整備していただい

ればというふうに思います。

以上で、これで終わらせていただきます。

(「議事進行」の声あり)

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 暫時休議にさせていただきますか。

○議長 暫時休議にします。(11時47分)

○議長 再開します。(11時50分)

以上で1番議員の質問は終わりました

ここで議長を交代します。

○副議長 それでは議長を交代しました。

暫時休議とします。(11時51分)

○副議長 再開します。(13時00分)

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野恵美子でございます。通告に従いまして2件質問させていただきます。

一つ目は町の産業振興についてであります。少子高齢化の急速な進行や人口減少による地域経済への影響、加えて新型コロナウイルス感染症の影響など、本町を取り巻く情勢は予測を上回る速さで変化しております。人口減少を抑制し、若者の町外流出を防ぐためには、産業振興、また雇用機会の確保が求められます。

西会津町総合計画(第4次)では、若年層が職を求めて町外に流出していることから、既存産業の振興や町の強みを生かした新たな産業の創出が求められる。企業誘致においては、町内で安心して働ける場の確保。特に若者や女性の働く場の創出が求められており、誘致する企業のメリットや町に合った業種の検討が必要であるとし、町内産業の振興と企業誘致を具体的な取り組みとして掲げてあります。

西会津町を将来どのような町にすべきかとの町民アンケート結果で、1位は若者が働きがいを感じる企業がある町で、15歳から70歳以上の全ての年代で1位となっております。

そこで、1、企業誘致の現状。

2、地域資源を活用した産業振興への取り組みについて町の考えをお聞きいたします。

二つ目は福祉政策についてであります。国は福祉政策の中で高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを推進してきました。しかし、高齢者に対するシステムだけでは適切な解決策を講じることができない時代になったことから、子ども、高齢者、障がい者など、全ての人々が地域で暮らし、生きがいをつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現へ方向を転換しました。地域共生社会に向けて産業と福祉の連携は重要な取り組みの一つであると考えます。

また、日本1億総活躍プランでは、社会的に弱い立場の人々が最大限活躍できるような環境整備の一環として、農福連携の推進が盛り込まれました。農福連携、農業と福祉の連携ですが、その対象者は、障がい者、高齢者、生活困窮者、生活弱者などと幅広く、この取り組みが進むことにより雇用機会の創出や生きがいの創造、農業の働き手不足の解消などが解決できると期待されております。

- そこで、1、農業分野における農福連携をどのように考えているか。
2、障がい者の就労の現状は。
3、8050 問題の現状把握はどのように行っているのか。就労への取り組みの現状は。
4、福祉分野における農福連携をどのように考えているか。
5、町の農福連携の現状と今後の取り組みについてお聞きいたします。
以上でございます。

○副議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 2番、上野恵美子議員の産業振興についてのご質問にお答えします。

初めに、1点目の企業誘致の現状についてであります。本町では、昭和46年に首都圏から第1号の企業を誘致して以来、昭和63年度に西会津町工業団地を造成し、企業誘致を進めてきたところであります。

現在、製造業など四つの企業に対して工業団地の区画を分譲しておりますが、平成18年度以降は1区画が未分譲となっているところであります。

企業誘致につきましては、市町村単独の取り組みでは成果を得ることが難しいことから、福島県と連携して、企業の工場新設等に関する情報収集や、町の特色及び立地環境等の情報発信などの誘致活動を展開しており、毎年数件の企業から問い合わせ等をいただいておりますが、具体的な誘致までには至っていないところであります。

町では、本年8月に町内の誘致企業等を対象とした企業訪問を実施しており、そこで把握した諸課題を解消し、町内に立地している企業が、将来に渡って事業が継続できるよう各種支援の充実を図るとともに、今後とも県と連携した企業誘致の取り組みを継続してまいります。

次に、2点目の地域資源を活用した産業振興についてであります。町では、西会津町総合計画（第4次）において、地域資源を活用して本町の状況に合った産業の創出について検討します。と定めているところであります。

このことにつきましては、一例を申し上げますと、ミネラル野菜を活用した6次化産業の取り組みや、菌床キノコやキクラゲなどの生産及び加工事業、ケーブルテレビの通信基盤を活用したテレワークセンターの創設などがあげられますが、このように、本町の地域資源や特色ある事業を有効活用することにより、新たな視点からの産業の創出などについて検討していくものであります。

町といたしましては、引き続き、地域資源や町の特色を生かした産業の創出について鋭意検討するとともに、町内商工業者に対し必要な支援を行いながら、本町の産業の振興に取り組んでまいります。

○副議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 2番、上野恵美子議員の福祉政策についてのご質問のうち、農業分野における農福連携についてお答えいたします。

農福連携は、障がい者等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを創出し、社会参加を促すもので、農業分野における課題と福祉分野における課題、双方の解決が期待される取り組みであります。

農業分野では、農業従事者の高齢化や減少による担い手不足、それに伴う耕作放棄地の

増加が課題となっており、担い手や新規就農者の確保・育成を進めていく必要がありますが、農福連携は、解決策の一つとして、その効果が期待されるところであります。

町内における農福連携の具体的な取り組みの状況については、障がい者の雇用に特別な配慮をした特例子会社の農業部門が平成28年から新郷柴崎地区で操業し、また、菌床キノコの生産法人や落花生の生産農家が袋詰めや収穫の作業を西会津町授産場に発注しており、雇用・就労の機会創出と労働力の確保など、農業と福祉、双方の分野で効果を発揮しているところであります。

さらに今年度、西会津町授産場では、菌床キノコの生産法人から安定的にキノコの包装作業を受注できるよう、自動パック包装機の導入事業に取り組みましたが、町では導入経費の助成を行うとともに、生産法人との調整など円滑な運用に向け、支援を行ったところでもあります。

町といたしましては、今後も農業・福祉双方の分野で十分効果が発揮されるよう関係部署が連携を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○副議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の福祉政策についてのご質問のうち、初めに2点目の障がい者の就労状況についてお答えいたします。

本町における身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、養育手帳の取得者は令和2年11月30日現在で544人と把握しております。町といたしまして、この全ての就労状況を把握はしておりませんが、今年度障がい者等各種計画策定に向けて行った65歳未満の対象者147人へのアンケートによりますと、回答をいただいた79人のうち19人は会社勤めや自営業、家業などの収入を得る仕事をしているとして把握しております。

なお、これとは別に西会津町授産場において就労支援を受けている方が、登録者数で29名おります。

また、障がい者雇用促進法では従業員数が一定数、45.5人以上の規模の事業主には障がい者の法定雇用率、民間企業で2.2パーセント以上の雇用が義務付けられており、対象となる事業所の本町における障がい者雇用の令和元年度実績では、6事業所で7名の方が雇用されていると把握しております。

次に、3点目の8050問題の現状把握と就労への取り組みについてお答えいたします。

8050問題は、80歳代の高齢の親と50歳代を迎えてもなお無職でひきこもりの子の世帯が、本人の病気や親の介護、離職、リストラなどによるものや、経済的困窮、人間関係、社会的孤立などを背景とした複合的な課題により、将来に向け深刻な不安を抱えているなどの家庭の実態が問題視されたものであります。

本町においてはこれまで、ひきこもり本人や親が保健や医療、福祉、介護などの各場面において何らかの問題が生じて初めて表面化することがほとんどで、その都度関係機関と連携してその家族を包括的に支援してまいりました。これからは特に、地域に顕在化している家庭を深刻な状況に陥る前に発見し、関係機関と連携してつながりを持ち、その課題解決の支援を行うことが大切であると考えております。

なお、ひきこもり支援の一つとして就労支援が必要とされますが、複合的課題を抱えることが多く、まずは段階的に日常生活の自立から、家族や身近な地域との関わりを持ち、

その後、経済的な自立のため就労につなげるなど、その人の容態に応じて関係機関と連携して、相談・支援を進めております。具体的には、就労支援の段階であれば、県や県社会福祉協議会の事業を活用し、ハローワークや地域の職業相談所、障がい者福祉サービス事業所と連携しながら本人が希望する就労に向けて支援しております。

次に、4点目の福祉分野における農福連携についてお答えいたします。

1点目の農業分野における農福連携についてで農林振興課長がご答弁申し上げましたとおり、双方の分野における課題解決に向けて期待される取り組みであります。

特に福祉分野においては、障がい者がその障がいの特性に応じ能力が発揮できる場の一つであり、地域における就労の場の創出としての位置付けはもとより、農業生産活動を通して、自信や生きがい、社会参加につながり、障がい者の心身状況や生活の改善などへ大きな効果が期待できる大変有効な取り組みであると捉えております。

次に、5点目の町の農福連携の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

農業分野と福祉分野の連携は、これまでご答弁申し上げておりますとおり、双方の課題解決に向けその効果が大変期待されているところであり、町内においても、いくつかの取り組みが既に展開されております。

町といたしましては、双方の地域における課題やニーズを捉え、互いに補い合うことにより双方の利益を生みだし、さらには地域における農地の保全や障がい者の暮らしを支えることなど、その効果が十分に発揮されるものとなるよう、関係部署が連携を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○副議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。まず産業振興についてから、企業誘致の現状についてのご答弁いただきました。市町村単独の取り組みでは成果を得ることが難しいということと、あと福島県と連携して進めているけれども、なかなか具体的な誘致までは至っていないということですが、そこで、まず企業誘致についての町民の期待ということですが、これは西会津町総合計画（第4次）の町民アンケートにあります、西会津町が住みよくないと思う理由として1位は降雪量が多い、56.1パーセント。2位が将来発展の可能性がない、43.9パーセント。3位として、働く場所、家業がない、35.6パーセントです。西会津町を将来どのような町にすべきかとの間に対しては、1位、若者の働きがいを感じる企業がある町ということで、15歳から70歳以上の全ての年代で1位となっております、30代以上では60パーセント以上を占めています。

この結果を見る限りにおいても、やはり町民の方々の期待が大きくて、そして町としても取り組む具体的な目標として掲げているところだと思っておりますけれども、なかなか進まないという現状について、まず町単独での取り組みでは成果を得ることが難しいと判断されたその要因をお聞きしたいと思います。

○副議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 上野議員のご質問にお答えをいたします。

町単独では企業誘致の取り組みがなかなか難しい、その要因は何かということですが、やはり企業誘致と申しますと、企業に優位性をPRするための補助金でありますとか、あるいは優遇制度、これらについてはかなり桁が違う話でございます、こ

れにつきましては、市町村単独でなかなかそれを創設することは難しいということで、県の補助金でありますとか優遇制度を利用させていただくことが一番現実的であり、それに誘導していくということで県にお願いしている。

また、県も東京や関西、名古屋地方のほうに出先機関を持っておりまして、直接企業とのマッチングも行っておりますので、そういったスケールメリットを生かしながら、県内市町村に合った企業をマッチングさせていただくということで取り組んでいただいておりますので、町としては、そういった県の取り組みをお願いをしているというような現状でございます。

以上でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、県からは今まで何か提案というものはあったのでしょうか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

県から具体的なその企業誘致の提案はあったかというお話でございますけれども、西会津町に興味を示している企業があれば、その情報はいただいておりますので、そういったケースもいくつかございました。ただ、1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、具体的な企業誘致にまでは至っていなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、その産業分野としてはどういうところに注目しておられるのかお聞きします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

その具体的な話があったところで、どういった産業の企業が興味を示してきたかと、そういうご質問でよろしかったでしょうか。いろいろございまして、製造業であるとか、あとエネルギー産業であるとか、様々なお話がございました。これに偏ってたくさん話があるという、そういう偏りは特になかったというのが現状でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 今その企業誘致の対象として注目されているということでは、農業関連だったり、環境エネルギー関連だったり、情報通信、観光などありますけれども、これらの産業をこれからの取り組みの中で積極的に誘致に働きかけていくというふうなお考えはあるのか、もう1回お聞きします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

総括的なお答えになりますけれども、町の魅力、様々ございますので、農業、林業、あるいはそれ以外の町の魅力につきましても県を通じて広く発信をしていきたいというふうな考えてございます。それによって興味を示していただいた企業につきましては、県にも伴走いただきながら積極的にその企業との情報交換、誘致に向けた取り組み、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは今後も積極的に誘致活動は行っていくということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

議員のおただしにもありましたとおり、総合計画に則り、企業の誘致活動につきまして鋭意取り組んでまいりる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、地域資源を活用した産業振興についてお聞きいたします。答弁の中でミネラル野菜を活用した6次化産業や、菌床キノコ、キクラゲ生産加工、ケーブルテレビの通信基盤を活用したテレワークセンターの創設など書いてありますけれども、この地域資源を活用した産業振興については、どのように検討してきておられるのかということをお聞きしたいんですが、行政内部においてはどのように検討されているのかお聞きします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

地域産業を活用した産業振興に行政内部でどのように検討してきたかというご質問でございますけれども、1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、ケーブルテレビの情報基盤を活用したテレワークセンターの創設や、あるいは農林業の6次化の取り組みなど、それぞれの所管課においてそれぞれの分野の産業への活用ということで検討してまいり、また、その実践に向けて取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 担当部署の中で検討して、さらに横断的にも部署を越えて検討してきているということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

庁内で横断的にその検討してきたかということでございますけれども、町組織内部での様々な会議等を通じまして、庁内でそういった具体的な取り組みについては常に横断的に全課で情報共有をしながら取り組んできてきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、協働のまちづくりの観点からはどのように検討されているのかお聞きします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

協働のまちづくりとの関係はどうかというご質問でございますけれども、企業誘致全般に対して町民参加でのその検討する仕組みという部分については、現在ございませんけれども、それぞれの課において地域の関係者、あるいは団体等と連携しながら産業振興につ

いては取り組んできているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 そのような検討の中で、具体的にどのような提案が出されてきているのかお聞きいたします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

具体的にどのような提案があったかというご質問でございますけれども、一例を申し上げますと、例えば農産物の6次化加工の取り組みであるとか、あとは、菌茸類の菌床栽培の施設、それによる事業化の取り組み、そういったものが生産者サイドからあげられた声を基に町で施策化してきたというのが事例でございますが、そういった取り組みを展開してきたところでございます。

以上でございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 地域の経済活性化には地域の主要産業の強化というのが重要だといわれておりますし、そして私もそう思いますが、今その6次化ということで、町の基幹産業である農業、そして豊富な森林を活用した産業の創出、それによる振興等、具体的にその辺これから取り組んでいくというような考えがあれば、どういう資源を使ってどういうふうに活用していくというお考えがあればお聞きしたいと思います。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

これから地域資源をどのように評価、取り組んでいく考えかというご質問でございますけれども、先ほど来からご答弁申し上げましているとおおり、本町の特色あるミネラル野菜、あるいは米などの振興、そういった現在取り組んでいる事業をさらに磨き上げをして拡大していけるように、しっかりと取り組んでまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、農業分野においては、今されている取り組みをさらに強化していくということで理解しました。森林の資源を活用した産業創出の部分は、この間、9月の議会の中で取り上げられておりましたが、再生エネルギーへの取り組みなどは、その後検討されたのかお聞きしたいと思います。

○副議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 森林資源の活用というご質問ですが、町では現在、森林活用を目指しまして林業専用道の整備ですとか、それから、将来的なキノコのホダ木の生産復活に向けて広葉樹林再生事業ですとか、そういうことで森林資源の活用に向けて取り組んでございます。バイオマスエネルギーの資源としての活用についても、今後その需要を見極めながら検討したいというふうに考えております。

○副議長 ちょっと話が農林業の振興になっていますので、もう一度話を戻して進めてください。

上野恵美子君。

○上野恵美子 答弁を聞いていると、今後検討していくという答弁が結構多いんですけども、本町にとって産業振興の必要性をどのように危機感を持って捉えているかということなんですが、中小企業庁がこのようなメッセージを出しています。地域の産業に意を持ちにくい基礎自治体は、今後の少子高齢化、地方分権等の流れの中で、財政破綻や行政サービスの低下を余儀なくされる恐れがある。自治体自らが、独自の戦略による産業振興策に着手し、真剣に取り組んでいくことが必要であると、警告ともいべきメッセージを發していますが、町の現状も将来人口の推計、令和22年で3,473名になると。そしてそのうち老年人口、65歳以上ですが55.7パーセントを占めるという中で、人口減少による税収の減少、そして財政調整基金も年々1億ずつ減少している。将来への負担比率もわずかずつではあっても悪化しているという中で、町民の方々から、やはり将来の不安の声が聞かれます。行政サービスが低下するのではないかと、若い世代に負担を課すのではないかと、そのような危機感を感じていると。私も同じように感じています。やはりこの町の将来を考えたときに、産業振興、そして雇用機会の確保、税収の確保も本当に真剣に取り組んでいかないといけないと思いますが、その辺の明確なビジョンなどを。

○副議長 上野議員、産業振興のビジョンとありますが、そういうのはあれだと思いますが、ちょっと今ずれてますので、もうちょっと具体的に質問してください。

○上野恵美子 そういう状況の中で、産業振興への強いビジョン、このような資源を活用して、このような地域を活性化していくというような、強いやはりメッセージを求められていると思いますので、その辺の明確なビジョンと強いメッセージをお願いしたいと思います。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 上野議員のただいまの産業振興の危機感というようなお話がございましたけれども、実は今年の8月に、町内企業の15社の社長さん方といろいろお話しをさせていただきました。これはちょうどコロナ禍の中でありましたから、コロナの関係もありますけれども、そういう状況の中で西会津町の企業が、しっかりやっぱり頑張っていたら。そこに勤めている従業員の皆さん、あるいは社員の皆さん、その後ろにはみんな家族がおいでになるわけですね。相当の人数の町の人口の一部を企業が支えていただいているということでもあります。そういう状況があって、これからいわゆる、その企業が将来とも西会津町に存続できるというか、安定した経営ができるかどうか、そのことに対していろいろ意見交換をさせていただきました。

いろいろ企業によってはいろんな意見がございましたけれども、やはりこれから、やはり優秀な人材をどう確保するか、ここがやっぱりそれぞれの企業の皆さんの非常に心配しておられる点でありました。その人材を確保するために、本当に努力をされているわけがありますけれども、要は、そういう人材を西会津町の企業はこういう素晴らしい企業あるんだよということを、やっぱりもっともって町民の皆さんに知っていただく。あるいは子どもさんのときから企業訪問などさせていただいて、そしてそこに、その子どもさんたちが、やはり就職できるような、そういう教育も必要だというようなこともありましたし、それとやはり、この西会津町は降雪があって、非常に雪の降らないところから見れば、非

常に除雪にかかる経費なんかもあるわけですね。

ですから、そういう部分で、町がどの部分で支援ができるかというようなことで、今、企業支援、町内の企業がこれからもずっと存続できるような企業支援を、来年度には新たに政策として打ち出していきたいと、そんなふうに思っております。

そういう意味で、町民サービスがどうのこうのというようなお話もありましたけれども、決して町民サービスの低下につながるようなことはできないわけでありますから、町としてできる範囲内でこれからも産業振興、企業の存続に向けた支援策を講じてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 はい分かりました。今ある企業の支援とともに、またいろいろ新しい産業等の創出なども、やはり取り組んでいただきたいと思います。

次に、福祉政策についてお伺いいたします。農福連携において、農業分野におけるメリットとして、農業従事者の確保という部分はもちろんありますけれども、それだけではなくて、農家さんほうの社会貢献であったり、あと地域活性化につながったりというメリットがあると思います。福祉分野において障がい者の方々の就労の現状、分かりました。多くの方々が一生懸命働いておられます。

そこで、障がいのある方で社会支援、社会参加や就労に至っていない方への支援というのは、どのように行われているのかお聞きしたいと思います。

○副議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野議員のご質問にお答えいたします。

障がいをお持ちの方が就労支援に至らない場合の町の支援というご質問かと思われませんが、町といたしましては、先ほども申し上げました障がい者手帳を保有していらっしゃる皆さまにつきましては、様々な障がい福祉制度の中で生活を支える場面、また、介護を支える場面、医療を支える場面で支援はしているところでございます。

そういった中で、どうしても個々人の障がいの程度に応じて就労にどうしてもつながらない方もいらっしゃいますし、また、就労したくてもその地域の中で就労できるような職場がないといった場面も考えられます。そういったところ、個々に相談に応じながら、一緒に考えながらその方の日常生活が豊かになるような形で支援をしてまいりたいと。様々な関係機関が連携しながら支援をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 同様に 8050 問題なんですけれども、総合計画の中では生活困窮者や生活弱者などから相談体制を充実させというふうにあるんですけれども、この相談体制というのはどのような体制で取り組まれているのかお聞きします。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは 8050 問題についてのご質問にお答えいたします。

8050 問題、先ほど申し上げましたように、80 歳代の親とひきひこもりがちな無職のお子さんのご家庭が陥る、その生活困窮だったり、社会的なつながりがなかったり、子どもさんがひきこまってしまったりというところで、非常に多くの問題が複合的にあるのかなと

いうふうに感じてございます。

ご本人、お子さんだけではなくて、ご家族の問題なども含めて包括的に支援をしていかななくてはいけないというふうに考えております。町の中では、その問題が生じるような場面、その問題が表に出てくる前に、できる限りその家庭に入って支援をしていきたいというふうに考えてございますが、なかなかデリケートな問題もございまして、そこに関わる保健、医療、福祉の各分野の関係機関の団体と連携しながらの適切な相談支援体制を構築できるように力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 相談体制を充実させるということですが、やっぱり自分から相談するという行動に移せない方もいるのではないかと思いますので、手を差し伸べるという、やっぱり心のケアに重点をおいた体制づくりが必要なのではないかと思います。

やはりここには一番身近な地域の保健活動と、地域の方々も含めた福祉の連携体制というのが重要だと思いますけれども、今そういう体制で取り組まれているんだと思うんですけれども、なかなかまだ現実的な把握、現状の把握が難しいというところでは、これからさらにどういうふうに強化していけばいいとお考えかお聞きします。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

なかなか表面化しない問題につきまして、その近くにいらっしゃる方の発信される情報などをできるだけ敏感にキャッチすることが、まず必要なのかなというふうに感じております。

町では様々な地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の中で活動いただいております民生児童委員の皆さんですとか、あと介護分野では地域包括支援センターが介護サービスを利用されている家庭に入って、そこで家族も含めた包括的な支援なども対応しているといったところもございますし、ただ、障がい者の方であれば、西会津町にございます障がい相談事業所なども活用していただいて、そういった関係者が連携を密にして対策にあたるということが必要なのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 この問題は本人や家族が苦しんでいることも十分考えられますし、将来的には生活保護費などの公的扶助が増大するということもあって、社会的な問題として捉えて、早期に支援につながるようにこれからも取り組んでいただきたいと思っております。それにはやはり、きめ細やかなケアというのが必要だと思いますので、その辺、重点的に取り組んでいただきたいと思っております。

町の農福連携の現状でご答弁いただきました。今後もこの農福連携に対しては積極的に取り組まれていくということでしたけれども、その場合の行政の役割をどのように考えているかお聞きします。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは農福連携に係りますご質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、農業分野、福祉分野において様々な課題を抱えております。この二つの分野が連携することで、それぞれに優位性を持つような活動になるといったところで、非常に期待できる取り組みであるというふうに認識してございます。

町といたしましては、そういった双方をつなぐ役割を積極的に行いながら、できる限り、先ほど申し上げました農地の荒廃ですとか、あとは障がい者の地域での生活などを支えるための一つの手段として広げてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 私も同じように考えておまして、やはり広く働きかけと、あとマッチングというのを積極的に取り組んで、この農福連携を広げていただきたいと思います。

農福連携に関係しているんですけども、さらに本町には町内、町外から年間100人くらいの農業体験をしに来ている農家さんというのがいらっしゃるって、そこから農業移住につながっておられる方もおります。その取り組みに学んで、町としても町内はもちろんですけども、町外に対しても幅広く西会津で農福連携やっているっていうことで広げていただきたいと思います。お考えをお聞きします。

○副議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 町外に向けての発信ということでございますが、農業体験に町外から様々な方がいらして、されているということでございますが、今回ご質問の農福連携について、町外に向けて、現在のところ何か発信しているかといいますと、特にそういったこと、特に取り組んでいないわけですが、今後町のそういった農業の支援策ですとか、西会津町のそういった優位性を町外にアピールしながら、移住者ですとか、そういった方にアピールしていきたいというふうに考えております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 町の豊富な資源を活用して、そこに細やかな福祉政策が加わって、地域の人たちが助け合って生活して仕事をしている。そんなまちづくり、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○副議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。本日は町側に、事前に通告していた質問の内容に沿って順次質問していきたいと思っております。質問は、西会津町の人口減少対策について1点であります。

西会津町の人口減少問題は、町が重要な課題として取り組んでいる問題であり、国でも大きな問題となっています。人口減少対策として移住定住が進めば、他地域からの移住者が増えることとなりますが、西会津には長く受け継がれてきた歴史、文化、そして地域のつながりがあります。ただ単に人口が増えるだけでは明るい西会津の未来があるとは思えません。先人たちが守ってきた西会津町のよさを生かし、町民が一体となり未来の西会津町を創造しながら前へ進むことも重要と考えます。町の人口減少問題について、町民が西会津町への誇りを大切に、一緒に考えられることができれば、よりよい人口減少対策に

つながるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、西会津町の人口減少対策について、次の点を伺います

一つ目として、人口減少の要因と対策について町の考えを伺います。

二つ目として、移住定住対策は、まちづくり基本条例に基づいて進められているのか。

三つ目として、移住定住につながる交流人口拡大施策について、費用対効果は検証しているか。

四つ目として、町に関わりのある地域おこし協力隊の移住定住は町にどのような影響をもたらしているのか。

五つ目として、次年度以降の地域おこし協力隊の採用に対する町の方向性はどのようなものか。

六つ目として、人口減少が続いた場合、集落活動や地域の文化、地域の行事など西会津の文化をどうやって守っていく考えか。

七つ目として、今後の人口減少や移住定住対策について、町民を交えて話し合う機会が必要ではないか。

以上であります。町側の明快な答弁を求めます。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、秦議員の人口減少対策についてのご質問のうち、地域おこし協力隊に関するご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等へ住民票を異動し、生活拠点を移した者を地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みであります。

本町では、こうした地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化につなげる取り組みを進めておまして、平成25年度から本事業を導入し、これまで延べ27名の地域おこし協力隊員を配置し、本年12月1日現在で17名の隊員が活動しているところであります。

地域おこし協力隊の町への影響についてのおただしであります。いくつか具体的に申し上げますと、移住・定住分野では、移住・定住総合支援センターの業務に従事し、移住相談や移住体験プログラムの提供、移住する地区とのマッチングなどに取り組むとともに、首都圏等に本町の魅力を発信することで、町のPRと関係人口づくりに取り組んでおり、移住相談者数や移住者数につきましては、1番、荒海議員のご質問にお答えしたとおり、移住相談者数は過去6年間で314人で、移住者数は46人となっており、年々増加傾向にあります。

芸術・アート、伝統産業の継承分野では、地域資源にデザインやアートの思考を取り入れ活用することで、地場産品や伝統産業に付加価値が付くなど、町内外の方々から再認識されております。

集落支援、スポーツ振興分野では、地区行事やサロンへの積極的な参加などにより、途絶えていた祭りの復活、笑いが絶えないサロンとなるなど町内コミュニティの活性化も図られております。このように、地域おこし協力隊の活動は、町の活性化とPR、地域の魅力の再認識などに大きく貢献しているものと考えております。

さらに、昨年度からは、起業型の地域おこし協力隊員を配置し、本町の地域課題に即した新たなビジネスの創出を目指しており、各隊員が具体的な事業に着手し始めるとともに、空き家・空き店舗を積極的に活用していることから、地域の関係者からも期待が寄せられているところでもあります。

次に、次年度以降の隊員の採用についてであります。様々な分野の地域課題に取り組む行政課題解決型の隊員につきましては、地域のニーズや期待できる効果を十分に検討した上で隊員の配置を行う考えであります。

また、起業型の隊員につきましては、本町の暮らしや文化、自然条件等を基盤としたビジネスの創出など、地域経済の活性化や空き家・空き店舗の有効活用が図られるよう、人材の確保に努めてまいる考えであります。

私といたしましては、この地域おこし協力隊事業を通じ、町内の人材との融合を図りながら、新たな視点やこれまでにない発想を取り入れることにより、何かが起きそうな町、活気がある町を目指して取り組んでまいる考えでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○副議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 4番、秦貞継議員の人口減少対策についてのご質問のうち、人口減少の要因と対策、町民を交えた話し合いの必要性に関するご質問にお答えいたします。

まず人口の変動は、自然増減と社会増減の二つの側面がありますが、本町においては死亡数と出生数の差である自然減が最も大きな要因となっております。本町の合計特殊出生率は1.62と全国的にも比較的高い水準にあるものの、死亡数がそれを大きく上回り、ここ10年平均で毎年120名ほどの自然減で、高齢化率の高さに比例して高い減少率となっております。

一方、転出と転入の差である社会増減につきましては、10代後半から20代前半の若者の進学や就職を目的とした転出が多いことから、ここ10年平均で毎年60名ほどの社会減となっております。

人口減少の最も大きな要因である自然減を食い止めるのが厳しい状況の中で、今後の人口減少を少しでも抑制するためには、進学等により一時転出した若年層のUターンを含めた移住・定住を増やし、社会減をどれだけ抑えるかが重要であります。総合計画におきましても、将来の目標人口を達成するための一つの目安として、20代の若者6名を含む年間10名の移住者の増加を目標として掲げております。

町といたしましては、全ての施策に関して移住・定住を促進する視点をもって取り組み、住んでみたいと思える魅力的なまちづくり、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを目指しているところでもあります。

次に、町民を交えて話し合う機会が必要ではないかのご質問であります。町では現在、町長の自治区訪問や町長室に行ってみよう！をはじめ、協働のまちづくり推進事業、健康オモシロ座談会など、町民の皆さんとともに、人口減少社会においても安心して暮らせる魅力あるまちづくりに向けた意見交換等を進めているところでもあります。

また、デジタル戦略、仮称ではありますが、の先行事業として、企業移住に向けた首都圏企業等の代表者を招いての町民との交流事業を予定しているところでもあります。

人口減少や移住定住対策は、全ての行政分野に関わる課題であることから、今後も様々な機会を通じて町民の皆さんとの対話を重視してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○副議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 4番、秦貞継議員の人口減少対策についてのご質問のうち、移住定住に関するご質問にお答えします。

初めに、移住定住対策とまちづくり基本条例との関係ですが、本町では、平成20年4月から、まちづくり基本条例を施行しており、同条例の第19条では、まちづくりの最も基本となる計画として総合計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めるものとします。と規定しております。

令和元年度を初年度とした新たな町総合計画（第4次）の中においては、移住・定住対策につきましても、その現状と課題、取り組みの方向性、具体的な取り組みをそれぞれ定め、これに沿って関連する事業を実施しているところであります。

従いまして、まちづくり基本条例に基づいて進められているか。とのおただしにつきましては、そのとおり進めているものと認識しておりますが、事業の実施に際しましては、地域との連携や町民の意見が反映されたものとなるよう努めてまいります。

次に、交流人口拡大施策の費用対効果についてであります。本町では、ふるさとまつりやなつかしCarショーをはじめ、各種団体や地域の団体等が主体となる大小多くのイベントや、観光交流事業を通じて交流人口の拡大を図るとともに、西会津国際芸術村事業や地域おこし協力隊事業、ワークインレジデンス事業等の実施により、関係人口の創出を図り、移住・定住へとつなげる取り組みを積極的に行っているところであります。

その効果といたしましては、町外から年間15万人以上が本町を訪れるなど、交流人口の拡大に大きく寄与しているとともに、これらの取り組みが、新聞やテレビなど県内外の多くのメディアをはじめ、SNSなどのインターネット情報交流サイト等でも広く取り上げられ、本町の認知度が向上していることで、地域と経済の活性化につながっているものと認識しております。

また、西会津国際芸術村の来館者数の増加や、移住・定住総合支援センターに寄せられる移住相談者数の増加に表れているとおり、本町への移住・定住の注目度につきましても、着実に高まっているところであります。

町といたしましては、これらの効果をさらに高めていくため、交流人口拡大に関する各種の施策を積極的に推進していく考えでありますので、ご理解願います。

○副議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 4番、秦貞継議員の人口減少対策についてのご質問のうち、西会津の文化についてお答えいたします。

かつて、西会津の各自治区において、年中行事が盛んに行われていました。その年中行事が、西会津の伝統行事となり、西会津の文化として守られてきました。

各自治区の伝統行事には、歳の神などほぼ全地域で現在も行われているもの、百万遍など一部の集落でのみで継承されているもの、一時期、時代に合わないと途絶えたが再び有志によって復活した虫送り、人形送りなど、また完全に途絶えてしまった神社管粥の神事

などがあります。

厳しい生活を乗り切るためには共同体としての連携が不可欠であり、集落としての結束力を高めるために行事があり、その行事があったから地域の結束力が高まったといわれております。

現在でも百万遍などの行事を継承している地区が存在することは、その地区の結束力の強さを物語るものであります。

さて、祭礼や歳の神などの行事や伝統芸能などの地域文化は原則として、地域住民の皆さん自らに保存・継承をお願いしているところであります。しかし、急激な過疎化や少子高齢化による人口減少により、地域文化の担い手が不足し、かつては行われていた行事や伝統芸能などの継承が困難になってきているのが実態であります。

そのため町では、これまでに町史編さん事業やケーブルテレビなどで記録した各集落に伝わる行事や伝統芸能などの過去の資料の保存に努めてまいりました。

また、小学校においてはクラブ活動で屋敷人形芝居の道具を使った実演を行うなど、地域文化を取り入れた学習を行っております。

このような中において、途絶えてしまったものがあるなかで、地域の皆さんや集落支援員、地域おこし協力隊の協力により、長らく行っていなかった極入地区の大聖歓喜天祭礼が復活したこと、また、出ヶ原地区に伝わっていた紙すきの技術を再興し、公民館の出ヶ原和紙づくり講座で地域住民への継承活動に取り組んでいる例もあります。

また、屋敷人形においては、地元の屋敷地区を中心に、町内からも会員を募集して保存会を組織し、西会津の文化を保存・継承していこうとする動きも出ております。

町としましても、地域文化の継承は重要であると考えており、地域の皆さんと連携を取りながら、担い手不足となっている集落の行事や伝統芸能の保存・継承を様々な形で支援してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○副議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは順次再質問していきたいと思いますが、まず最初に全国紙のある新聞に、ANA、全日空ですね、客室乗務員の地方移住容認へという私、新聞記事を読んだんですけど、この情報は町側ではつかんでらっしゃいましたでしょうか。

○副議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

客室乗務員の地方移住並びに副業の容認ということの記事は把握しておるところでございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 この新聞の記事を読むと、労働組合のほうに提案という形なので、本決まりではないと思いますが、こういった地方移住に関しての流れというのは、確かに全国的にあるなというの、私も感じておまして、こういった情報収集というのは非常に大事だと思います。この先どうなるか分かりませんが、こういったものに関しても逐一アンテナを張っていたほうがいいのかというふうには私は思いますので、今後もそちらのほうの情報に関しても、随時収集に努めていただきたいと思います。

あと、最近、先輩議員から私教わったんですけども、今まで地方活性化させるのはよそ

者、ばか者、若者といわれてきたんですけど、そこにもう一つ、今大事なものがあるというふうにいわれたんですよ。それというのは、地元の者、これから続く再質問にもこれ全部通用することだと思うんですけども、地方移住、先ほど私の最初のお話でもありましたが、これ人数だけ人がいっぱい集まる、それでこの町が予定より人口が減らなかった。その結果がそのときに住んでいる町民の方々の幸せにつながるのかなというところが私はちょっと疑問でして、そこについて逐一また町側の考えをお伺いしたいと思いますけども。

今までの人口減少対策について、移住政策についてもそうですけども、町民の意見というのは吸い上げられてましたでしょうか、もしくは吸い上げられてたんであれば、どのような形で吸い上げられているのかをお示してください。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

移住定住施策に町民の声をどのように吸い上げていたかというご質問でございますけれども、まず議員の7点目の質問の中に、町民を交えて話し合う機会ということで、最初に企画情報課長から答弁申し上げましたとおり、自治区訪問や町長室に行ってみよう！、協働のまちづくり推進事業などの取り組みで、町民との意見を聞いているというようなことをご答弁申し上げました。

そのほかには、全ての移住施策について、個別の事業全てに町民の声を反映させているところではございませんけれども、一部の事業、例えば後継者対策事業、あるいは移住定住総合支援センターの運営、定住促進助成事業、あるいは若者向け住宅の整備、こういった一部の事業については町民の声を生かした事業を実施しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 そうですね。確かに移住定住、もしくは人口減少対策に関しては非常に多岐にわたるところですので、個々に聞けないというのはよく分かりました。

それでは、私が昨今、町民の方々からいただいている意見で、ちょっと町長に確認したいと思うんですが、町長のご答弁にもありました地域おこし協力隊に関してですけども、町長室に行ってみよう！でしたっけ、もしくは町民との座談会等でお話を聞く機会、もしくは町長から問いかけるような機会がありますでしょうか。要はそういった問題に関して町の方々の意見は伺っていますか、そこを確認いたします。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 今ほど、町長室に行ってみよう！、それから自治区訪問。町長室に行ってみよう！、それはいわゆる町民の皆さんと町長室をできるだけ近くしたいなど、距離を縮めたいなどということで始めました。ですから、当初は本当にいろんな意見交換ができました。でも、それはどちらかという、要望のほうが、今考えてみると多かったのかなというふうに思っております。これは私のほうからどうのこうのじゃなくて、町長室に来る皆さんはいろんな問題や課題を抱えておいでになる方ですから、こちらから話題を提供するとか、何か聞くとかということよりも、地元の皆さんのお話を聞くのが重点になってきました。

で、それではなかなかやっぱり町長室においでになる方というのは特定の人になってしまうので、できるだけやっぱり自治区の皆さんの意見を聞かないといけないということ

で、自治区訪問を始めました。ここに行くと、やはりそれぞれその自治区に住んでおられる住民の皆さんがいろんな思いがあるわけでありますので、その思いとか、あるいは今困っているとか、ここをこうしてほしいとかという、いろんなお話が出てきます。

で、あいさつの中で、今、町がこんな取り組みをしてますよと、今こういう町の動きですよという前段のお話をしてから皆さんの意見を聞くというような、そんなスタイルにしていますので、このことと違って限定した聞き取りは特にはしておりません。いわゆるもう少し町民の皆さんとざっくばらんなお話をしたいというのが目的にあるものですから、そういう意味で、特別問題をというか、課題といいますかね、このことについて皆さんの意見をお聞きしたいというようなことについてのやり方は、今のところまだしておりません。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 そういうことでしたら、なかなかこういった人口減少対策とか、移住定住に関しての直接的な意見は、町長はお聞きになっていないと理解いたしました。

それでは次の質問なんですが、この移住定住施策いろいろありますが、一番大きなところでいくと、西会津町には西会津国際芸術村条例というのがありまして、第4条3項に、定住及び移住の促進に関する事業を国際芸術村で行っているというところに、ちょっと論点を絞ってお話したいと思いますが、ここに関わる今までの費用の内訳をただしたいと思います。

まず、芸術村委託管理料というのは毎年、年間いくら使っていますか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

芸術村の委託管理料に毎年いくらを使っているかというご質問でございますけれども、芸術村の委託料につきましては、平成15年度から委託事業を実施しておりまして、平成15年度委託当初は年間140万ほどでございました。その後、平成30年度からは指定管理事業ということで行っておりまして、直近の3年間ほどで申し上げますと、指定管理前の平成29年度につきましては約670万。平成30年度につきましてはおよそ1,670万。令和元年度につきましてはおよそ1,980万というような委託料の年ごとの額というふうになってございます。

以上でございます。

○副議長 秦議員、芸術村の事業や予算については、また別な機会にさせていただきたいと思っております。人口減少、芸術村の関係については、その事業とかその予算内容については、ちょっと質問内容から外れていますので、移住定住だけだといいますが、事業や予算の内容については、芸術村の中の一部といいますか、芸術村の中の質問ですので、もうちょっと大きくやってもらえればよいと思っております。

秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。今お話出ましたので、3年間でこのぐらいの金額ということは分かりました。

それでは、その4番の質問にもありますが、町に関わりのある地域おこし協力隊、今17名ということですが、これ確かに町の単独予算ではなくて、国から補助金としてくる事業

のお金でございますが、この17人を含め、その活動経費としてどのくらい町は支出して
ますか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊に要する経費ということでございますが、これは直近の昨年度の決算
数字でよろしいでしょうか。令和元年度の決算ベースで申し上げますと、地域おこし協力
隊の配置事業、これにつきましては約3,740万円でございます。議員のおただしにもあり
ましたとおり、全額特別地方交付税で措置されている事業でございます。

以上でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 今の質問の確認ですが、これは何人で3,740万ですか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

何人分かというご質問でございますが、令和元年度中に配置されている隊員につきまし
ては12名でございます。従いましてその12名分の経費ということでございます。

以上でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 ということは、先ほどの答弁にもありましたが、17人、今地域おこし協力隊が
増えているということであれば、3,740万では済まない金額になっていると思うんですけ
ど、おおよそ今、その17人分でどのくらいの予算が使われているか、町は把握していま
すか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

少しお待ちください。

ちょっと確認をして、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○副議長 それでは、暫時休議とします。(14時27分)

○副議長 再開します。(14時28分)

商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

現時点での執行見込みということでお答えさせていただきますが、おおよそ7,480万円
という計算でございます。

以上でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 地域おこし協力隊を呼び込むためにかかっている経費というんですかね、先ほ
どの質問もそのつもりだったんですが、それは、例えばワークインレジデンスもそう、O
t a m e もそうですね。こういったものというのは、それを呼び込む国際芸術村にも今ま
でお金かけてきたと思うんですが、こういったものの経費というのは把握されていますか。
把握されているのであれば額をお示してください。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

直接的な地域おこし協力隊の誘致といいますか、事業につきましては、まず地域おこし協力隊の募集活動の業務がございます。過去3年で申し上げますと、本年度の委託料、現計予算ベースで申し上げますと、平成30年度の執行が120万と。その後令和元年度、令和2年度の執行見込みにつきましても、同じく約120万円、毎年募集業務の事業に要しております。

それと、ワークインレジデンス事業、これにつきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年の事業でありまして、毎年度400万円を事業費として執行してきたところでございます。このワークインレジデンス調査業務委託料につきましては、福島県のサポート事業を活用しておりまして、このうち5分の4が県の補助金、残りの5分の1が町負担というような内訳になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 時間もないので次の質問に行きますが、地域おこし協力隊の移住定住で、町の行事等の復活ができた、いろいろ説明を受けましたが、実はこの質問をする理由にもなったんですけど、その前に一つお聞きしたいと思うんですけども、今までの活動で移住者が増えたという、先ほどの説明ですけども、これ移住してきて出ていく人は数えているんですか。そこをちょっと1点お伺いいたします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

移住者の中で、町から転出された方いらっしゃるかどうかということでございますが、正確な人数は把握しておりませんが、移住相談センターで移住者としてカウントしている方の中では、2名程度、町外に出ていかれた方がいらっしゃったというふうには把握してございます。

なお、先ほどのご質問に対するご答弁の中に、移住のPR事業、これにつきましては、年間120万ほどと申し上げましたが、全額特別地方交付税の措置があるということで補足してご答弁を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 それで、地域おこし協力隊の採用に対する町の方向性なんですけども、今まで受け入れをやってきた点で、全協でも少しお話がありましたが、町側として今までの受け入れ態勢について、何か反省点等がありますか。そこをまずお聞きします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

今までの協力隊の受け入れということでしょうか。協力隊の受け入れに対しての反省点ということでございますけれども、全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、これまで募集活動、あるいは芸術村に関係する協力隊、あるいは起業型の協力隊につきましては、その募集受け入れにつきまして、全て一般社団法人のほうに一任をしてきたところでございます。これにつきましては、来年度からこの体制を見直しまして、町と委託先の団体とでその役割を分担して行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 であれば、例えばその、どんな地域おこし協力隊を受け入れたいとか、こういう人がほしいなという方向性というんですかね、主導権というものは町なのか、その指定管理先なのか、そこを確認いたします。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、地域課題を解決して、地域おこし協力活動に協力していただきながら、移住定住を図るという制度でございまして、町といたしましては、どのような地域課題にマッチした協力隊員を募集するかということは、これまでも町の視点で募集活動を行ってまいりましたし、これからも町が求める人材、これについて募集をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 この話、地域おこし協力隊に関する活動に関して、令和元年12月にも私、一般質問して、ケーブルテレビ等で宣伝したらどうですかというふうな、私も提案をしたんです。ちょっとでもよくなればなと思って言ったつもりなんですけど、私のところにあがってくる意見は全然変わらないんですね。やっぱり何かこう根本的な問題が解決されていないんじゃないのかなと私は思うんです。

そこが、要は地域とのコミュニケーション、全員協議会、テレビにも映っていないところでもお話しになりましたけれども、あいさつをしない協力隊がいるとか、その地域の人との関わりがないと、なかなか持てない人たちがいるという話に関して、2時間も全員協議会が、それ委託に関してですけども、そういう話もありましたし、ここに関しては非常に町が考えている方向性と現実問題の乖離が私はあるような気がするんです。これではせっかく来てくれた協力隊員が定住につながるのかなというところに、令和元年のときも申し上げましたが、非常に危機感を感じるんですね。改善しなければいけない重要な問題だと私は思うんですけども、そこら辺は、町長はどうお考えですか。町長にお聞きしたい。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 協力隊に対しては、いろんな評価があります。今のようなお話もそうですけれども、要は協力隊の動きが、なかなか町民の皆さんに分からないということが大きな原因になっているのかなと。私はやっぱりこれからのまちづくりに、やっぱり外の力を借りるとするのは非常に大事なことであって、この協力隊のかかる経費はほとんどみんな地方交付税ですよ。いわゆる特別地方交付税ですよ。

で、今のお話のように、いわゆる協力隊の活動の内容がよく分からないというようなことで、これまで、いわゆる広報紙にも掲載をしてきました。それから、年2回必ず報告会をやっていますよね。いろんな形で町民の皆さんにはお知らせする機会をつくってきたわけですけども、なかなかそれだけでは私は十分ではないと思うところはあります。まだまだやはり協力隊の皆さんの活動内容をしっかり町民の皆さんに伝わるような作業をしないとイケないということで、そんなことを今痛感をしているわけでありまして。

これ協力隊についての評価、いろいろあります。芸術村との関係、あるいはBOOTと

の関係、いろんなあれがございまして、その辺をしっかりとこれから整理をしながら、町民の皆さんに、協力隊の活動がちゃんと伝わるような、そういうやり方をしないといけないなど、そんなふうに思っておりますし、これから来年度に向けて、どういうやり方ができるのか。私やっぱり、必要なのは、いわゆる町と協力隊と、いわゆる芸術村、あるいはB O O T、この4者でしっかりそれぞれの役割分担と、今後の町民の皆さんへの、いわゆるPR、あるいは認知してもらうための作業というのはしっかり4者で話し合いをしないとだめだなと。町だけでもだめですし、協力隊だけでもだめですし、そういうことをこれからちょっと作業をしないといけないなというふうに、これは一部反省の部分はあるわけですが、そんなふうにしてまいりたいなというふうに思っております。いろんな評価がありますので、それを改善してまいりたいなと、そういうふうに思います。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 直接ね、町長お聞きになったほうがいいと思います。私もさんざん言われて来ました。今言った町長の方向性では、私ちょっと疑問を感じます。要は知ってもらう宣伝をするということだと思うんですけども、問題は町民の方々にどう理解してもらうかであって、どういう媒体でどういう活動しているかというのを知ってもらうんじゃなくて、直接聞いた方、町民の方々が納得、理解するような形を考えなくちゃいけないと私は思います。

それは1年前の一般質問でも私、ケーブルテレビという提案をしましたが、結局、なんかそれがあまりよくない方向に進んじったのかなと、私も自分では反省しています。ですけども、その辺ね、もうちょっと町民の立場に立って、その私だけに言ってきているのかなと私は思えないんですけども、もうちょっと意見を、そういった町民の方々の地域おこし協力隊に対する活動の思いというのをお聞きになったほうがいいと思います。

それで、これちょっと時間もなくなったんで、1点確認したいと思うんですけども、生涯学習課だと思うんですけども、人口減少が続いた場合ということ、私お聞きしましたけども、これ人が減って行ってね、その外部の人たちが来て、その地域の文化って守られるんですか、私そこが不安なんです。どのような考えで守っていくおつもりなのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○副議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

まず議員ご指摘のように地域の文化はやはり地域の皆さんが主体となり継承していくものと考えているところでございます。第3者、例えばほかの地区の方がそこに入ってという部分は、居住されれば別ですけども、なかなか厳しい部分があると。ご答弁でも申し上げましたように、その町の支援という部分では、それを記録として残す、画像でもそうですけども記録として残し、ご答弁申し上げたように、それがのちのち再興する場合もございまして。

それと、社会教育の部分におきましては、講座等でそういった紙すきですとか、講座等を催しながら地域の皆さんに参加していただいて、その継承を図っていくというようなことをやってございます。

以上です。

○副議長　それでは、先ほどの質問に対して町側の答弁がございます。

副町長、大竹享君。

○副町長　4番、秦議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど、やはり協力隊員の活動内容が見えないというようなこと。それから、地域の方々とのコミュニケーション、そういった問題がいろいろいわれるんじゃないかと、そういったご質問だったと思うんですけども、この件についてはこの間の全員協議会でもお話ししましたように、地域おこし協力隊員は今年から会計年度職員というような、そういった身分になりまして、いわゆる町でいえば臨時職員、いわゆる公務員というような形に取り扱われるわけですので、町側としましても採用の時点では、いわゆる公務員の倫理、それから、どんな勤務体系か、それから、やっぱり普段の生活態度についてもどうだと。そういったオリエンテーションもきちんと今年からやっているわけですけども、まだまだこういった点が足りないというようなお話もありますので、それについては、今、月1回のミーティングなども通しながら、さらにそういった内容のことは、こちらから説明していきたいなというふうに思っております。

そういった中で、住民の方から不信感をいただかないような、そういった隊員の育成を町としても十分図っていきたくい。当然十分やっている隊員もいるわけですけども、そういった一部の隊員でそういうのが見受けられるということですので、そこはそことして、町としても謙虚に受け止めて、そういった指導はしていきたいなと思っております。

それと併せまして、そういった報告、活動内容のPR、宣伝、そういうのが足りないというようなお話ですので、やはりそれはケーブルテレビ等を通したりとか、広報紙を通したりとか、そういったものを通してながら、それぞれの隊員の活動が住民の方に分かるような、そういった工夫も併せてやっていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○副議長　秦貞継君。

○秦貞継　まさにそのとおりだと思います。全員が全員ではありません。直接お会いしてお話しした地域おこし協力隊もいましたが、本当に地域の問題を解決して、この西会津を好きになって、地域の人たちが好きになって、住んでいける見通し立てた人たちもいたんですよ。今立てている人もいますし。ただ、そうじゃない人もいます。

やっぱり、今、副町長の答弁にもありましたが、それを伝えて教えていくことが大事だと思うんですよ。自分の好きなことをするだけじゃなく、この西会津という地域で生きていく意味をちゃんと教えなくちゃいけないと私は思います。そこに関しては、今後徹底してやっていっていただきたいなと思います。

あと、ちょっと最後に時間がないので、新城榮一さんという、県が運営している福島駅西口インキュベートルームの統括マネージャー、この方は福島県立医科大学復興推進課経営アドバイザー、ほかもろもろ携わっている方なんですが、あと西会津テレワークセンターの支援アドバイザー、創業支援の講師でもある方からいただいた資料なんですが、その一文を読ませさせていただきます。

地域おこしというのは、右肩上がりの上昇カーブを描いて、地域がどんどん盛り上がっていくイケイケの進攻作戦ではなく、いかにして地域を次の世代にいい形で残していける

かという防御戦、撤退戦なのである。ここを見誤ると基本的な部分で大きな過ちを犯すことになる。ここに先生がおっしゃている内容の大事なところが詰まっていると思うんですが、私はその、外部から来た人間の意見はもちろん大事だと思うんです。ですが、自分の町を盛り上げるのはやっぱり町民、住んでいる方々だと思うんですよ。外部の人たちが一生懸命頑張っていたくのはありがたいですけども、話を聞き、それを行動に移し頑張るのは、やっぱり町民であるべきだと思うんです。

なので、やはり地域おこし協力隊の活動でもそうですし、移住定住の活動でもそうですけれども、やっぱり町民の目線、声が届かない場所で一生懸命頑張るといのは、やっぱりそこがだめだと思うんです。そこを直さないでだめだと思います。ある先輩に教えてもらいました。シビックプライド、町民の誇りを守ることの大切さ、これが私はこれからの地域おこし、西会津町の活性に絶対必要だと思いますが、その私の考えに関して町側の考えをお伺いしたいと思います。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 今、新城さんの話で、それは新城さんのお考えであって、そもそもこの協力隊の設置目的、既にこれは今更申し上げるまでもなく、議員もご理解の上だと思いますけれども、この制度の目的は、私はちょっと今のあれとは、ちょっと違うなと思っているんですね。いろんな協力隊の対する批判ありますよ、それは。でも私は協力隊の皆さんには、機会あるごとにその話をしてきました。いわゆるあなたたちの活動が町民の皆さんには伝わってないよという作業をずっとやってきました、機会あるごとに。

でね、それぞれ今、行政課題に対していろんな人材を求めて、この町の、いわゆる課題になっている部分を解決してもらって、ただそこに協力隊だけじゃなくて、そこに地域の人たちがどう関わるか、ここの部分がまだ融合できていない。それは議員おっしゃるとおりの部分だかもしれません。

でも、やはり今こういうどんどん人口が減ってる中で、今、国の動向といいますか、地方回帰の流れがあって、その人たちが、いわゆる地方に行って、自分たちのいわゆる力を発揮して、その町の活性化にしたいという、私はどちらかというとそちらのほうに目を向けているというか、ただ、足りないのは、さっき言ったように、その活動と地域の人との融合がちょっとない、これはずっとその当時から、この協力隊できた当時から、私はそれは感じてはいるんです。

だから、この協力隊をいかにどう活用するかですよ。そこにやっぱり皆さんの意見をしっかり取り入れながら、私はやっていけないといけないのかなというふうに思って、ちょっと4番議員とは、その時点ではちょっと考え方が違うかもしれないですし、新城さんは新城さんのお考えでいろいろ見ていただきましたし、テレワークセンターをつくった当時も、あの新城さんに関わっていただいたのは、私も知ってますけれど、どうもその辺はちょっと一致しないところでありまして、そこはご理解を、ご理解いただくって、これはご理解いただけないかもしれませんが、協力隊員に対する、私は有効な活用、これを地域の人たちとどう融合させていくかと、これに尽きるのかなと、今までの反省を踏まえて、そこはしっかりやらないといけないと、こんなふうに思っています。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 理想がね、現実になれば一番いいと思うんですけども、そう簡単ではないというのが世の中だと思います。先ほど、最初のほうの質問でもいただきましたとおり、何千万というお金を毎年使って、今までも使ってきました。このお金、私はいつも自分も肝に銘じているつもりですが、この税金から出てくるお金というのは、どれだけの人間が苦勞して生み出されたお金か、これ国だろうが、県だろうが、町だろうが私は同じだと、私は考えます。そのお金、大金を使っているということをよく考えていただいて、時間がないので、よりよいまちづくりになるようにお考えください。この質問に関しては今後も続けて私やっていきたいと思います。時間がないので、今日は終わります。

以上です。

○副議長 町長。

○町長 今の質問については、確かに税金ですよ、それは。全て税金ですよ、町がやる事業については。それは税金をそんな無駄に使おうなって思う、そんな考えは毛頭ありませんし、だからこそ有効に活用しないといけない。でもこれはね、制度としてあるわけで、その制度を活用しなければ町の発展ありますか、私はそんなふうに思っているんです。

やっぱりそういう制度をどんどんと活用して町を元気にする。これが単独の事業だったら別だけど、この制度というのは国の制度で、日本全国でこれやっているわけですから、それを活用しない手はないなと私は思うんだけど、それは間違っているかどうか分かりません。それは4番議員と私の理解の仕方が違うかもしれませんが、私はそういうふうに。これは税金ですよ、皆さん、全て税金、町がやることについては全て税金ですから、それは、そんな考えは毛頭ありませんけれども、ただ、その税金を有効に活用して、このまちづくりを進めるということは、これはやっぱりしっかりやらないといけないと思っています。

○副議長 時間がきましたので。

暫時休議とします。(14時53分)

○副議長 再開します。(15時20分)

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。5番、猪俣常三です。質問に入る前に、このたびの、この新型コロナウイルス感染症の収束というのが、非常にこう見通しのできない中、感染拡大の第3波に入っているとメディアは伝えております。GoToキャンペーンにより人の移動が落ちておることが、私は気がかりでなりません。全国的に新型コロナウイルス感染症に感染された方の発表がテレビ等でなされるたびに、町民の皆さんは不安の毎日を過ごされているのではないかと思います。油断をしないで新生活様式を継続していくことで乗り切っていくことを切に希望すると同時に、新型コロナウイルス感染症に感染しないよう祈るばかりであります。

それでは、今次の一般質問をしておりますので、伺ってまいります。

さて、農業の振興についてであります。農業用施設が農業の維持管理に重要な役割を果たしております。ものによっては老朽化が進んでいるものもあると思われませんが、農業が次世代につながるよう整備も必要と思われまことから伺います。

1点目は、農業用施設の中で、ため池の重要な役割を果たしておりますし、ため池の修

繕についての調査や検討内容は、どのようになっているのか。また、町はどう関わっているのか、お尋ねをしてみたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により米の価格が低迷し、農業者にとって大きな痛手となっております。この状況をどのように認識しているのか。また、町はどのような支援をしているのか、お尋ねいたします。

次に、鳥獣被害対策についてであります。クマの出没が相次いでいることから伺います。

1点目は、住民からクマの出没で困っているとの連絡があった際は、どう対処しているのか。

2点目は、民家の近くに出没しているため、住民が安心して日常生活を送れるよう捕獲してほしいと要望があった場合、どう対処していくのか。

3点目は、狩猟期間中にどのようにして捕獲しているのか、お尋ねいたします。

次に、祓川駐車場までの林道修繕についてであります。風光明媚な飯豊連峰、秀峰飯豊連峰と呼ばれ、訪れる登山愛好者の方々に親しまれる登山コースとして慕われてほしいために、弥平四郎自治区から祓川駐車場までの4キロメートルの区間は、大雨により傷んでいることから伺います。

1点目は、路肩が崩壊しており、早急に修繕すべきと思うが計画はあるのか。

2点目は、道路の表面の土砂などが、大雨によって流失し、非常に荒れていて通行に不便をきたしているのか、整備する考えはないか。

以上、私の一般質問といたします。

○副議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員の農業振興についてのご質問にお答えします。

まず、ため池の修繕や調査についてのご質問にお答えいたします。

現在、土地改良区が台帳に登録している農業用のため池は58カ所であり、管理については、それぞれの受益地区の住民によって行われております。その中で、災害時に人的被害を与える恐れのあるため池を防災重点ため池として、福島県が23カ所を指定しています。

町では、災害時に備え、平成25年度に防災重点ため池を含む12カ所において、国の補助事業を活用してハザードマップ作成と耐震性調査を実施したところです。今年度は、残りの防災重点ため池17カ所について、ハザードマップの作成を進めています。

どのため池も設置してから長い年数が経過し、一部のため池では土砂の堆積等により農業用水の供給量が低下したり、施設が部分的に破損している状況であることから、その対策について、当該地区の皆さんより土地改良区や町に対して相談も寄せられております。

比較的簡易な土砂の浚渫や改修工事は、多面的機能支払交付金事業、いわゆる水土里事業を活用して支援をしているところであります。

施設の劣化の状況によっては、土砂の浚渫や取水施設などの改修に多額の費用を要するため池もあることから、その改修事業等につきましては、国の補助事業の活用も視野に入れながら土地改良区と検討を進めているところであります。

今後、町としましては、土地改良区が行う、ため池を含む農業用水利施設の長寿命化対策を県や土地改良事業団体連合会等と連携しながら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

ますが、改修工事に関しましては一定の受益者負担も伴うことから、関係する地区住民と十分に話し合いをしながら進めてまいりますので、ご理解願います。

続きまして、米価低迷についてのご質問にお答えします。

議員おただしのように、新型コロナウイルス感染症拡大による、全国的な主食用米の需要の減少が一つの要因となり、令和2年産米の農協概算金は、コシヒカリ1等米60キロで前年比600円低下の1万2千円となりました。

過去においては、平成26年産米で、農協概算金が、コシヒカリ1等米60キロ当たり前年比2,100円の低下、前々年比では4,200円の低下の1万円という大幅な下落となった例があります。この際には、緊急措置として町独自の支援策、稲作経営緊急支援事業を実施し、稲作農家へ10アール当たり1,800円の支援を行いました。本年産米の状況につきましては、低下幅も小さく、その影響は限定的と捉えておりますが、今後も市場の状況を注視しながら、支援が必要と判断される場合には迅速に対応してまいりますので、ご理解願います。

また、今後も米価の低迷が続けば、離農や規模縮小が加速することが考えられるため、地域の中心経営体への農地集積を進めると同時に、認定農業者や認定新規就農者への誘導と、減収額の9割を交付金として補てんするナラシ対策や収入保険への加入促進に努めてまいります。

令和3年産米の生産に向けては、主食用米からの作付転換が重要となることから、農家の皆さんに対して、引き続き町農業再生協議会を通じ主食用米生産数量の目安をお示しながら、需要に応じた生産についてお願いしてまいりますのでご理解願います。

続きまして、鳥獣被害対策についてのご質問にお答えします。

1点目のクマが出没して困っているとの相談があった場合の対応ですが、クマの目撃や痕跡があった場合には、町職員や鳥獣被害対策専門員、猟友会員などが現地の確認を行い、対処方法の指導や花火による追い払いを実施しております。

3番、小林議員の質問でもお答えいたしました。集落内の餌となる誘因物を除去しなければ、クマは出没を繰り返すということになります。まずは、クマに遭遇しないよう注意していただくことと、未利用果樹木の適切な処理など誘因物の除去についてお願いしているところです。

2点目の、捕獲してほしいとの要望があった場合の対応については、1点目でお答えした餌となる誘因物を除去し、追い払いを実施しても、なお繰り返し人家近くに出没するクマに対しては、人身被害防止のため町が緊急捕獲の許可を出して、地元猟友会の協力の下、箱わなを設置し捕獲しています。

繰り返しになりますが、安心して日常生活を送るためには、誘因物をなくすことが重要ですので、町民の皆さんには引き続きその点について、ご協力をお願いしてまいります。

3点目の狩猟期間、11月15日から翌年の2月15日までのクマの捕獲については、人身被害の恐れがある場合の緊急捕獲と狩猟による捕獲に大別されます。まず、緊急捕獲については、狩猟期間であっても町の捕獲許可が必要であり、手続きや捕獲の方法は年間を通じ同じとなります。一方、狩猟による捕獲については、狩猟期間に入れば、町や県からの捕獲許可がなくても捕獲することは可能となります。ただし、緊急捕獲のような箱わなで

の狩猟は禁止されており、猟銃でしか捕獲ができません。山林内を移動するクマや巣穴で眠るクマを捕獲することとなり、大変危険を伴う捕獲とのことでもあります。狩猟での捕獲は、町に報告を要しないため、実態は把握しておりませんのでご理解願います。

○副議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 5番、猪俣常三議員の祓川駐車場までの林道修繕についてのご質問にお答えします。

初めに、1点目の路肩の崩落とその修繕についてであります。弥平四郎自治区から秋川駐車場に至る町道弥平四郎山荘線につきましては、総延長約4キロメートルのうち、秋川駐車場側から約1キロメートルに位置する沢沿いの路肩の一部が平成25年に2メートルほど崩落いたしました。

その後、直ちにその場所の道路の幅員を拡げる修繕を実施したところであり、現在も車両の通行には支障がないことを確認しておりますことから、崩落部分につきましては、当面のところは修繕をする計画はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の大雨による道路表面の土砂等の流出についてであります。本年7月中旬の大雨により、秋川駐車場側から約200メートルに位置する路面の敷砂利が、およそ50メートルにわたり流出いたしました。

その後、直ちに現地を確認するとともに、会津森林管理署との協議を行い、8月には地元業者に依頼して復旧工事を完了したところであり、現在は車両の通行に支障のない状態であることを確認しております。

町といたしましては、当該路線について今後とも定期的に点検を行い、飯豊山登山者等の通行車両に支障を来さないよう、会津森林管理署等と連携を図りながら、適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

○副議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいま町側の答弁を詳細にわたってご答弁をいただきました。なお、再質問させていただきますけれども、順次質問の内容に従って再質問させていただきたいと思っております。

農業の振興について詳しくご答弁いただきました。その内容につきましては、ため池ということになりますと土地改良区との兼ね合いもあるということですので、町がどのように関わっていくのかという点でいろいろとお尋ねをしたいと思います。

まず、ため池の数が58個、それから福島県が23個を指定しているということですので、特に私が再質問をさせていただきたいのは、今までそのため池のところを調査結果などがなされたところがあるとするならば、そのところをお尋ねしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 ため池についての調査についてでございますが、先ほど答弁でも申しましたが、ハザードの作成ということで調査に入っております。平成25年度、12カ所の調査を実施してございます。それによりますと、簡易的な調査で詳細な機能診断ということではありませんが、そのうちいくつかのため池については、少し震災の際は危惧されるというような結果は出ております。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 以前にアメリカザリガニが出たという箇所があったような気がしたんですけども、そこら辺のところの結果調査はいかようになっておられるのか、今後どのように進めていくことができるのか、お尋ねしたいのですがどうでしょうか。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

ザリガニによるため池の侵食ということで、尾登地区のため池ではないかなと思いますが、これについては、平成30年3月に自治区より町に対して何とか対応策ということで相談がございました。その後、町と土地改良区で調査にまいりまして堤体を確認したところ、県にも相談してもう一度確認しましょうということで話し合いになって、県の担当者に来ていただいて確認した経過がございます。

そのときの話の中では、ザリガニについてどういった対応策があるのか、先進地視察などをしながら対応を協議して、将来的にいきましょうということで話ししましたが、その後、ザリガニについては生息の確認がだんだん少なくなっているということでございまして、今ほとんど確認されないというところで、堤体は少し侵食された箇所はありますが、その後ザリガニについては生息確認されないということで、その対応については、今されていないような状況になってございます。

今後、ため池の改修については、先ほど答弁でも申し上げましたが、受益者負担ということで大きな負担もかかってくることも予想されますので、その辺は自治区と十分協議しながら対応について協議していきたいと考えております。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 その中で、ザリガニの影響は少ないというお話でございます。たまたま災害時についても答弁されてはおりますけども、そのため池の部分について大雨、あるいは災害時に大きく災害がならないような状況であるのかどうか、再度確認したいんですけども、お答えしていただけますか。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

地震等の災害時に、例えば決壊して下流域に被害が及ぶようなものはないかということですが、現時点においては直ちに危険だといわれるものはないかと思いますが、今後も今年ハザードマップの調査を行って、再来年にはため池の耐震性調査、そういったものも計画しておりますので、そういったことで詳細に今後調査していきたいというふうに思います。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。とにかくそのところは大きな災害にならないことを祈っております。

もう一つ堆積がなされて水量が不足するところのため池があるのか、ないのかの調査したところがありましたら、ご紹介したいと思います。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

平成 29 年度に上野尻地区の水田に水を引いている芹沼地区の大沼ため池というのがありますが、その調査は 29 年度行っております。それによりますと、土砂がため池の中に流入しまして、貯水量も減っているということで、機能が落ちているということですが、これについても浚渫工事なりには相当な費用がかかるということで、今、耕作に直ちに影響があるというようなことになっておりませんので、これについても今後必要に応じて検討していくということにしております。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 町である程度のお金が出すということが、財源確保というのは非常に難しいんだらうと、こんなふうには思います。先般、町の国土強靱化地域計画のお話をされました。非常にいいことで、今回の 9 月でしたか、策定をする見通しだというお話であります。その中にため池というのが入っていたと、私の記憶が間違っていなければ、そういった強靱計画の中に含められた長期的な考え方、あるいは中長期的な考え方が示すことができるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ため池の改修につきましては、各種補助事業ございまして、防災の面の補助事業、それから長寿命化、営農を継続するための補助事業ですとか各種ありますが、いずれも受益者負担を伴うものでございまして、これについては地元との話し合いもありますので、直ちに計画に落とし込んでというのは、今のところ具体的な計画はありませんが、今後、土地改良区とともに検討してまいりたいと思います。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 まさにこの計画というのが、私にしては、ああ、非常にいい計画なんだなというふうに私は解釈しておりました。できるだけ生かされて、そしてこの計画を実行できれば幸いかなと、こんなふうに思っております。町の英知を振り絞っていただければと、こんなふうに思います。

それでは質問を変えます。先ほどコロナ感染症の影響によって米の価格が低迷しているということに対して、いろいろと縷々ご答弁をいただいたわけでありまして。そこにはナラシ対策や、あるいは収入保険の方への加入促進に努めるというようなことも考えておられるということで、非常に私もこの価格がすごく下落しているということに対しては、農家の方には非常に痛手なんだなと、こんなふうに考えております。

県もいろいろこの主食用の米の価格が下落しないように、抑えようとして乗り出しているような報道をちょっと目にしたことがございます。そういったことを考えたときに、町として稲作経営緊急支援事業をやった経験がお持ちだということでもあります。今回、19 年度でだいたいコシヒカリの 60 キロが 1 万 3,200 円くらいだと私の記憶では、そのように感じていますが、この 20 年度では 1 万 2,600 円くらいの価格になってしまっているかという話であります。

そうした場合に、この下げ幅は非常に農家の方にとっては大きいというふうに言わざるを得ないわけであって、もちろん今までとってこられた、この稲作経営緊急支援事業というのを生かされていくというふうに解釈されていいのかどうか、お尋ねします。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長　米価の低迷に係る支援のご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり平成26年度で大幅な下落というものが、町で恒久的な制度ではなくて、緊急的に支援を実施したということがございます。それに比べてということですが、今回600円の下げ幅で、影響としては限定的と捉えておりますが、今後、来年度さらにとということも考えられますので、今後も市場の動向を注視しまして、対策が必要になれば実施していきたいと考えております。

○副議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　下げ幅については19年度から20年度にかけては、2.2パーセントから5.7パーセントくらい下落率だというふうに聞いております。そうなった場合に、少ない下げ幅だというふうなパーセンテージではあっても、町としての農業に対するこの振興策として、やはり考えられないのかどうかを再度お尋ねします。

○副議長　農林振興課長。

○農林振興課長　議員のおただし、新型コロナウイルス対策ということでは実施しないのかというようなことではありますが、町といたしましては、中核的農家、地域の担い手の皆さんに対して、今年、スマート農業の支援事業ということで実施しました。それから、ソバの作付けについては、非常に昨年度から需要が落ち込みまして、値段の下落が大きいということで、ソバの生産農家に対しても1反当たり5千円という支援策を今年コロナ対策で実施しています。そういう重点的に影響が大きいところに支援したということで、今年についてはそこに注力したということで、今後米についても状況に応じて対応していきたいという考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　この下げ幅のパーセンテージなんですけれども、ところによっては近隣の市町村でも農業者に対して助成を考えているという情報を得たところもあるんですが、町当局としてそういった情報は入っているのかどうかをお尋ねしたいと思っております。

○副議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えいたします。

会津管内の市町村、調査してみましたところ、会津若松市、それから磐梯町、湯川村、この辺りで稲作農家への支援ということで実施しているということですが、これについては、米価の低迷の前のコロナ対策ということで実施したということでありまして、今回、米の概算金発表後の対策ということでは、会津若松市が今回この12月の予算の中で実施するというようなことは聞いておりますが、その3町村ぐらいだと思います。

○副議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　ほかのほうの市町も対応を考えているということであれば、西会津町独自の考え方も含めて政策に反映していただきたいなど、こんなふうに思います。さらにこの状態が来年の21年産には、逆にこの米の値段が12パーセント下がるともいわれてるんですけども、これについて。

○副議長　猪俣議員、今年度産の。

○猪俣常三　2021年産というと、令和3年産ということになります。ここでも12パーセントが抑えられるかどうかの下げ幅の内容なんだけれども、そこで抑えられるかということ

とで、非常に頭を痛めているという情報も得たところでもあります。

そうなりますと、さらに米農家の方については痛手になってくるということも考えられますので、そういったところ、さらに政策上、本町においてどんな対策を講じられるのかお尋ねしておきたいと思います。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 米価につきましては、本町の米の生産だけによらず、県内の状況、全国の状況、需給状況によって変わってまいりますので、その市場の動向は注視してまいりたいというふうに考えます。

それから、本町の米の振興策ですが、やはり会津の平に比べると条件不利な地域でございますので、やはり米の付加価値、ブランド化、それからコスト削減、そういったところで農家の支援ができればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 その際に、主食用米を維持するかしないかという議論も出てくると思うんですけども、今度、飼料用米にある程度振り替えるか、切り替えるかという話が出たときに、これは会津というのは一番コシヒカリでもうまい米を出している関係上、農家の判断の中には主食用米を主にして考えているというふうになった際、飼料米への移行は難色を示されていくのではないかとということを予測される部分もあると思いますよね。だから、そういったところの対策はどのように考えておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

○副議長 猪俣議員に申します。今、コロナ感染症対策の影響による米の価格低迷というようなことですので、話を戻してください。もう一度お願いいたします。

猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ質問を変えます。値段、低下するということでもありますので、この対策、ほかに考えられることがあればお尋ねしたいと思います。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ちょっと今、議員から話しされましたが、国の農業経営安定対策、これにつきましては、やはり主食用米以外の米の生産についても推奨しているということで、そういった情報は農家の皆さんに積極的に出していきたくと思います。議員言われたとおり、やはり西会津の米のおいしさというのをアピールするには、やはり食用米ということで、その辺は状況を見ながら、それから国の対策の動向も見ながら需給に応じた生産を農家に伝えつつ、米の振興を図っていきたくというふうに思います。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 そのようにいろいろと注視していただきたいと思います。

質問を変えたいと思います。鳥獣被害対策のほうに再質問をさせていただきますが、縷々詳しく説明をいただいたところであります。とにかく猟友会の皆さま方、また、関係されている皆さま方のご努力に対して、本当に感謝する部分がいっぱいございます。その中でも、クマが出ましたと、どのように捕獲してくれるの、非常に人命に関わるような悩みごとが飛び込んできているわけでありまして、

さらに、こういったところを解決してあげないと、身に迫るような危険もあるわけでありまして、今後この追い払いというところのお話が出ていますので、この追

い払いするための花火は、実は町のほうが持っておられるのか、猟友会のほうでお持ちなのか、どちらのほうで持っておられるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

クマが出没した際の緊急的に追い払いが必要だという際は、町で持っている花火を使って追い払うこともございます。それから、ここにはありませんが、サルの追い払いなどとすと集落主体で取り組んでいただいているというような状況になります。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 その際に、できるだけ花火を町で無償で自治区のほうに与えるというような対策というのは講じること、できないのかどうかをお尋ねします。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 花火の件についてですが、町で保管する限度がありまして、200本までということで法律で定められているそうでございまして、それを超える量は保管できませんので、まずそれで集落へその都度配るとするのは、ちょっと難しいかなというふうな気がしております。

それから、今のところ集落に対して配布というようなことは行っておりませんが、今後そういった補助ができるのかどうか検討してまいりたいと思います。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 住民の方が夕方遅くなったときに、そういう例があるのかどうかちょっと分かりませんが、実をいうと、夜になりますと銃が撃てないという悩みがあるそうです。そういった場合にどうしても花火で追い払うにも花火がないと、そういうことだとすれば、最良の手立てとして与えて、対応できるようなことでお尋ねしたわけでありまして。それが検討できるような道があるとすれば、検討してほしいと、こんなふうに思います。それに対して一言お尋ねいたします。

○副議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この花火の購入については、集落によると水土里事業を活用して購入しているというところもあると聞いております。そういったことも活用していただいて、町のほうでも今後こういった支援、できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○副議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 住民の方にしてみれば、何らかの形で銃は持てないとしましても、その花火程度の、夕方、あるいは夜暗くなっても放てるようなものといえばそのくらいしかないので、そういったところの対策が講じられればありがたいと思います。なお、検討していただきたいと思います。

質問を変えたいと思います。祓川駐車場までの林道修繕についてでありますけれども、ここでお話をいただきました。ここは4キロくらいあります。たぶん町当局も調査されたりしてはいるとは思いますが。私が確認しているところで、崩落しているのがだいたい4カ所あったわけです。それが今後大雨等を予想したときに、今は大丈夫かもしれないとしても、やがてを考えたとき、いくら私の理解度では林道というふうになってはいるんですけど、実際はここはどういうふうな位置付けされている道路なのか、そこら辺も併せて、今

後の対応、計画と併せてご説明いただければ伺いたいと思います。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、議員おただしの路線につきましては、町道弥平四郎山荘線でございます。従いまして町としては町道として認定している路線でございます。主なる崩落の箇所につきましては、先ほどの答弁で修繕の経過について申し上げたところでございます。その他、微細な道路の荒れでありますとか、崩れとかあるわけでございますけれども、現在は車の通行できる幅は確保しているわけございまして、議員のご心配のように、今後大雨で崩れたりなんかしないかというおただしでございますけれども、通行に危険が生じるような恐れがある箇所については、毎年修繕をしまっている考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 祓川の駐車場から下ってきて、だいたい2、300メートルくらい坂があるかと存じますけれども、ここら辺のところは舗装なり、何らかの方法は取れないかどうか、大水、大雨等によりますと、砂利等がさらわれて荒れてしまうということも見受けられるお話は聞きますので、そこら辺の計画をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

当該路線の一部の部分で砂利が流されるので、その舗装とかで対応できないかというご質問でございますけれども、砂利敷等で対応がどうしても改善が図られない場所につきましては、部分的にその舗装が可能かどうかということも検討しながら、今後の修繕にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 併せてお伺いしますが、その弥平四郎側のほうに向かって凸凹した状態が、私からいうと2カ所くらい、10月の末と11月上旬、2回ほど行ったときに見受けられる状況なので、ここでは8月行ったという内容になってますので、その差が今ちょっと出ているんじゃないかなと思います。そういうところを確認していただいて、おそらく登山に行かれた方がちょっと通行しにくいよという話が出たのは、そういうところなのかもしれないので、その確認をしていただいて対応していくのかどうかをお尋ねしたいと思います。どうですか。

○副議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

一部砂利敷の路面をならすという計画がございまして、今、降雪期にだんだん入るということで、砂利を堆積したまま、まだならしていないで終わってしまったところもございまして、来春早急に、現在砂利敷が未施工な部分については対応をしまいたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○副議長 猪俣常三君。

○猪俣常三　　実はこの弥平四郎からの登山口、そしてこの飯豊山というのが慕われてもらいたいというのが本音なんだけれども、実をいうと、昔といいましょうか、女子の方で登山家がおられた。田部井さんという立派な登山家と、それから元佐藤栄佐久知事が峠に上がられたときに、いや、ここは大変いいところだね、このコースはねという話をされたのが非常にこう心を打たれていたものだから、ほかの登山コースよりも弥平四郎から上がる、このコースは女の方も好きなコースだといわれているので、できるだけ本町におけるところの弥平四郎登山口から登れるような工夫といいましょうか、そういった環境の整備等を含めてお尋ねしたいんですが、町の考えていることをお尋ねしたいと思います。

○副議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

議員おただしのおおりの、登山愛好家の方の安全が確保できるよう、このアクセス道路等につきましては維持管理にしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長　　猪俣常三君。

○猪俣常三　　そのようにいろいろと課題もあろうかと思えます。町側として対応していただけること切にお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時12分)

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

令和2年12月8日(火)

開 議 10時00分
散 会 14時52分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第10回議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第3 議案第2号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 三留 正義
2. 小柴 敬
3. 多賀 剛
4. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和2年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

6番、三留正義君。

○三留正義 議場の皆さん、おはようございます。6番、三留正義です。新型コロナウイルス禍中で、町の皆さんから町の事業について一言お褒めの言葉を何件かいただいたので、議会で議決した我々の成果もあったかなということが1件あったので、西会津町消費拡大商品券の配布という事業について、非常に助かった、よかったという声は何件か寄せられましたので、我々の仕事の中でも成果を結んだものがあったなと喜ばしく思ったところがありました。

さて、今回一般質問を通告しておりますので、質問をしたいと思います。

町の歴史文化について、2018年、平成30年3月に西会津町歴史文化基本構想が策定されました。この構想策定から具体的な実施へ向けた計画と今後の課題などについて伺います。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 6番、三留正義議員の町の歴史文化についてのご質問にお答えいたします。

町には、有形・無形を問わず、これまでの長い歴史の中に生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財が数多くあります。しかし、急激な過疎化や少子高齢化に伴う人口減少により、文化財を次の世代に継承していくことが困難になっている状況にあります。歴史文化基本構想は町内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、総合的に保存・活用して地域おこしや観光などに生かすことを目的として平成30年3月に策定したものであります。

また、同年7月に改正されました文化財保護法では文化財を総合的に保存・活用するための文化財保存活用地域計画を作成できるようになり、文化財を次世代に確実に継承させることのほかに、観光資源としての活用も求められております。

現在、町ではこの歴史文化基本構想に基づきながら各種の事業を展開しており、今年度は屋敷人形芝居復活に向けた取り組みや芝草・小屋田遺跡、上小島遺跡からの出土品を町指定文化財に指定し、さらに県指定重要文化財に推薦するための整理・事務作業などを行ってまいりました。

また、構想の中で具現化の取り組みとして、町広報紙へのにしあいづ物語百選の掲載や、公民館事業での女性講座、にしあいづ物語講座、出前講座等を開催し、町民の皆さんへの町の歴史・文化の啓蒙及び学習機会の創出に努めているところであります。

さらに学校教育においても、西会津かるた大会の開催や総合的な学習時間、子どもの研幾塾等の中での郷土学習も取り入れていただいております。

にしあいづ観光交流協会においては、観光ガイドの会が史跡・観光めぐり等を行っております。

このように各団体が構想の実現に向け、取り組めるものから順次実施していただいております。

今後は構想の核となる文化財を保管・展示する施設についての検討が必要となってまいります。町全体の事業計画や財政面を考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今後慎重に進めていくという結びだったようですが、今回なぜこのテーマにしたのかというと、まずコロナ禍にあって未来に向けて事業の速度が沈滞しているもの何かなかなといったら、こういうときに進められるものはどうかということで、今回この歴史文化について、私、テーマを選んだわけなんですけれど。総合計画そのものの中で42ページですか、平成30年3月のアンケートでは、重要、やや重要だということで44パーセントのようです。50パーセントを超えていない中で、町の皆さんもちょっとトーンが弱い部分なのかなと思いつつもお話しをさせていただきます。

それでは、基本構想の128ページ以降からお話しを進めていきたいと思っております。第9章の中で文化財の保護活用、継承のため、管理運営マニュアルの考え方という章がありますが、これ読み取るのにちょっとなかなか読み取れなかったんですけど、管理運営マニュアルを別に定めていこうということなのか、基本構想の中のこの第9章がそれにあたるのか、それをお伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

管理運営マニュアルにつきまして、議員おただしのように構想の128ページから記載されてございます。これを核として事業を展開するようになりますが、細かい部分につきましては、さらに作成の必要がある部分もございすけども、基本的にはこれを基本として進行していきます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 この基本構想、前書きというか、非常に素晴らしい序文の中で、町長も進めていくんだというような内容で序文をお書きになっている。そして、その裏の歴史文化基本構想の策定にあたってということで、赤坂先生のね、多様な形でこれに取り組む必要があるんだということをうたっていらっしゃるようです。

そんな中で、今お話、第9章の中で129ページですか、構想の中で専門家ということで、先ほど答弁の中で観光交流協会だとか、この部分について多少触れられたようですけれども、組織の専門性、130ページにある文化財担当部署というのが、記載があるかと思うんですけども、専門に課を設けるか、もしくは学芸員を設置してこの事業を進めたほうがいいだろうというような記載がありますが、この構想そのもので提言している内容、これを具体的に実施していく計画、実施に向けた計画、実施計画そのものは今年4事業ですか、記載がある部分がありますけれども、今後これを推進委員の方々と具体的な形にしていこうと、建物を建てるということを言っているんじゃないかと、具体的に少しペースが下がっ

ているみたいな話をちょっと聞いたので、もう一度均一な進捗度合にもっていき、ちょっと少し沈滞化しているようなお話も伺っています。

ですから、やはり基本構想があって、今、町ではイベント、そういったものも多少実施しない、そういったちょっと寂しい時期ではありますけれども、やはりそういうときにできること、やがてまた交流人口、観光、そういったもので広げていくためには、備え、ちょうど今が私、少しでも伸ばしていける、発掘していけるといえるか、伸ばしていける部分としては、今の時期から備えておくのがベストなのかなと考えていますが、具体的に計画を持ちなさいよという構想でもありますけれども、具現化していくための計画というのはあるのかなのか、お伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

いろいろお話いただきましたけれども、その具現化の方策という部分につきましても、この構想の中で36ページからうたってございまして、やはり最終的にはその施設の建設という部分までなりますが、その前にその構想の具現化で、その各々の部署においてやっていくべきことというのが示されてございます。そういったものに基つきながら、先ほどご答弁で申し上げましたように、文化財の指定等々、行ってございますし、また現在、町でも平成元年に作成しました西会津町の指定文化財という冊子がございまして、これを今年、来年、議員お持ちのその黄色い冊子でございまして、これを改訂版、新しくという作業も行っております。

端的に申し上げますと、各団体がこの構想に向け具現化の方策で、できるものから取り組んでいるというような状況でございますので、決して停滞ということではなく、進んでいるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今お話しのは、これですね、これが新しくなる。停滞はしてないんだというお話ですが、取り扱えるものからやりましょう。それは私も分かります。しかしながら、実施へ向けた計画というのは、ばらばらなところでできるところからやりましょう。でもその横断的なガバナンスを取る人はどなたなのかお答えいただけますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

構想の実現に向け、構想を策定いたしまして、その後推進という部分で、現在その構想推進委員会というのを、関係者の皆さまに入っただきながら開催しております。その中でいろいろなご意見をいただきながら、横断的な部分でご意見を出していただきながら取り組んでいるというような状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 歴史文化の、先ほど最終的に施設になるんだというのは、133ページにある歴史文化の館の空間的構成、町全体が歴史と暮らしのミュージアムと書いたページだと思うんですけど、このページ。私、一番最初に言ったように、ハード的な面を最終的にうんぬんということは、今はこの段階では考えてはいませんよ。というのは、まずその前にやらなくちゃいけない作業が、たぶん相当量あるんだと思います。そのジャンルによっても、

そのボリュームが当然違ってくるんでしょうけれども、やはりそのジャンル別で持っている地質学なのか、伝承文化なのか、そういったもので広がりが必要になる時間、これは当然違ってくるのかなと私は思うんですが、やっぱりある程度、これ進めないといけないなというのは、私、歴史というのはやっぱり防災も絡んでくるし、疫病だとか、口承の物語もそうですけれど、いろんな意味で知識を後世に伝えていく部分もあるのかなと。そういったことが、やっぱりだんだん薄れていくというのが、やはり失っていくものが多くなっていくだろうと。できるだけやろうと思ったときに一定の時間、傾注して、やっぱりやっっていくのが私は失うものが少ない、そういうふうに見ています。

もう一度、返りますけれど、構想の中で地区ごとの館と拠点館、これが最終的な姿だという構想の全容がこの姿だと受け取ってよろしいのか、まずそこをお伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えをいたします。

まず前段でありました、いろいろな歴史文化の中における町の歴史等々におきましては、これまでも町史編さん事業で、町の歴史につきましてまとめさせていただいております。これにつきましては、既に完成をしておりますし、それで後段ありました館につきましても、この構想の中にありますように地区における館。それと、町全体の館という部分で、具体的にはあれですけども、施設のイメージということで、その中核となるべきものを新築、もしくは空いた公共施設をイメージしながら整備していこうという部分がございます。

ですので、やはり財政的な部分、町の総合的な計画の部分の中で、これは慎重に検討せざるを得ないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 先ほど前々回の答弁の中で、新しく掘り起こしたのものもあると、確か触れられたと思うんですけど、どういった指定を目指していく、どういうものなのか、もし手元に資料があればそれをお示しをいただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えをいたします。

新しく掘り起こしたのものというのは、指定文化財の関係で、先ほど申しあげました、今年、来年と2カ年でその改訂版、発行を目指しております、町の指定文化財に、今年度新たに3件を、それは上小島、芝草遺跡、あとその写真といった記録の部分でございますけども、こういったものを新たに町全体の中で捉えながら、追加をしているというような状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 新しいものも、新しいというか町指定で、当然広がりをもって活動はしているという証だと思っておりますけれど、私が問いかけているのは、推進委員の方も少し間が長くなってきているのかなと、やはりお話しを持つ機会、そういった推進委員の方たちそのものが持っている独自の構想みたいなものもたぶんおありなのかなと思っておりますけれども、やはり具体的な達成は求めないにせよ、こういうスパンでこういうことをやっていきたいと思いますという、やはり形が見えるようにすべきではないのかと私は思います。誰がどこで何

をしているのか、どういうことを担っているのか、非常に分かりにくいのかなと私は思っていますが、実際には分かりやすくなっているのか、その部分についてお伺いします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

まず歴史文化関係におきましては、ご答弁させていただいたように、今年度も指定文化財関係等々の事業ですとか展開しております。ただ、議員おただしのように、構想の推進に向けて推進委員会ございますので、確かにいろいろな事情はあるにせよ、開催につきましてはやはりもうちょっと回数を多くするとか、その推進に向けて取り組んでいくべきだと考えておりますので、今後推進委員会等を開催して積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 積極的に取り組んでいきたい、そういった考えだと、それはそれで非常に前向きだと私は思います。

ただ、先ほど言った構想があって、最終的にはこういうものに着地するんだという構想があるにせよ、やはり具体的には活動計画、目標みたいなものをやはり立てていかないと、皆さん逆に、ちょっといつまでには何を仕上げていこう、僕の担っているのは来年までかかる。そういったものをやっぱり掌握していくのには、やはり一定の計画、持っているもので、先ほど言ったように違うと思うんです。みんな同じに何月何日までに仕上げてねと、できるものとできないものと当然別れてくると思います。

ですが、それをその情報をやはり集めて、新しいものがまた掘り起こせる、語り部じゃないですけども、こういうのが、新しいものが掘り起こせた。写真もこういうのが、新しいものが掘り起こせた。そんな中で、時間の経過とともに新しいものが見つかる。それも、失うものもありますけれども、掘り起こされるものも出てくる可能性が高い。

ですが、推進委員の方たちも、やはり具体的な計画プラン、自分の持っているものをどういうふうな姿にしたいのか。最終的にそのハード面が結び付くのか付かないのか、それはかなり射程距離が長いと私は思うんですね。ただただ、やはりそういった集約、そして横断的に取りまとめていくというのは、それはやっぱりきちんと一局で、ある程度整理していかないと、この後デジタル戦略ですか、そこに引っかかってくる。やはりデータを落とし込んでいくということまで視野に入れていけば、やはり今が時期、これからやはりある程度力を入れてデータに落とし込んでいく。そして、やがて皆さんに公開できるような姿にできるのかできないのか、ちょっと分かりませんが、そういった姿まで、やはりこれとその前にこのデジタル化が私この間に噛むんだと思うんですね。

ですから、作業としてやらなきゃいけないメニューというのが、やはり皆さんでお話し合いいただければ、また新しく、ここまではやらなくちゃいけないんじゃないかというのが出てくるんじゃないかなと思っているんですが、担当としてはどういうふうにお考えなのか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

おただしのように、歴史文化、有形無形、あと議員言われましたように、それぞれのジ

ジャンルでございます。それによって、そのやはり業務量も違いがございます。

ですので、やはりおっしゃっていただいたようにその計画、それぞれのジャンルごとの、やはりそれも違ってまいりますので、そういった専門の方と協議しながら、計画を立てながらやるというのやはり手法でございますので、今後十分に検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　一つ町長にお伺いしたいんですが、町長ご自身がこの歴史文化というものを推進していく考え方、基本構想の中でも言葉が述べられてありましたけれども、やはりある程度力は傾注していかなくちゃいけないと私は思うんですが、町長ご自身はどのようなお考えなのかお伺いします。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ただいまのご質問でありますけれども、西会津町に存在する歴史文化、あるいはいろんな文化財があるわけでありまして、私はこれはやっぱり先人が残した貴重な文化であるということでありまして、これを将来に向けてどういうふうに、いわゆる保管、それから展示するかということについては、これはまさに課題になっているわけでありまして。早くこれを整理しないと、どんどんどんどんやっぱり貴重なものがなくなってしまふという恐れも一方にあるわけですよ。例えば民具なんかはそうですね。

ですからそういう意味では、早くこの基本構想ができてあるわけですから、その構想に基づいてどうそれを実現していくか、そのためにはやっぱり施設の整備まで考えないといけないわけですね。そういう意味で、ようやく構想ができて推進委員会の組織ができましたので、やっぱり推進委員会の組織をフル活用してといいますかね、皆さんのご意見を聞きながら、これから一つ一つやっぱりこの文化財、歴史文化の保存といいますかね、それはしっかり残していく作業をしないとイケないなと、そんなふうに思っております。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　取り組んでいくんだということだと思います。町長がおっしゃったように、形のあるものは時間が経過すればやはり劣化してくる。新しく発見できるものもあるやもしれませんが、形のあるものは劣化してくる。そこに先ほど申し上げたデジタル化、そういったものがもう目の前に来ている。

ですから、やはり今、多少加速度を付けて、やっぱり町長のリーダーシップの中で、構想ができてもう3年ですか、一定の時間経過している。あまり手をこまねいていけば時間だけが経過していってしまう。やはりそこら辺、やっぱり町長の強いリーダーシップでより加速度がつくような形で私は取り組んでほしいなと思うんですが、その部分について町長ご自身はどういうふうにお考えか。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　町長のリーダーシップというお話でございますけれども、まさにこれは町長だけではなくて、その推進委員会の組織の皆さんの意見をやっぱり尊重しながら、それをどう具現化していくかということについては、これからは町のほうも、この所管は教育委員会のほうになってますけれども、教育委員会と町が連携しながらその作業を進めてまいりたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 町長ご自身も政策的なトップとしてのお話、よく分かりました。決してみんな見過ごしているわけではないということも承知しています。しかし、ちょうど12月なので新年度へ向けた予算が絡んできますけれども、最初から、先ほど言ったハードだとか何かというものは、当然まだまだ先のことだと思えますけれども、やはり必要なものはある程度今の時期に微細な金額でも充ててあげられるようなものは、私は来年に向けては十分に充てていただきたいと考えていますが、今現在、担当の方ではそういった必要になってくる経費というのは今後出てくるのかお伺いしたい。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

歴史文化事業におきましても、もちろん来年以降、事業費計上させていただきます。その中でいろいろな事業を展開させていただきますけれども、ただそのハードの部分、建物等々につきましても、来年すぐということではなくて、申し上げたように全体の事業計画を見ながら計画をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 一つだけ聞くのを忘れたんですが、現在の体制で十分に充足できているのか、今、公民館で担当されている方、何名なのかお答えいただきたい。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

生涯学習課におきまして、歴史文化を担当しておる者は1名でございますが、職員全体でそのフォロー等をやっていききたいと考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 周辺をフォローするんだというお話だと思います。ただ構想の中でも学芸員を充てるべきでしょうみたいな話になっております。ということは、例えば私みたいによく分からない人やると、ものすごい時間がかかったりするということだと思えますけれど、やはりある程度識見のある方を充ててという話だと思えますけれど、そういった中、先ほど言った予算うんぬんもあるんですけれども、やはり経費としてかけられるところはかけていくような考え方、そういったことをやはり検討していくべきじゃないのかなと私は考えていますが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

構想の中で、その専門的な部分で専門委員、学芸員等々の記載もございます。確かに理想ではございますが、町職員全体の中での職員配置の部分もございますので、理想ではございますけれども、そういった部分もよく人事担当の部署と調整をしながら検討していきたいと考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 1問でだいぶ長くなってしまいましたが、やはりきちんと精査して、事業量に対してどうなのかというのは、一番担当課でお分かりだと思います。ですから、やはり充てるべきは充てる、充足されていれば充足されている。そういったやはりきちんとした

内部で検証しつつ、取り組みを考えていくべきだと私自身はやはり思っています。今まで満足なのかというと、やはり推進委員の方のお言葉もちよっとありましたけれども、必ずしもうまく取りまとまっているのかというと、専門担当の方に結構ぐっとボリュームが集まっている傾向が強い。みんなで協力しているというのはちよっと、私見えにくいんですけども、そういったお話もちらほらありましたので、やはり時期や取りまとめる内容によっても違うんでしょうけれども、やはり必要になってきたときには、そういった思い切った人を充てるなり、そういったことも、通年じゃなくてもね、やはり充てるべきは充てる、私はそう思うんですが、どうお考えですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

まず初めに、学芸員という部分でご質問ございましたけれども、生涯学習課の担当職員は学芸員の資格はございます。それを申し添えておきます。

あと職員の中にも、ほかにも学芸員の資格を持ってらっしゃる方もおりますし、ただ、職員配置につきましては、全体の中でのこととなりますので、その辺については十分担当課のほうと協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 協議していく。やはりただの費用ではない。残っていくものであれば、やはり検討していく。課長が言ったように、当然今のままでいいんじゃないくて、必要な時期、必要な段階で、やはりご検討いただいて、できるだけ進捗が出るような取り組みにしたいと思っています。構想ができてまだ間がないという町長のお言葉でもありましたけれども、これから1年、2年、3年、4年、あつという間に月日は過ぎてしまいますので、できるだけ実りの多いものにしていただきたいと願っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 おはようございます。7番、小柴敬であります。今次二つの項目につきまして一般質問の通告をさせていただいておりますので、順次質問を展開させていただきます。

まず、大きな1問目ではありますが、本年の3月議会でも同様な質問はさせていただきましたが、違う観点から質問をさせていただきます。地域おこし協力隊に関する事業についてであります。

現在、地域課題解決型・起業型など17名の地域おこし協力隊が町内で活動をしております。集落支援や地場産業支援などの活動については、ケーブルテレビや広報紙等々で報告が可視化、見えるように皆さんに報告をされておりますが、起業型の隊員の活動についてはよく分からないというような町民の声があります。そこで以下の点について町の考えをお伺いいたします。

1点目として、地域おこし協力隊員の町民への分かりやすい活動報告について。

2点目、3年を終了する隊員の今後の活動内容と町の支援について。

3点目、ワークインレジデンス事業が3年目に入り、コーディネーター及びプレイヤーにあたる隊員が採用されております。今後の活動を含めた町民への分かりやすい報告などについてはどうお考えでしょうか。

4点目、野沢町中にワークインレジデンス活動の拠点整備が現在予定されております。住民説明会が開催をされましたけれども、協力隊を含め、その今後の活動内容等について具体的な説明会等は、どのように計画されているのかお伺いをいたします。

大きな2点目であります。雪対策について。昨年度は暖冬であったために例年になく過ごしやすい冬でありました。しかしながら、今年、気象庁の長期予報によると、例年通りの冬が訪れるという報道でありました。雪対策については、冬の間中、我が町における重要な課題であると考えております。また、具体的な対策も求められております。以下の点についての町の考えをお伺いいたします。

1点目、グレーダーの導入により、除雪能力の向上が考えられますが、グレーダーによる除雪路線だったりオペレーターの確保、それらの状況についてお伺いをいたします。

2点目について、これは県の所管ではありますが、報告等をお受けしたいと考え設問させていただきます。樟山地区及び上野尻地区の消雪道路の進捗状況についてであります。

3点目は、徳沢地区において新たな水源確保の必要があるとのことですが、完成までの道路除雪について、どのような方法で徳沢地内の道路除雪を考えているのかお伺いします。

4点目として、高齢者からよく問われるんですが、個人が雪処理を気軽に依頼できる仕組みづくり、これが求められておりますが、今年度の取り組み等についてどうお考えかお伺いをいたします。

以上、町側の明確な答弁、よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴議員のご質問のうち、雪対策についてお答えをいたします。

本町は、特別豪雪地帯に指定されており、雪対策は、町民の皆さんの冬期間における日常生活や経済活動を行う上で、必要不可欠であり、町政の重要課題の一つであると考えております。

ご質問の1点目、グレーダーによる除雪路線につきましては、その特徴である高速除雪と3.1メートルのブレードを生かすため、主に幹線道路の町道野沢柴崎線や上小島芝草線などの高規格道路を除雪する計画であります。また、オペレーターの確保状況につきましては、直営オペレーターの中に、国県道除雪でグレーダーの操作経験者が3名おります。

次に、県道上郷下野尻線の樟山地区及び上野尻地区の消雪施設整備の進捗状況につきましては、福島県喜多方建設事務所からの情報では、樟山地区は本年12月中旬に完成見込みであり、上野尻地区、群岡診療所方面につきましては、既に施設が完成し供用開始となったところであります。

また、県道上野尻停車場線、西光寺方面の消雪施設整備につきましては、本年12月下旬に完成見込みとのことで、福島県の完了検査を経て供用開始となる予定であります。

次に、徳沢地区につきましては、既に、福島県喜多方建設事務所において、消雪施設の水源を確保するため、さく井工等の工事が発注されております。施設が完成するまでの降雪時においては、福島県から除雪業務を受託している業者が除雪車両により対応する計画であります。

最後に、個人が雪処理を依頼できる仕組みづくりと取り組みについてであります。既

に各家庭に配布済みの、にしあいつ冬の暮らしガイドでは、自助・共助・公助に基づく官民協働の雪に強い町づくりを推進しております。このガイドに記載されているとおり、除雪に関する各種支援制度や雪に関する相談窓口等の仕組みはできておりますので、今後とも広報に努めてまいります。

町としましては、町民の皆さんの冬期間における安全、安心の確保と、快適な生活を送っていただくため万全な体制で雪対策に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、小柴敬議員の地域おこし協力隊に関する事業についてのご質問にお答えします。

初めに、地域おこし協力隊員の活動報告についてお答えします。

地域おこし協力隊の活動内容につきましては、4番、秦貞継議員にお答えしたとおりですが、町では、隊員の活動について、町広報紙やケーブルテレビでその概要や隊員個々のプロフィール等をお知らせしてきたほか、協力隊ミライミーティングによる活動報告会をはじめ、町内のイベント及びSNS等のインターネット情報交流サイトなどを通じて、町民の皆さまや町外へPRをしてまいりました。

また、11月に開催しました、にしあいつまちなか市におきましては、起業型地域おこし協力隊員によるワークショップを野沢中央通りで開催し、個々の隊員の紹介と具体的な活動イメージのPRに努めてきたところであります。

町といたしましては、今後も様々な機会を活用し、地域おこし協力隊員の活動について、町民の皆さまへ分かりやすくお伝えしてまいる考えであります。

次に、ワークインレジデンス事業についてであります。この事業は、地域おこし協力隊員を採用し、地域課題を解決するための起業や継業などのビジネスプログラムを創出することにより、多様な働き方や暮らし方を提案し、本町への移住を促進するとともに、地域の活性化を図る取り組みであります。

現在は、プログラムを実践しながら町内で起業を目指す地域おこし協力隊員のプレイヤー5名と、事業全体の調整やプレイヤーが起業できるために伴走する役割の、地域おこし協力隊員のコーディネーター2名が活動しているところであり、これらの事業内容や活動の経過等につきましても、今後、町民の皆さまへお知らせする機会を設けていく予定であります。

次に、3年を終了する隊員についてであります。任期の最終年度を迎える隊員につきましては、週の活動日を1日減らし、その機会を活用して本町への定住や、就業・起業に向けた準備を進めているところであります。

町といたしましては、各隊員を所管する課等において、隊員個々に対してオリエンテーションや面談を行い、任期満了後の進路やそれに向けた活動の方向性について助言するなどの支援を行っております。

また、起業を目指す隊員に対しましては、町の地域おこし協力隊定住起業支援事業補助金等の補助制度の活用や、町創業支援アドバイザーによるセミナー等の開催などを行って

おり、今後も隊員の定着率向上に向けて、必要な支援を実施してまいる考えであります。

次に、野沢まちなかの拠点整備についてであります。町では、空き店舗を活用して野沢中心街ににぎわいを創出し、地域の活性化を図るための施設整備を進めており、去る10月20日と21日には、この施設の整備内容について、関係住民の皆さまを対象に説明会を開催したところであります。

施設整備後の運用方法や、地域おこし協力隊による活用等につきましては、施設の整備工事が完了次第、関係する地域の事業者や住民の皆さまに対し、詳しく説明をさせていただく予定でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 町長から答弁をいただきましたが、設問の順番どおり再質問をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の分かりやすい活動について、これは本年3月議会においても同様の質問をさせていただいて、広報紙やケーブルテレビ、SNSによる活動等の報告をお受けいたしておりますが、昨年はふるさとまつりで紙すき体験といったこともやっておられました。

今回、11月3日でありますけれども、旧野口燃料において地域おこし協力隊の広報活動、そういったものを見させていただきました。その場に、確か何人訪れたかチェックされていたと思うんですが、どのぐらいあの場に来て体験をされたということでしょうか、お伺いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

過日開催いたしました旧野口燃料での地域おこし協力隊のワークショップ、何人くらい来たかというご質問でございますが、手元に正確な資料ございませんが、130人くらいであったと記憶しております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 分かりやすいということは、私が考えるに、具体的であり、活動の内容が目に見える、そしてある程度住民の理解が得られるというふうに考えておりますが、町側ではどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

分かりやすい報告とは、具体的かつ目に見え、住民の理解が得られるものであろうというおたがしでございますが、議員のおたがしのとおり、町としても同様の認識でございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 であるならば、できるだけその活動内容等を機会を捉えて実施していただきたい。今現在、町内で計画しているところでありますけれども、1月の13日に町内で初市等が今商工会で計画をされております。ですから、もしジョイントできれば、初市のチャン

スに地域おこし協力隊の方々の活動内容、そういったものが地域住民の方に分かりやすく紹介できるという機会が持てると思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

1月13日予定の初市で活動報告の機会を設けてはどうかというご質問でございますが、現在のところ検討はしてございませんでした。関係する団体、それと地域おこし協力隊と協議をして検討させていただきたいと思っております。

ただ、現在の雪国まつりの内容を検討しておりまして、その中では協力隊の活動をお知らせできる催しを計画をしております。

なお、先ほど旧野口燃料で参加をした人数につきましては、134人ございました。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 できるだけ機会を捉えて協力隊と交流ができるような場を設けていただければいいと思います。

しかしながら、私、昨日ちょっと彼らとしゃべるチャンスがあったんですけども、協力隊も見ず知らずの我が町に来て、我々のところに来ていきなりしゃべれということでありましては、なかなか交流というものが進まないの、その辺はそういった機会を捉えた場合に、彼らだけに任せるのではなくて、担当課なりがその紹介を含めて、しっかりと我々の要望に応え、それで町民の方が、何やっているのというようなことであれば、小さな子どもが説明を求めれば答えていただきたいなと思うんですが、そのようなことはお考えになれるでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

議員の4点目の質問にちょっと関連してきますが、起業型の協力隊員、今後野沢まちなかの拠点施設の整備が進めば、その施設の供用開始となるわけでございます。供用開始後一定の期間を設けまして、そこでの地域住民の皆さんと交流しながらの説明の仕方、あるいは実際に運用開始になってから、そこをいわゆるサテライトショップ、あるいはサテライト工房のような活用をしながら、実際に隊員がこういう事業の活動をしていますということを地域の住民の皆さんや、あるいはお子さんにも体験していただきながら、そういう交流、ふれあいの機会を設けて、活動を町民の皆さんに分かりやすくご理解いただけるような取り組みを今後進めてまいりたいなど、現段階ではそのような方向性を考えてございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の地域おこし協力隊の一部には、自分の優位性というか、特技性を持って町内の産品を活用して町をPRしたいと考えている方もいらっしゃるようであります。

そういった中で、今現在、一部の方々からそういった情報を流しましたところ、ぜひそういった体験工房的なものも開催していただきたいというふうに考えておりますので、来年4月1日以降、旧野口燃料にそういった場所が生まれましたら、ぜひとも開催をしてい

っていただきたいと、これはしっかりと要望をさせていただきたいと思います。

また、ちょっと話題を変えさせていただきます。ワークインレジデンス事業ということは、先ほど課長のほうから報告がありましたけれども、本町に住みながら起業にチャレンジする場を提供し、移住につなげる取り組みというふうに私も理解しております。

しかしながら、この隊員の募集ということに関しまして、指定管理先である芸術村というか、BOOTというか、固有名詞を出していかどうか分かりませんが、指定管理先とさせていただきますけれども。ほとんどが採用されてから芸術村中心に活動している。それは芸術村にそういった隊員の活動拠点をおいて活動しなさいよということで、指定管理先に委託をしているのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

ワークインレジデンスの事業の中で配置している隊員について、芸術村での活動を一般社団法人のほうに委託しているかというご質問でございますが、昨日、4番議員にもお答えしましたとおり、まず、芸術村を活動の拠点として主に行っているのは、移住定住の隊員と芸術・アートの隊員でございます。

ワークインレジデンスに配置しております起業型の隊員につきましては、芸術村を活動拠点とするという位置付けはしてございません。それぞれの工房をつくって、そこを拠点として活動をしていくような方向でございまして、工房のない隊員につきましては、自宅をその拠点としながら、それぞれの職の分野に合ったところを回りながら活動しているということでございまして、繰り返しになりますが、ほかに1カ所どこか定まった活動拠点を、現在設けているわけではございませんが、芸術村をその活動の拠点としているという位置付けは持ってございません。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、ちょっと昨日の4番議員とのお話とも関連するんですが、どうも芸術村で囲い込みというような、表現が悪ければ訂正させていただきますが、芸術村のみで行動というか、自分たちがそれぞれ独自に話し合いをしながら、お互いの情報交換をしながら生活をしているということで、一番初めの見える化という点でも、何やってんだろーというふうに疑問に思う点が非常に多いので、その辺はやっぱり担当課のほうの指導を得ながら、その担当課が積極的に町の中に働きかけをしていただくというようなことを考えていただけないでしょうか、その点はいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊員につきましては、町が配置をしておる隊員でございますので、当然その活動、事業の見える化につきましても町が主体的にやっていくべきものというふうに認識しておりますし、そのように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 昨日、副町長の答弁の中で、見直しを次年度はかけていくというようなことで

ありましたが、その見直しについて、再度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 ただいま7番の小柴議員のご質問の中で、地域おこし協力隊員の指導について、昨日も4番議員のほうからご質問がありまして、その点について町として、今後はどういふふうに指導をしていくのかというようなお話だったと思うんですけれども、昨日もお話ししましたように、地域おこし協力隊につきましても、会計年度職員ということで採用されておりますので、当然、公務員として身分は採用されているわけですので、そういった公務員としての倫理規定なり、またそういった執務環境、さらには勤務態度、そういうのはきちっと町の職員と同じような業務体系に指導していきたいなということでございます。

これについては、今年からそういった会計年度職員になりましたので、春先においてもオリエンテーションを開いて、そういった協力隊員にも説明なり、指導なりはしたわけですが、まだまだちょっと浸透していない面で一部あるというようなお話でありますので、またそれについては、今後、機会あるたびにそういった指導なりをしていきたいなと思っております。

そういったことで、この春からそういった指導もしてきたわけですが、まだまだ不十分な点があるということでありますので、それは今後十分、機会あるごとに指導なり説明なりをしてまいりたいなということでご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そのようにしっかりとお願いをしたいと思っております。

あともう1点、ちょっと提案なんですけれども、皆さんどうお考えかちょっと分からないんですが、このワークインレジデンスの事業の中に、コーディネーターとプレイヤーという位置付けがなされています。これはコーディネーターが実際にいって、ラボメンバーというふうにプレイヤーのことを呼んでおります。すなわち、実験をされている側みたいな形を受け取られるんです。そこでコーディネーターとそのプレイヤーとの間に、自分たちの立場上の差、そのようなものが非常に最近見受けられるようになってきました。

同じ採用、同じ給料、そういったもので国からいただいているわけなので、そういった立場上の違いというのはちょっとなくしていただいて、例えば私の提案ですが、町の担当課及びBOOTの主催者、その方がコーディネーターとして、彼ら全員が採用された起業型の隊員が、全員がプレイヤーだというふうなことであれば、私は今後、地域おこし協力隊の活動内容がすんなりいくというふうにして考えるんですが、その辺もう一度お考え直していただくような方向はありませんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まずご質問の中で、ラボメンバーというその呼び方が、実験というようないうふうに捉えられるのではないかとご指摘ございましたが、実験ということではございませんので、ラボというのは工房ということで、その工房で事業をするメンバーという、そういう位置付けでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

コーディネーターとプレイヤーの役割の立場の差ということでございますが、あくまでもプレイヤーについては、それぞれの事業を実践する者、コーディネーターにつきましても

は、その実践について助言等を行い、その評価等行いながら、プレイヤーとともに伴走していく者ということで、プレイヤーをこう引っ張っていくような役割ということで、それぞれにそれぞれの役割に合ったスキル、能力のある者を採用して配置をしているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、現在の枠組みをもっと変えたほうがいいのかというご提案でございますけれども、今のところ現時点では、その枠組を変えていくという考えは持っておりませんが、議員のご意見につきましては十分に町としても参考にさせていただいて、今後の取り組み方について再度検討を進めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今、課長の答弁をお伺いしましたが、プレイヤーもコーディネーターも、お互い採用年度が一緒であれば、同時期、あるいは現在の場合、コーディネーターのほうが先に卒業という形になってしまうわけですね。その後果たしてプレイヤーが誰を頼るのかということを考えるのであれば、しっかりとそれは行政が支える仕組みづくり、そういったものがあって安心してそのプレイヤーであるメンバーが、我が町に起業し、移住定住を図るという安心できる構図ができるのではないのでしょうか。この点に関してどうお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

プレイヤーとそのコーディネーターの採用の時期であります。コーディネーターにつきましては前年度から配置をしているということで、同じ任期ではなくてコーディネーターのほうが早く任期が終わるといような現状でございますが、起業に対する考え方といたしまして、もう1年目でその起業をスタートさせるというように、今、スキームで取り組んでおります。

従いまして、3年経って、初めて独立するということではなくて、もう1年目で独立のイメージをもって、しっかりとその1年目で独立をしていけるような、あるいは1年目、2年目で独立をしていけるというように組み立ててやっております。もう3年目は満了以降、事業を安定させるという時期に入っておりますので、3年目になってまだコーディネーターによるコーディネートが必要だということでは、なかなか起業には結びつかないという現在の、町としても、隊員に対してもそのような考え方でおります。

しかしながら、隊員に対するケアというものは必要でございますので、コーディネーターが任期が満了しても、残りの期間、プレイヤーに対して町としては十分なケアをしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そこで2点目の、3年を終了する隊員ということに戻りますけれども、今まで何名か我が町を卒業していかれた隊員がいますが、総務省の発表によりますと、隊員の約4割が女性であり、7割が20代、30代であります。これは平成31年3月末でありますけれども、その時点での任期終了後の定着率といたしますと、それが約6割の方が同地域に定着をされているということであります。我が町に関しましては、今回満了になる方を含

めて、何名卒業されて、何名地元に残っていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

既に卒業した隊員につきましては、過去の累計で9名でございます。卒業した隊員のうち、現在町内に定住している隊員については5名でございます。そのほか、来年度中に任期を満了する隊員が4名でございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 しっかりサポートしていただいて、任期満了後、我が町に定住していただけるようなサポート、そういったものをお願いしたいと思います。

それでは、雪対策についての質問に変えさせていただきます。グレーダーの導入によって相当数能力が上がって、高規格道路をスピーディーに雪処理できるということでありますけれども、これによってやはり相当雪処理能力が上がって、余力が出るということで考えておりますが、その点は町としてどうなのでしょう。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、余力が出るというようなご質問でございました。確かにグレーダーの導入目的は、先ほども私のほうから答えましたとおり、スピードアップと合理化というような部分でございます。これは今までもそうですけれども、朝の通勤通学に間に合うようにというようなことで除雪体制を組んでおりますが、やはり延長も年々伸びているというような部分もございまして、なかなか、正直遅いというような、もっと早くならないのかというようなお叱りもございましたので、それを克服する一つ的手段としてグレーダーを導入したということでございますので、今までできなかった部分をさらに埋めていくような、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 冬の生活、足の確保、これが重要な課題ではあります。町のオペレーターの方の確保状況については、全員しっかりと揃っているということではあります。年々高齢化が進んでおりますけれども、委託事業先のオペレーター等の確保、そういったものに関しては十分な準備ができていのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

委託先ということございまして、町内の受託組合という組織がございまして、そこに町のほうから除雪事業をお願いしているところでございます。組合とのいろいろ事前の意見交換ですとか、事業前にいろいろと相談をして、万全な体制を組んでおります。その中では特に、現在不足しているかというような情報はございません。

なお、その育成というような部分ではございますけれども、県のほうで、そういった支援事業という制度ございまして、各社のほうにもそういったご案内を差し上げてございますので、そういった形での支援も行っているという状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今次の雪、来年3月になるか4月になるか分かりませんが、その辺の対策、しっかりと対応、お願いをします。

2点目の樟山地区、上野尻地区、報告をお受けいたしました。住民の方たちもそれぞれ安心されて、この冬、融雪道路ということで過ごせるのではないかなと思います。

それで、3点目についてちょっと、業者による除雪になるということでもありますけれども、かつて野沢地区におきましても消雪パイプがありました。しかしながら、この消雪パイプの上を雪が多くて、ドーザーによって除雪をした関係上、そこの中の消雪ピンというんですか、あの部分がポンポンポンポン飛ばされてしまって、非常に翌年度から使えなかったというようなことがありましたので、その点についての配慮というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

各社除雪時期に入る前ですけれども、まだ雪の降らない時期でございますが、そういった受け持ちの路線を事前に、つぶさに確認をいたします。その中で、その段差というような部分も確かに見受けられる部分については、細心の注意払ってやっています。

また対応されているオペレーターの皆さんもプロでございますので、その辺しっかりと見極めた中で作業をされているということで対応しております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その辺の点検作業というか、その点は各自治区長さんを通じて、万が一のことかあったら報告していただいて、さらに指導を強めるというような体制づくりはどうなっていますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 自治区長さんとの連携でございますけれども、今年は除雪計画の説明会、コロナ禍でできませんでした。ただ、事業計画はきちっと精査した中で本年度版つくりまして、それを全区長さんのほうへ添書、きちっと説明を付けてお送りいたしております。その中にも記載ございますけれども、様々な対応、注意事項ですとか、お願い事項ですとか、何かあればこちらの窓口というようなことで徹底しておりますので、そういった担当する課の窓口と連携を密に取ってございますので、何かあれば即連絡をいただき、速やかな対応を図っていきたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そういった体制づくりはもう既に仕上がっているということでもありますので、一安心いたしました。

皆さんご存知のとおり、西会津町の雪対策基本計画、これが平成28年に仕上がり、12月ですね。町民の方々に報告があり、本年、今の時期で丸4年を迎えようとしています。その中で、短期で実施する事項については5年を目処に実施していくということですが、なかなかその短期の事業の中でできていない部分が十分にあると思いますが、その点について、どこがという指摘事項について、私なりに考えるのは、雪処理支援隊と、それから、どちらかという除雪弱者、非課税世帯の雪処理支援隊に対しては約2,500世帯の中で30世帯が今回該当する。

しかしながら、除雪弱者で高齢者、でも、非課税世帯でなければそういった雪処理支援隊の支援が受けられない。そうなってくると、地域の民生委員によって手袋をいただいた方々で手伝いをするというようなことになろうかとは思いますが、その辺の除雪弱者に対して、町側はどのような支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、高齢者などの除雪困難な方への除排雪の支援ということですので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁にもありますように、町では冬の暮らしガイドというものを、既に町内の各家庭にお配りしております。その中に様々な支援策、支援制度が載っております。議員がおただしの雪処理支援隊派遣事業ですとか、除排雪助成事業、あと先ほどお話のありました社会福祉協議会が設置しております見守り協力員制度、そういったものを活用しながら、高齢者への冬期間の除排雪に対する支援を行っているところでございます。

きめ細かな情報を整理しながら雪処理支援隊の対象世帯は、議員がおただしのよう、本年度 30 世帯程度を予定してございますが、この方々は地区の民生児童委員の皆さんの調査ですとか、あとは介護施設や、あとは地域包括支援センターなどで、どうしても玄関先から近くの道路まで、生活をしていくために必要な道付けなど、それさえも困難であるといった世帯に対して、雪処理支援隊の派遣をしているところでございます。

またさらに、一般の高齢者の世帯には、先ほどの除排雪給付券の助成事業を年間 1 万円ではございますけれども、それを活用していただきながら、各家庭の除排雪作業を行っていただきたいということでございます。

そういった点からしましても、こういった各種制度を活用していただきながら、日々の西会津町における冬の暮らしを各家庭で守っていただきたいと、除排雪については大変な作業かとは存じますけれども、こういった制度を活用しながら冬の暮らしを形づくっていただきたいということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 なかなかその雪処理に対して、高齢者は非常に体が動かなくなってくるということで、入り口先まで 30 メートルも毎日毎日雪かきをしなきゃいけないというような話も、先日、地区内の全体会議の中で意見が各区長さんから出されました。やはりそういった弱者の方々の足回り、そういったものをしっかりと確保していただく、それも行政の仕事だと思っております。

今回、シルバー人材センター、これも調べさせていただきましたけれども、除排雪作業、1 時間 1,400 円というようなことでありますが、屋根の雪下ろしはしないということでもあります。屋根の雪下ろしをするという業者に関しましては、町はどのように考え、町民からの連絡ができれば、できる体制が、今年度できあがるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、屋根の雪下ろしに係りますご質問にお答えいたしたいと思います。

町では除排雪費用助成事業、先ほど申し上げました年間 1 万円の助成をしているわけなんですけど、この助成をしていただく際に、除排雪作業を委託する事業者を登録いただいて

おります。登録事業者というふうな名称で呼んでおりますが、その登録事業者の中には、屋根の雪下ろしもしっかりとやっていただける事業所がございます。この事業所について97の登録があるわけなんです、その97のうち24の事業所、個人の方については、公表してもかまわないということでございますので、町のほうにご相談いただければ、この24の事業所、個人の方のお名前をご紹介差し上げまして、その中から屋根の雪下ろしなどを依頼する事業者を、個人の方が選択していただくというふうな流れもございますので、そういう情報提供もさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほどの答弁の中で、雪処理支援隊の事業でございますけれども、去年は6名の隊員でございましたが、本年度は7名の隊員で、1名ではありますが増強して、各家庭の雪処理支援にあたっていきたいということで、町としてもそういった支援策、強化しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今、課長から答弁がありましたけれども、24の事業者、あるいは個人が公表してもいいということではありますが、我々の一般のところには、それが全然公表されていないということで、その1万円の給付券をもらった方々のみがそれを知り得るのでしょうか、その点お伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

1万円の給付券の助成事業の際には、給付券と併せてその事業者のご紹介を差し上げているところでございます。また一般の方々には、町のホームページなどで公表してございますので、それで確認いただける部分と、お問い合わせいただければ一覧表のチラシなどは、その方にお渡しすることができますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 高齢者の方はホームページを閲覧するなどということではできません。そういった1万円の給付券をもらう方々のみがそういったことを知り得る、それもお願いをしてというような形になります。やっぱり一般の方々も、もし万が一のときですね、雪処理に困っているということであれば、町内全戸配布で、今年の冬の体制はこのようになっていますというような公表の仕方のほうが、町民として安心安全なことではないでしょうか。

あと、各建設会社とかにお願いをすれば、屋根の雪下ろしをしていただくことも可能かと思えますけども、その辺もう少し、一歩踏み込んだ公表の仕方というものを考えてはならないでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、今、いろんな情報の発信の関係でございますけれども、先ほど町長の答弁の中にもございました、にしあいつ冬の暮らしガイド、これは既に各世帯、各家庭のほうにお配りしているというような答弁のものでございますけれども、この中に、困ったときはここに相談ということで、雪に関する相談窓口、こういったのもご案内して差し上げておりますので、そういったホームページ等確認、なかなかできないというようなことがあれば、ここにお電話をいただくと、そうすることによって関係部署にご案内す

るなり、おつなぎするというような支援は差し上げられることができるというふうにご考慮しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その冬の暮らしガイドですけれども、今般、皆さんのところに配布されたんじゃないかと、前回配布されたということでしょうか。

また、おそらく1年経てば、それが手元に残っているかどうかというのは、ある程度高齢者になれば忘れてしまう部分があります。ですから、今年雪が多そうなので、そこら辺はもう一度増刷していただいて、今年の冬の体制づくり、町はこういうふうにして考えてますということとしっかりと発表していただきたいんですが、その点のご考慮をお伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

議員今ご指摘のとおり、数年前の時点で作ったものだというふうにご認識しております。内容の時点修正等もあれば、それらも含めて調整をするよう検討してまいりたいというふうにご思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 基本計画策定をしてから丸4年を経りました。短期という部分で、あと1年残っておりますけれども、その中で、やはり短期事業としてまだ抜けている事業、これをもう一度精査していただいて、令和3年度、この冬の時期には、上原地区の流雪溝等も完成をします。しっかりとした冬の暮らし、そういったものをサポートしていただくようお願いをして、私の一般質問、終わります。ありがとうございました。

○議長 議長を交代します。

○副議長 それでは、議長を交代しました。

暫時休議といたします。(11時41分)

○副議長 再開します。(13時00分)

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に1件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

薄町長の任期も残すところ8カ月余りとなりました。町長は平成29年8月にご就任以来、町民との対話を重ね、活気ある西会津町を取り戻すために鋭意努力され、町政にあたってこられました。健全財政に心掛けながらも、諸問題解決のために、ハード面ソフト面を含めて、数多くの公約を実現をし、全ての町民が安心してずーっと暮らせる西会津、実現のために積極的に取り組んでこられました。

最近各方面からの評価も高く、高い高齢化率・少子高齢化、人口減少の中にあっても、周辺自治体とは一味違うキラリと光るものがある魅力的なまちづくりができつつあると感じております。いくつか申し上げますと、昨日来、同僚議員の質問にもありましたが、移住定住に関して、町長ご就任以来、既に28組、39名の方が移住されております。特に今年は若者定住住宅の完成もあり、移住者数にはカウントされておりましたが、相当数の若い方の転入がありました。先日のテレビの番組でも、なぜ西会津町に若者が移住するのかと

というような放送がありました。本町のような中山間過疎地であって、若者から注目され、移住しているというのは、県内においても数少ない珍しい事例のようであります。

若者定住住宅の整備には紆余曲折があったにせよ、完成してみれば入居希望者多数で、入居できなかった方がいらしたのは大変残念ですが、多くの方々に喜ばれ、先日は地域住民有志によるフリーマーケット等のイベントが住宅脇の広場で開催され、多くの住民の方々にぎわったとのことでもあります。今後も入居者だけでなく、地域住民にも愛され、活用され、喜ばれる場所となることを期待できるものであります。

また、今年は春先から新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、大変な1年となりました。そんな中で、各種のコロナ対策をしてきたわけではありますが、本町におけるコロナ対策、持続化給付金への上乗せの支給や、雇用創出支援補助金、先ほど6番議員も申しおりましたが、2回にわたる消費拡大商品券の支給、高齢者へのお弁当の配達事業等々、周辺市町村の方々からは、西会津ってすごいよね、何でうちの町はできないんだろうということを随分いわれてまいりました。これは私自身も感じてきたことでもありますし、町民の皆さんも自慢していい一つの事案だと思います。

もう一つ言わせていただければ、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金であります。薄町長が就任以前は、実質2、300万円を推移していたものが、今年は既に数十倍の伸びを見せ、今議会の補正でも提案されておりますが、1億円が視野に入る、1億円に手の届くところまできたと。また、年度末までには1億数千万円まで狙えるところまできたと、大変うれしい誤算であります。ふるさと応援寄附金は上を見ればきりがありますが、取り組みいかんによって、これほど大きく伸ばすことができた。これは大きな評価の一つだと思います。

私は、薄町長が就任されてから、町長にはやりたいことがたくさんあるのは十分分かるが、慌てず騒がず、どっしりと腰を落ち着けて各種施策を実行していったほうがいいのか、町長は現職当時から実務畑で優れており、優秀な事務屋さんだけれども、町長となればそれだけではだめだ、大所高所からの視野を持って、町民の皆さんに夢を語るようであればだめだとか、随分生意気なことを言ってまいりました。

しかし今となってみれば、無用の心配だったと感じております。それどころか、このコロナ禍での厳しい社会情勢の中、最近の施策実現の取り組み、スピード感、ここにきて一段ギアを上げた感さえあります。

任期を8カ月残しての総括は少し早いのかもかもしれませんが、町長ご自身は、これまでの3年4カ月をどのように評価し総括されるのかをお伺いいたします。

また、町長の進退については、多くの町民の皆さんの関心事でもあります。現在、全世界がコロナ禍の中であって、大変な苦難の状況が続いております。この時代のリーダーとなるべき存在は、広い視野を持って先見性、大きな決断と実行力、強いリーダーシップが求められております。現在上向きつつある町政をコロナに負けることなく、薄町長には引き続き、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりのために町政執行にあたってほしいと願うものであります。薄町長の次期町長選挙への出馬意向についてお伺いをするものであります。

以上を私の一般質問といたします。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀剛議員の町政1期目の総括と次期町長選挙への出馬意向についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、町長就任から1期目の総括についてお答えをいたします。私は、平成29年8月から多くの町民の皆さま、関係各方面からの力強いご支援とご協力を賜り、町政の舵取りを担わせていただき3年4カ月が経過しました。

この間、私は、一つに、約束を守り町民のために全力を尽くす。二つに、町を元気にするために本気で汗をかく。三つ目に、町民が主役のまちづくりを進める。四つ目に、国・県のパイプと人脈を最大限生かす。五つに、公平・公正な町政を行うの五つを町政運営の基本姿勢として、町政発展のため、ふるさと西会津に活気を取り戻すため、一日一日の公務に全力であたり、町民の皆さまとの公約実現に向け、課題の一つ一つを整理しながら、誠心誠意取り組みを進めてまいりました。

子育て支援としての保育料の無償化をはじめ、なつかしCarショーの復活開催、定時定路線バスの運行、鎌田實先生の指導に基づく新しい健康づくりなど、公約に掲げた事業のいくつかを実現することができ、また、教育・人材育成の重要性の観点から、埼玉県戸田市より教育長を招聘して教育改革に取り組んでいるほか、外からの若い人材を中心に募った地域おこし協力隊の積極的配置、交流人口・関係人口の拡大へ向けた埼玉県戸田市、千葉県市川市、沖縄県大宜味村、県内の広野町、平田村及び会津大学などとの各種協定締結、町の情報発信や各種情報を収集するため、町に関わりのある町外在住者を西会津応援大使として委嘱するなど、これまでになかった新しい取り組みをスタートさせてまいりました。

新たな元号を迎えた令和元年には、今後のまちづくりの方向性を示した町総合計画（第4次）を策定し、その策定作業の中で、多くの町民の皆さまのご意見を反映させていただきました。町制施行65周年とも重なった節目の年に、まちづくりの土台をしっかりと定め、目指す方向性を皆さんで共有できる環境が整い、新たな取り組みを各方面に展開し始めた矢先に、新型コロナウイルス感染症が発生し、今もなお、国内をはじめ全世界に感染拡大の大きな影を落としています。

我が町の最大の課題である人口減少・少子高齢化問題に向き合い、課題解決に向けて必死に取り組んでいる最中、コロナ禍に見舞われて、並行して対応すべき課題が発生しましたが、町民の皆さまの生命と健康を守ることを第一と考え、町民生活に直結した対策として、マスクやハンドソープの配布、1人暮らしや高齢者世帯への弁当配布、特別出産祝金や町内各商店活性化のための2度の商品券の配布、小中学生の学習支援用タブレットの配布、雇用創出支援補助金など、各種感染症対策等をスピード感を持って進めてまいりました。

コロナ禍であっても、決して歩みは止めまいと決意し、当初の計画通りに完成し入居が開始された若者向け住宅や、これからの新時代に対応するデジタル戦略の策定開始、間もなく完成を迎える小規模多機能型居宅介護施設、旧野口燃料店のワークインレジデンス事業拠点施設整備、そして、各種施策を実現するための財源確保として積極的に取り組んできたふるさと納税が、3年目にしてようやく1億円を超える寄付額を確保することができ

る見込みであり、これからのまちづくりを進めるために必要な環境を一つずつ整えてまいりました。

今ほど高い評価をいただきましたが、町民の皆さまをはじめ、議員の皆さまのご理解、ご協力、後押しがあって実現できたことであり、深く感謝と御礼を申し上げる次第であります。

任期まで8カ月を残し、総括に触れるにはやや早い時期と感じておりますが、町民の皆さまをはじめ、関係各位のご理解とご協力により、町民の皆さまとの公約と私が目指すまちづくりの大半は実現させることができたのではないかと考えております。それと同時に、残りの各種対策につきましては、これからさらに力を入れ実現に向けた取り組みを進めなければと、改めて決意しているところであります。

いずれにいたしましても、町政発展、ふるさと西会津に活気を取り戻す取り組みを進めるためには、町民の皆さまのご理解とご協力が不可欠でありますので、これまで同様のご協力を賜りながら、まず残りの期間を全力で課題解決にまい進してまいりたいと考えております。

次に、次期町長選挙の出馬意向についてお答えをいたします。今ほど、1期目の総括について触れさせていただきましたが、任期も残すところ8カ月となってまいりました。議員もご承知のように、このコロナ禍にあって、町は今、人口減少対策をはじめ多くの課題を抱え、その課題を解決するためにいくつもの作業に取り組んでいく必要があります。感染症流行によりICT技術を活用したデジタル化推進の重要性・必要性が高まったことや、テレワーク、サテライトオフィス、ワーケーションなど、首都圏などの都会から地方への人の流れに対応した地方に住みやすい移住環境の整備、かつての活気に満ちた野沢まちなかを再生させるための仕掛けづくりや、野沢・尾野本中心エリア整備構想の策定、高齢化・担い手不足の現状を打破するための新しい農業スタイルとしての農業公社の設立とそれに必要な設備投資、町内商工業の景気下支えを行うための新たな企業支援策の導入をはじめ、この他にも多くの施策を展開し、5年後、10年後、豊かで活気あるまちの将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」を実現させなければなりません。

町政発展のため、ふるさと西会津に活気を取り戻すためには、身を粉にして町政運営にあたる覚悟は変わりませんが、目下、取り組むべきは令和3年度の事業実施計画でございます。コロナ禍における感染症対策を着実に実行しつつ、これまで取り組んできた事業について、取り組み内容の総点検を行い、強化・充実させる分野への重点的な予算配分を行うとともに、デジタル技術などを活用した新規事業にも着手し、魅力あるまちづくりに向け、さらなる活性化を図り、持続可能な町の実現に全力で取り組んでまいります。

コロナ禍にある今だからこそ、この町に住む町民の皆さまが、それぞれに夢や希望を描き、その実現に向かって活気に満ちた日々を送れる。どの世代でも、生きがいとやりがいを持てる。そんなまちづくりを進めてまいります。

ご質問の出馬の意向についてであります。改めて申し上げるまでもなく、西会津町の最大の課題は人口減少問題であります。人口の減少は、農林業や商工業、福祉関係などのあらゆる分野に計り知れない大きな影響を及ぼしており、これまで各種対策を講じてはまいりましたが、簡単に解決できることではありません。

将来にわたり持続可能な西会津町を実現させるために、使命感を持ってやらなければならないこととして、一つ目としては、次代を担う人材の育成・確保であります。子育て支援の充実強化や、今取り組んでいる教育改革をさらに進める必要があります。

二つ目としては、移住・定住の促進であります。コロナ禍により地方回帰の動きが出てきましたが、今後、高速通信環境の整備、先進的なICTのまちづくり、働く場の創出など、空き家対策を含めた環境整備を図る必要があります。ようやく若い人たちの動きが出てきました。この流れをさらに加速させなければなりません。

三つ目としては、健康長寿のまちづくりであります。昨年4月からスタートした鎌田實先生の指導による健康で長生きできる健康長寿のまちづくりが間もなく2年を経過し、これから本格的な活動に入っております。

四つ目には、農林業、商工業、観光業のさらなる振興であります。各分野において新たな振興策などを展開していかなければなりません。ふるさと納税の返礼品の95パーセントが農林産物となっている現状に鑑み、さらなる寄付額の増額と農林産物のブランド化を推進していく必要があります。また、商工業についても町民生活の大部分を支える雇用の維持や、町内経済の活性化のための取り組みを進める必要があります。

五つ目としては、福祉施設の充実であります。超高齢化時代を迎え、老後の心配のないまちづくりを進めるため、施設の充実を進めていかなければなりません。

以上、申し上げましたが、手がけた事業や山積している課題を解決し、明日の西会津町を創るため、今はまだ道半ばでありますので、引き続き、町民の皆さまのご理解を得ながら全身全霊を持って取り組むことが私に課せられた使命として、揺るぎない強い信念のもと次期町長選挙の2期目に挑戦したいと考えております。皆様のご理解、ご支援を衷心よりお願い申し上げまして、答弁いたします。

○副議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 町長の並々ならぬ決意のほどをお聞かせいただきました。

私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫です。今回は1項目を質問いたします。

その前に、いまだコロナ感染は一向に収束が見られず、第3波到来で全世界は感染がとどまることを知らず、県内でも今日で546人に達する状況にあり、社会経済の歯車が大きく斜陽化現象にあります。

そうしたコロナ感染の厳しい環境の中で、1カ月前、我が町に小説家、宮沢賢治の世界を演ずる人たちが集まりました。期間中に総勢194名の若者が、東京をはじめ、遠くは愛媛県、和歌山県、北海道などから、飛行機や新幹線などを利用して我が町に集まったのです。当然開催時にはコロナ感染の3密を守りながら、町内を歩く様子は地元の人たちには奇妙な集団に捉えられていたようです。

演出者には、芸大の学生、アメリカ在住20年の音楽家、ギタリスト、地元出身の演劇家などが出演し、その場で全国にユーチューブで発信、西会津町野沢を自ら宣伝、自ら主役となり、自ら取り組み、西会津野沢で演出できたことを喜びあっていた彼たちに、大きなエネルギーを感じました。

そこで、まちづくりの主役は町民とする、まちづくり基本条例のことについてお尋ねをいたします。

町は平成16年9月、他の市町村とは合併しない自立宣言をしました。新しいまちづくりには、町の憲法となる条例が必要となることから、委員を各地区から、代表者50名を選び、2年4カ月の歳月を経て、町民、議会、行政の3者協働の、まちづくり基本条例が平成20年の4月に制定されました。

質問の一つであります。まちづくりの五つの基本原則に、主役は町民、町民参加、情報の共有、協働、男女共同参画が掲げられています。その第1に、主役は町民とあります。しかし、現状の多くの町民は、西会津町のまちづくりは、役場がやるものというイメージが根強くあり、主役は町民であることの間には理解する人はいないようであります。

そこで、町の憲法としてつくられた、まちづくり基本条例、主役は町民であると掲げられていることに、行政から見て、町に見て、町民に浸透していると思われませんか、お尋ねいたします。

次に、条例の第11章32条に、条例の見直しとあります。解説には、この条例が町政運営に適切に生かされているか。また、社会情勢の変化に合っているのかを、町民の参加により検討し、必要に応じて見直しするものとする。とあります。条例が制定されて12年が経過しています。いまだ条例の見直しがされておりません。社会情勢も大きく変化し、生活環境も変化しております。今こそ町民の皆さんに参加していただき、条例の見直しを検討すべきと思いますが、いかがですかお伺いいたします。

以上が私の質問であります。

○副議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、青木議員のまちづくり基本条例についてのご質問にお答えをいたします。

まちづくり基本条例は、平成16年9月に、本町が他の市町村とは合併しない自立宣言を行ったことにより、新しいまちづくりを進める上での指針、いわゆる町の憲法となる条例として制定し、平成20年4月から施行されました。

条例の策定にあたっては、町民からの公募委員15名を含む町民、議会、行政から選出された50名の委員で組織する西会津町まちづくり委員会において、2年4カ月にわたる検討を重ね策定したところであります。

このまちづくり基本条例は、まちづくりの主役を町民として、町民、議会、行政の3者による協働のまちづくりを最大の基本理念としていますが、基本原則として主役は町民、町民参加、情報の共有、協働、男女共同参画の五つの項目を掲げております。

基本原則の第一に掲げる主役は町民について、町民に浸透していると思うか、とのご質問ですが、まちづくり基本条例には、第8章に町民参加のしくみが明記されております。

これに従い、令和元年度を初年度とした新たな町づくりの指針となる町総合計画（第4次）の策定にあたりましては、検討会議の委員として30名の町民の方々に参加をいただき、様々なご意見をいただきながら町の最上位計画を策定したところであります。

そのほかにおきましても、付属機関である各種審議会等の委員の公募、重要な政策等を定める場合の町民懇談会の開催や意見公募など、より多くの町民の方が様々な形でまちづ

くりに参加できる仕組みを定めております。

また、町民の皆さんの声をできる限り町政に反映させるため、町長との直接対話、町長室に行ってみよう！を基本的には毎月開催するとともに、自治区訪問についても実施しているところであります。

まちづくり基本条例が制定されてから現在までの間、多くの町民の方々に各種計画の策定等に関わっていただきましたが、今後につきましても、主役は町民の基本原則のもと、より多くの方がまちづくりに参加していただけるような取り組みを進め、さらなる協働のまちづくりを推進してまいる考えであります。

次に、まちづくり基本条例の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まちづくり基本条例は、まちづくりの考え方や仕組みを定めていることから、町の憲法ともいえる条例であります。このことから、安易に見直しを行うべきものではなく、現時点においては条例の見直しは考えておりません。

しかし、今後、社会情勢の著しい変化などにより見直しが必要と判断した場合には、条例で規定されている町民の参加により、条例の改正を検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○副議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 町長から丁寧なご答弁いただきました。その中で、主役は町民だということに対して、いろいろ答弁されましたが、私の意図とする町民が主役ということに対して、まだまだそれは浸透していないということを第1項目にあげてますが、まちづくりは役場がやるものだと、まだまだその考えが町民の中にはあります。

そういう中で、本当の主役は町民かということであります。その点についてもう一度、その主役は本当に町民に浸透しているのかということの意味を確認したいと思いますが、その点、ご答弁をお願いします。

○副議長 町長。

○町長 ただいまのご質問でありますけど、今ほどもの答弁を申し上げましたけれども、大半といいますかね、全てではありませんけれども、町の重要な、いわゆる計画、政策については町民の皆さんのご意見をいただいているという、そういう認識でおります。町民の皆さんにはいろいろそういう認識されている人がいるというようなお話ではありますけれども、町としては、これまでのまちづくりの基本条例に基づく町民が主役という基本的な考え方でいろんなことをさせていただいているということで認識しております。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 今、認識されていらるとおっしゃいましたが、まちづくりに一番基本となるのが、町民参加でつくる総合計画と明記されていますが、町民が参画するという中で、現在、審議会という数は、今いくつございますか。また、その審議会のメンバー委員というのは何人ぐらい参加されているのか教えてください。

○副議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 各種付属機関についてのご質問にお答えをいたします。

西会津町、各種審議会等、付属機関ございまして、地方自治法138条の4第3項に規定している付属機関の数につきましては、総合政策審議会をはじめ、15の審議会、委員会等

がございます。ただ、ここに位置付けていない委員会等もございますので、今言った数字よりは多いということでございます。

○副議長 人数は。

総務課長。

○総務課長 各審議会ごとに委員の定数がまちまちでございます。例えば今お話出ました総合計画の策定の際、審議する機関、総合政策審議会という審議会ございますけども、その審議会で行くと20名の委員の方でございます。そのほかにも、例えば表彰審査委員会ですとか、そういったものもございますが、そちらのほうは10名弱の定数でございます。総合政策審議会がたぶん20名の定員というのが、一番多いほうの審議会かなということでございます。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 総合計画に参加するという意味では、その審議会が中心で見直す。進めるといふことなんですが、年に何回ぐらいその審議会はやられますか。

○副議長 総務課長。

○総務課長 一つ、総合政策審議会につきましては、総合計画の策定組織、検討組織ではございません。総合計画を策定する際の組織は、策定委員会という組織でございます。その策定委員会につきましては、この付属機関には入ってございません。そのできあがった原案を審議していただくのが、先ほど申し上げた総合政策審議会でございます。

あと、それぞれの審議会等の開催回数というおたしでございますけども、総合政策審議会は年に1回ないし2回の開催でございます。あと、特別功労とか、功労の表彰審査する審査委員会につきましては、年、基本的に1回の開催。あと、それぞれ例えば、商工観光審議会とかという各課で持っている審議会もございますけども、そちらについては、その審議会にかかる案件があったきに開催しますので、年何回という決まりはございません。多いとき2回、あと案件がなければその年は開催しないといったような審議会もございます。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 今、審議会の回数を伺いました。年に1回か2回と、それはなぜ伺ったかという、町民が参加すると、そこに選ばれたメンバーの方が審議会委員になっていらっしゃると思います。私は、町民が主役となれば、年に1回で内容が本当に町民の声として審議されるのか。私は非常にそれがどうなのかなと思います。

町民が参加するという事の中に、読み原稿でも読み上げましたが、五つの項目がございますね。それで、主役は町民だと、町民が参加するには、その次に、情報の共有というのが、これあるわけですね。この順序はこれで決められたんでしょうけども、町民が本当に参加してまちづくりをやろう、自分たちが主役になって、こういうまちづくりの条例、基本条例ができたんだから、自分たちも参加して町のために、地域のために参加しようという気持ちがあるとしたら、町の情報がなければ、意味が分からないし、どういう町の方向付けがあるのか分からないということであれば、私は参加はしにくい、できないと思います。

なぜなのかという、やはり情報の共有が私は、これは一番町民に対して分かりやすく

町のために解説する、いろんな会場で説明するというのが、私は一番の大事な項目だと思いますが、その点の情報の共有に対しての町の捉え方とか、町民に対しての語りかけとか、どういう形で声かけしていらっしゃるんですか。

○副議長 企画情報課長。

○企画情報課長 青木議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど総務課長が答弁した部分につきましては、町で定めております附属機関に関する設置条例に関しまして、各種審議会があると申し上げましたが、話の内容から申し上げますと、青木議員ご指摘の部分については、総合計画検討会議のことかなというふうに思いますので、その部分、一例をあげまして私のほうからご答弁申し上げさせていただきたいと思っております。

第4次の総合計画につきましては、平成29年から30年にかけてまして作業を行っております。この場合、総合計画検討会議の委員につきましては、全員で30名でございます。全てが町民の方と。また、公募も合わせて行っておりまして、4名の方が公募の委員として入られております。第1回が平成30年1月24日から開催しております、平成30年の12月までに、全回で13回開催しております。

そのほか、町民参加の部分を申し上げれば、町民アンケートの実施、あと小学生からのまちづくりに関する作文の募集、女性の視点からのまちづくりの意見交換会、あと意見公募、町民懇談会の過程を経まして、今回の令和元年度を初年度とします第4次総合計画については策定しているということでございます。

こちらのほう、情報提供という部分もございましたが、こちらのほうは全て資料等は事前配布しておりますし、その中でいろいろ意見が出た部分は、できる限りその計画等に反映させているということで、町民参加という部分については十分に、例をあげればなっているものと考えております。

以上でございます。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 今の課長の答弁で理解いたしました。その中で、今まちづくりに対してのいろんなプロジェクトチームとか、名前は明確には言いませんが、いろんな町に対しての前向きな姿勢で取り組んでいらっしゃるということは見えるところでありますが、ここに掲げたことということで、私は基本的なことで質問させていただいたということであります。

例えば、このまちづくり基本条例というのは、全国で最初につくられたのは、いろいろ見させていただいている中で、北海道のニセコという町が平成13年ごろつくられたということを見させてもらっていますが、やはりそのニセコのまちづくりというのは、今の情報とかね、今、町で取り組んでいらっしゃる、また別な角度になるかも分からないけども、ニセコでは、やはり町民の皆さんにその審議会とか、そのプロジェクトチームとか集まっただいて、検討委員会を進めるということを実施されているということなんですね。その中でやはり期限を決めて、いろんなそういう町民の参加の入り、いろんな角度の人たちを集めて進めていらっしゃるということで、あくまでも参考ですが、4千人の町から、今その町は約5千人近く増えている、小さな町だけでも、やはりその町、まちづく

り基本条例というのは明確にして、多くの町民の人に参加していただいて、いろんな提案をして、そしていろんな誘客に努めていらっしゃるという自治体のようにあります。

昨日から今日までいろんな協力隊の話に変わりますが、まちづくりに対して、そこは現在、23名の協力隊。それでさらに13名の募集を。

○副議長 青木議員、ちょっと質問内容からそれていますので、戻してください。

○青木照夫 それは例としてね、そういうことのまちづくりをやっていますよということですから、例としてですから、とどめていただきたいと思います。

それと、主役が町民ということで、町が本当に変化のある姿が、こう最近、徐々には見えてますけども、これが西会津町の姿勢だということがあれば、町長の、前の同僚議員の中でもいろいろ成果のあることは聞きましたが、ここが西会津町の特徴ある成果ですよということがありましたら、教えていただけますか。

○副議長 青木議員、基本条例に関してでしょうか、その成果というのは。

企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まちづくり基本条例の施行に伴いまして、成果という部分でございますが、まず一番記憶に新しい部分で申し上げれば、国が進めておりました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、こちらのほうは21名の委員を委嘱いたしまして、その中で今後の地方創生の戦略の中でどういうものが有効かというような部分を戦略の中に落とし込んでいったという部分で、その辺を踏まえまして、それが、まち・ひと・しごと総合戦略の一部になっているという部分もあげられますし。これまでも、様々な基本条例の施行に伴いまして、町民が主役、あと町民参加の部分におきましては、それぞれの中でやっているという部分でございます。

また、今、企画情報課で進めている中で、協働のまちづくり推進委員会というものが、今、組織しておりまして、こちらのほうにつきましては、まずその委員会の目標といたしましては、まずまちづくりを自分事として捉えて、自らが参加していくという部分。また、自分からやってみたいと思うことを実行してみるというような形で、町民皆さんが考えたことを、自らが実行していくというような形で、今、取り組みを進めているということでございます。

これこそが、官民協働のまず一つの手法かなという形で考えていまして、そういう形で、だんだんと機運が醸成されてきていると思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

やはり先ほども申し上げましたが、平成30年、あと令和元年度に女性の視点からのまちづくりという部分から、女性の視点も踏まえながら、今後のまちづくりを進めていこうという部分も新たな形で始まっているということでございます。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 今ほど成果のあることお聞きしました。ぜひ前向きに進んでいただければと思います。

次、条例の見直しについて質問いたします。町長からの中では、見直しに対して、安易に見直しを行うべきものではなく、現在は考えておりませんというご答弁ですが、私は今、

平成 20 年にまちづくり基本条例作成されて、現在まで 12 年経過してますね。そこで、大きな社会現象、いろんな変化、周りの生活環境も大きく変わっています。大きく変わったのはまず人口であります。当時の人口、8,247 人。現在、6,028 人。これは 9 月のあれですが、2 千人以上の減少なんです、2,200 人。その中で条例の見直しが必要ではないのかなとこう感じるものがあるわけです。

例えば、少子高齢化で自治区の維持管理、こういうことに対しても、いつまでも 80 過ぎても自治区長がタッチできないという集落もあります。その中で、やはり条例の見直しというのがどうなのかなという思いがしますが、今、申し上げた自治区に対しての見方、捉え方、将来の展望ということに対しては、見直しということは考えたことはございませんか。

○副議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

青木議員、自治区との連携という形でよろしいでしょうか。それとも自治区の数を見直すとかという部分ではなくて、連携ということでもよろしいでしょうか。そうしましたら、今現在、企画情報課のほう、集落支援という関係で、集落支援員並びに集落支援担当の地域おこし協力隊を 2 名、合計 3 名で集落の支援活動を行っているということでございます。

当初は重点 4 集落、弥平四郎、弥生、大舟沢、荒木という部分を重点で回ってまいりましたが、今日、各自治区におきまして高齢化率が 60 パーセントを超えているという部分も多々ございます。今年の 6 月から 1 名増員いたしまして、奥川地区のほかに、熊沢地区とか屋敷地区、または下谷、上谷地区について集落支援員の協力隊が回りまして、自治区で何か困っていることとか、要望内容等の聴取をするなど、今活動を行っているということでございます。

また、今年に採用いたしました地域おこし協力隊につきましては、過疎地域の先進地でございます島根県出身ということで、その知見を生かしていただきまして、地域と伴走しながら何か活性化事業、あと集落の維持をできないかということで、今活動を展開しているということでございます。

そうしまして、やはりその自治区の課題を吸い上げまして、今後の地域活性化等の部分についてどう生かすべきかという部分まで、今情報収集を行っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 人口減少、少子高齢化の中でのそういう目の前の問題があります。その中で、見直しをされない、当面ということではありますが、やはり見直しの条例というのがせつかくあるわけですから、やはり期間を設けて、これからどういう先が、どういう現象にどうい変化するか、やっぱり予測できないものがあるわけですね。それはご要望ですが、やっぱり 4 年に 1 ペンとか、5 年に 1 ペンとか、ほかの自治体ではそういう年数を設けて見直しをしていると。先ほどの北海道のニセコ町では、もう既に 2 回見直しを、4 年に 1 ペン見直し 2 回、もうやっているという町がございませぬ。

やはりこれから安心して町を背負っていく、また、若い人が継続して町を盛り上げていくということには、そういうほうに真剣に立ち向かったときに問題が出はしないのかなと、

私は出て当然だと思います。そういう中で、今申し上げた提案でございますが、何年かに1ペンは条例というものの検討とか、そういうのがございましたらご答弁お願いできますか。

○副議長 町長。

○町長 見直しのおただしでございますけど、先ほど答弁したのは、現時点で見直しの考えはない。ただ、これ見直しをしなければいけないような、いわゆる要件が出てくれば、当然、それは見直しの作業をしないとイケませんけれども、今の時点ではそこまでの社会情勢が大きく変化しているのかなというところまでは、私はまだいってないなというふうに思っております。

ニセコの話が出ましたけれども、あそこはね、人口が増えているというのは、外国人が相当入っているんですね。だから、そういう意味で、当時ニセコの基本条例を私のほうも一応参考にさせてつくりましたけれども、その当時の状況とは、たぶんニセコさんは変わったからやっぱり見直しがされていたのかなというふうに思います。

ただ、これからコロナ禍の時代にあって、いわゆるいろんな社会情勢が変化してまいるわけでありますので、それに対応したやっぱり条例の見直しということも考えないといけませんけれども、あくまでもこの基本条例は、いわゆる根幹の部分ですよね、柱の部分の条例でありますから、細部にわたることについての既定はしておりませんが、今後ご意見も踏まえて、見直しというのは必ずしも条例改正までいくかどうかというのは、これはまた別な問題でありますから、そういう意味では4年に1ペんとか、5年に1ペんとかということの、そういう見直しというか、検討といえますか、そういうのはたぶん必要になってくるのかなというふうに思いますが、今の時点ではいわゆる変更しなければいけないような、そういう要件はまだ出てきていないというふうに考えております。

○副議長 青木照夫君。

○青木照夫 見直しを現段階では考えていらっしゃらないということの答弁であります。これから本当に町を背負っていくには、やはりいろんな状況が、何べんも申し上げますけれども、変化は大きいと思います。いろんな社会情勢も生活環境も、何べんも言いますが、時代とともにもう変化しています。これからのリーダーというか、我々も含めていろんな形でその変化ということでは、小学校の唱歌ではありませんが、昔はスズメの学校で、ムチを振り振りちーぱっぱ、今はメダカの学校で、誰が生徒か先生か、みんなでお遊戯している、そういうような、今リーダーということに対しての社会が変わっています。

そういう中で、今後、町をこれから引っ張っていくには、これからのリーダーはトップダウンのタイプがいいのか、またボトムアップの町民の声のほうがいいか、ということになると思いますが、これをもう一つ、最後に提案しておきたいのは、情報共有のことでございます。これはやはりいろんな面で10年前に配布されて、皆さんどこに持っているか、ほとんど分からない方もいます。提案でございますが、ポケット携帯用にまちづくりの基本条例の携帯できるようなものがあれば、この会議、あの集まりに見ながらということで、ということも必要ではないかなということでございます。提案でございます。

これで私の質問、終わらせていただきます。

○副議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町村の選挙における立候補者の費用負担の軽減や町村議会議員選挙における供託金制度の導入など、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、選挙運動の公費負担に関する必要な事項について、新たに条例の制定を行うものであります。

それでは議案書をご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を規定しており、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を規定しており、供託物、いわゆる供託金が町に帰属する場合を除き、候補者は6万4,500円に選挙運動日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できる旨を規定するものであります。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を規定しており、選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担の適用を受けようとする者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定するものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続を規定しており、前条の規定による届け出をした候補者が当該契約の相手方に支払うべき金額について、第1号では、有償契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との契約、いわゆるハイヤー方式の場合は、1日当たり6万4,500円を限度額とし、使用された各日について公費負担するものであります。

また、第2号では、一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約、いわゆる個別契約方式の場合は、自動車の借りに関しては1日当たり1万5,800円を、燃料供給においては7,560円に選挙運動日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙管理委員会が確認した金額を、運転手雇用においては1日当たり1万2,500円を限度額とし、供託物が町に帰属する場合を除き、それぞれの業者等からの請求により公費負担する旨を規定するものであります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を規定しており、同一の日に前条の二つの方式の契約のいずれもが締結されている場合は、候補者が指定するいずれか一方の契約を適用する旨を規定するものであります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を規定しており、第2条同様、供託物が町に帰属する場合を除き、第8条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる旨を規定するものであります。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を規定しており、選挙運動用ビラの作成に関し、公費負担の適用を受けようとする者は、ビラの作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定するものであります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続を規定しており、前条の規定による届け出をした候補者が当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、作成単価7円51銭を限度額とし、町議会議員選挙においては1,600枚、町長選挙においては5千枚の範囲内で、候補者からの申請により選挙管理委員会で確認し作成したビラの枚数を乗じて得た金額を、供託物が町に帰属する場合を除き、ビラ作成業者からの請求により公費負担する旨を規定するものであります。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を規定しており、供託物が町に帰属する場合を除き、第11条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成できる旨を規定するものであります。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を規定しており、作成に関し公費負担の適用を受けようとする者は、作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定するものであります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を規定しており、前条の規定による届け出をした候補者が当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、393円80銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に23万2,875円を加え、ポスター掲示場数で除した金額を作成単価の限度額、さらに、ポスター掲示場数を限度枚数とし、供託物が町に帰属する場合を除き、ポスター作成業者からの請求により公費負担する旨を規定するものであります。

第12条は、委任でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める旨を規定するものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日でありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。また、第2項は適用区分でありまして、この条例の規定は、この条例の公布の日以後、その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。ありませんか。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　この議案に対して供託金制度が入ることなんです。それについて詳しい説明を求めます。その際は、前回の町長選及び前々回の町の議会議員選挙、これの数字を基にしてご説明をいただきたい。

○副議長　総務課長。

○総務課長　供託金についてのご質問にお答えをいたします。

今回の公職選挙法の改正によりまして、今まで町村議会の議員選挙において供託金は必要なかったと、それが公職選挙法の改正によりまして、町村議会選挙において立候補者の方は15万円の供託金が必要になるということでございます。

それから、前回、令和元年度の町議選で申し上げますと、有効投票数が4,530票でございました。それで、その4,530を議員定数12で割ります。出た数字をさらに10で割ります。そうしますと37.752、これを下回れば供託金が必要になるということでございます。前回の有効投票者数でいけば37.752を下回れば供託金が必要になるということです。

それから、先ほど町長選挙というお話でございましたが、町長選挙は定数が1でございますので、有効投票数の10分の1、それを下回れば供託金の対象になるということでございます。なお、町長選挙の供託金につきましては50万、これは以前からかかっていたということでございます。

○副議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

今、同僚議員の供託金の内容をお聞きしたんですけれども、私はちょっと初めてなものですから、これっていうのは、例えば徴収方法というんですか、選挙が終わってみなければ分からないと思いますし、その辺のちょっとシステム、もし分かりましたらお示ください。

それと、だいぶ今、内容、文面では分かりましたが、かなりチラシやポスター、あと今まで自費負担だった部分が変わる部分が多々あると思いますが、今まで、確か選挙に立候補される方の説明会等で、パンフレットをいただいて、非常に分かりやすい説明を受けていたんですけれども、パンフレットの改定等はお考えなのかどうか、そこ2点をお伺いいたします。

○副議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず供託金でございますが、若松の法務局に15万円納めていただいて、先ほど申し上げた一定の投票数があれば戻ってくるというようなことでございます。

それから、パンフレット等につきましては、選挙管理委員会で作成済みでございますので、言うていただければお渡ししますし、3年後の選挙の説明会の際には、当然説明もしますし、お渡しもしますと。ずらずらずらずら議案の説明をして、皆さんには大変分かりづらかったと思いますけれども、改正点だけ簡単に申し上げます。

まず選挙運動用の自動車、先ほど2種類の方法申し上げました。ハイヤー方式、その場合ですと1日当たり6万4,500円以内であれば、掛ける5日間、公費負担をします。それから、ハイヤー方式でない場合、個人、業者から車を借りる場合には、車代で1日1万5,800円以内であれば5日間。それから、燃料代、ガソリン代でありますけれども、1日7,560円。それから自動車の運転手、1名だけですけれども、1万2,500円、1日。ですからハイヤー方式だと全部込みであれですけれども、個別ですと車代で1万5,800円、燃料代で7,560円、それから運転手の報酬で1万2,500円以内ですと公費負担にしますということです。

それから、選挙運動用のビラ、これにつきましては、町長選挙の際は、当然ビラの作成は認められておりましたが、町議会議員選挙は、今までビラは認められてございませんでした。これが公職選挙法の改正によりましてビラの作成ができるようになったということでございます。これも1,600枚以内ですと作成が可能ということでございまして、これの公費負担、1枚当たり7円51銭以内は公費負担をいたしますということです。1,600枚つくれば1万2,016円は公費負担しますということです。

最後にポスター、ポスターにつきましては、ちょっと計算式ややこしいんですけれども、393円80銭にポスター掲示場の数が120ございます。それを掛けて、その出た合計額に23万2,875円を足した数字が28万131円になります。それを120カ所で割りますと、1枚当

たり 2,335 円、1 枚単価、それまでは公費負担します、120 枚分でありますけども。

それらが主な改正点と、これは町の条例ではありませんけども、供託金、これも公職選挙法で改正になって、ある程度の票を取らないと 15 万没収というような内容でございます。

○副議長 秦貞継君。

○秦貞継 非常に丁寧な説明、ありがとうございました。これ、来年、町長選挙に関しては変わらないと思いますけども、3 年後に控えている。町長はご存知だと思いますけれども、議会議員に関しては非常に大きく変わるところなので、その辺の周知というのは行う予定なんですか。例えば町民配布の資料とか、その辺はお考えなのかどうかお伺いいたします。

○副議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

全町民に周知までは、今のところ考えてはございませんでした。ただ、立候補説明会、それには当然今の内容についてはご説明を申し上げるというような考えでございました。その全町民に周知する必要性については、ちょっと選挙管理委員会のほうで議論いたしまして、必要であればそのようにさせていただきたいと思っております。

○副議長 そのほか、ございませんか。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬 これに関しての収支報告の方法なんですけども、これに対しても新たに決まったらというか、選挙管理委員会のほうで、我々が立候補説明会という中で、この金額に関しては報告義務はありませんとか、そういった説明会はあるんでしょうか。

○副議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今、小柴議員おっしゃった収支報告関係も説明会の際に詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論」の声あり)

○副議長 それでは、討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3 番、小林雅弘でございます。私はこの議案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、私の基本的な考えを述べさせていただくと、選挙においては、誰でも経済的な理由や社会的因習やしきたりなどで、立候補にあたって何の制約も受けるべきではない、そう考えております。その見地から、まず選挙の公営化拡大については不当な条件を付けない場合、それを進める立場でございます。

しかし、町村議会議員選挙における供託金制度導入には反対をいたします。15 万円出しでもポスターや選挙カーなど、これが公営なら得だなどという議論がありますが、この問題は損得の問題ではなく、民主主義の根幹に関する問題でございます。

では、なぜ供託金制度導入に反対するか、四つの理由をあげさせていただきます。

一つは、先に述べたように経済的なハードルを設けるために、自由な立候補を制約する極めて非民主的な制度だからでございます。経済的理由で政治的権利、つまり立候補するという権利の行使をためらわせることがあってはなりません。

二つ目は、供託金制度は、女性や若者にとって立候補の大きなハードルであり、多様な人材の議会参加のため、立候補のための環境改善を進めるといった目的に反しているからでございます。

三つ目に、他町村では議員のなり手不足が深刻になっているときに、供託金制度はその対策に逆行する制度だからでございます。西会津町はまだ立候補が定数に足りないということはないかと思いますが、近い将来、他町村と同様の状況が生まれる可能性は十分に考えられます。

四つ目に、他の国の状況を見てみると、アメリカ、ドイツ、フランス、ロシアの国政選挙でさえ供託金制度はございません。イギリスでは約8万円。このイギリスを日本は制度して見習っております。カナダでは約10万円。国会議員選挙でさえこの金額でございます。日本の供託金制度は世界の現状から見ても異常といえるのではないのでしょうか。

以上の四つの理由で、私は供託金導入を含むこの議案に反対をするものでございます。以上。

○副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、三留正義君。

○三留正義 原案に賛成の立場で、6番、三留正義、討論したいと思います。

民主主義の根幹に関わる問題だという、それはご見解はご見解なんだろうと思います。ならば、今まで施行されてきた市議会議員、この既成の事実、実態もある。私はかねてより町村議員も、やはり一旦預けて、供託して返ってくる。何ら奪われるものでは基本原則、ないわけですよね。やはりそういった制度、私は大変、立候補する者の心の引き締めですか、やはり本来供託金の狙いは、一生懸命選挙活動しなさいよ、それが主眼であると確か私は認識していたんですが、やはり立候補者の心の戒め、私はそれはそれで評価されている、日本の選挙の中ではそれは評価されているんだという私の見解です。

ですから、原案の供託金をかけていく、これは民主主義から外れるという、私は見解は持っておません。皆さんも新しいこれからの町議会、うちは町議会ですね。町議会の選挙、そういった中で供託金を導入していく、そういったのはやはり新しい第一歩、新しい選挙、それはやっぱり自ずと各立候補者が心を引き締めていくんですよ、私は大賛成です。

そういった考えで、皆さんの賛同を呼びかけるものであります。よろしく申し上げます。

○副議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○副議長 起立多数です。

従って、議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金に関する文言の変更や還付加算金の割合が引き下げられたことなどから、税条例に準じて延滞金等に関する規定のある条例について、所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

併せて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例の一部改正であります。附則第3項において、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるなどの文言の改正を行うものであります。

第2条は、西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部改正であります。本条例第1条の改正と同様に附則第4項の延滞利息の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

第3条は、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。第7条の見出しを還付加算金に改め、同条第1項から第3項までの充当加算金を削るものであります。

また、附則第2条第1項の改正は、本条例第1条と同様に延滞金の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

第2項の改正は、還付加算金の特例について、割合の引き下げなど、所要の改正を行うものであります。

第3項は、同じく還付加算金の特例について、年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントとする旨を新たに追加するものであります。

第4条は、西会津町介護保険条例の一部改正であります。附則第6条第1項の延滞金の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

第5条は、西会津町営住宅条例の一部改正であります。附則第4項の延滞金の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

第6条は、西会津町定住促進住宅条例の一部改正であります。附則第3項の延滞金の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

第7条は、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例の一部改正であります。附則第2項の延滞利息の割合等の特例について、文言の改正を行うものであります。

次に附則であります。第1項は、施行期日でありまして、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置でありまして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、

令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金、延滞利息及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金、延滞利息及び還付加算金については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ちょっと分からないので質問させていただきます。この条例、非常に1回読んだだけではなかなか分かりづらかったんですが、今の説明ですと、文言の改正といいますが、変更ということなんですが、町民の皆さんに実質的な不利益は起きるような、この改正なんでしょうか、お聞きします。

○副議長　町民税務課長。

○町民税務課長　小林議員のご質問にお答えいたします。

今回は特例基準割合を遅延金基準割合と、一つの例を申し上げますと、ここの文言の修正でございます。その現在のところ、延滞金の利息等については変化はございません。

以上でございます。

○副議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　今、3番議員の質問と関連しますけれども、実際にこの延滞金、あるいは延滞利息の、これは地方税法の一部改正、文言の整理が主だというご答弁でありますけれども、実際、本町において延滞金、あるいは延滞利息、還付加算金等の説明ありましたけれども、この延滞金をもらってといったような実績はあるのか、あるいは還付金を支払ってきた実際はあるのか、まず1点をお尋ねします。

○副議長　答弁調整のため休議とします。(14時42分)

○副議長　再開します。(14時45分)

総務課長。

○総務課長　9番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

今7条立てでそれぞれ申し上げましたけれども、基本、延滞金のかかる部分については徴収をし、あとは未納のないようなものもありますし、あとは延滞金、千円未満は切り捨てですので、千円以上にならなくて取らない部分もあるということでございます。

○副議長　多賀剛君。

○多賀剛　分かりました。こういう条例はあるのはあっても、なかなかその徴収する上で延滞金、あるいは延滞利息等々は取りづらいという状況も考えられますし、実際になかなかもらいづらかったというのは、どこも聞いておりますので、本町は厳格に徴収していたということで理解していいですね。

そうであれば、この条例改正に伴って、なお厳格に私は、税の公平性、あるいは各七つにわたる条例の公平性からみて、私、厳格にこれ適用すべきだなという思いからお尋ねしましたが、いかがでしょうか。

○副議長　総務課長。

○総務課長　今、多賀議員おっしゃったとおり、公平公正の観点からきちんと処理をした

いと考えてございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も今の同僚議員にちょっと似てるんですが、まずこの文言の整理ということだけなんですけれども、今ほどあったように、整理することによって、その延滞金とかそういうのがね、言葉がなくなることによって、徴収に影響はないのかということと。

あとは、この一部ですから、ほかにもまだ税、いろんな使用料とか、いろんな形であると思うんですが、そういったものはどのような扱いというか、そのままであれば、なぜそういう状態になったのかということと。

あとは、最大のこの目的、徴収が目的でやるのか、それとも一つも中身は変わってないわけだから、その目的というのが何なんでしょうか。

○副議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今般の文言の修正につきましては、租税特別措置法の改正に伴って文言の修正ということになります。その特例基準割合、これまでの特例基準割合というのは、前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率を採用しておりまして、それを12で割った数字に、12月15日まで財務大臣が告示する割合に1パーセントの割合を加算した割合というのを採用しております。

今回、延滞金特例基準割合ということで改正になったわけでございますけれども、平均貸付割合ということで、今度は前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付の平均利率ということで、今度、市場の利率を参考にしながら平均の利率を12で割って出した金額に1パーセントを足すということで、ちょっとやり方が変わったというのが今回の主な改正でございます。

今回の議案第2号につきましては、町税、あと国保税以外は全てここに網羅されているということでご理解いただきたいと思っております。

なお、今後議案第5号で税条例の改正に、この文言の修正は出てきております。

ということでございますので、徴収に影響はないのかということでございますが、影響はないものと考えてございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認ですが、上位法の内容が変わって、それに準じてそれが変わったと理解して、町の場合は大してそんなに影響のあるような変更ではないと、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○副議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ただいま武藤議員がおっしゃったように、影響はないということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長 そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。(14時52分)

令和2年第10回西会津町議会定例会会議録

令和2年12月9日(水)

開 議 10時00分
閉 会 14時47分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第10回議会定例会議事日程（第6号）

令和2年12月9日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第3号 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第3 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第6 議案第8号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第9号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第6次）
- 日程第8 議案第10号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第9 議案第11号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第12号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）
- 日程第11 議案第13号 財産の取得について（超音波診断装置）

- 日程第12 議案第14号 町道の認定について
- 日程第13 議案第15号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 提案理由の説明
- 日程第15 議案第16号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第10次）
- 日程第16 請願第4号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書
- 日程第17 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和2年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より追加議案として、別紙配付のとおり1件の議案が提出され、受理しました。

議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上です。

○議長 日程第1、議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務の広がりや小中学校・高校・大学の在宅学習、リモート授業の進展によって、インターネット加入者の増加、加入プランの速度変更など、通信回線を通じて送受信される情報量、いわゆるトラフィックが増加したため、本年10月22日から上位回線を1ギガビーピーエスから2ギガビーピーエスに増速したことに伴い、令和3年4月から回線速度最大1ギガまでのプランを設けるなど、インターネット接続サービスの向上を図るため、使用区分及び使用料の改定を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せまして条例改正案新旧対照表9ページも併せてご覧ください。

西会津町電気通信事業条例の一部を次のように改正する。

第9条は使用区分及び使用料の規定であります。改正案では分かりにくいいため、条例改正案新旧対照表によりご説明いたします。

現行の使用区分ライト、レギュラー、スタンダード、アドバンス、プレミアムの5区分を5メガ、20メガ、100メガ、1ギガの4区分に見直すとともに、回線速度を大幅に増速し、併せて名称も回線速度をイメージしやすいよう整理するものであります。

また使用料の月額につきましても、5メガが2千円、20メガが3千円、100メガが4千円、1ギガが5千円とするものであります。

改正の考え方といたしましては、ライト、レギュラーを5メガに統合し、スタンダード、アドバンスはそれぞれ20メガ、100メガに、現在企業向けとしておりますプレミアムを、加入制限をなくし1ギガとするものであります。現行のライトプランでは200円の値上げとなりますが、回線速度を増速するものであり、そのほかの加入者につきましては、同額または値下げとなる改定で、大幅に回線速度を向上させる内容となっております。

お手数ですが、議案書にお戻りいただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の施行期日であり、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上でご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　通信速度が早くなるということで、非常にいいことだと思っておりますが、この切り替えについては、4月1日、来年、金額の切り替えはそうですけれども、今現在の通信速度というのは、もう既に切り替わって、もうサービス提供されてると考えていいんでしょうか、それとも切り替えはいつなんんでしょうか。

○議長　企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

こちらのほうの通信速度、いわゆる回線速度につきましても、令和3年4月1日からという形で予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　今般の改正で、いわゆる同じ料金で、あるいは料金が安くなって通信速度が大幅に早くなるというのは、これは住民サービス向上につながる大変いいことだと思いますが、微々たる金額であります。200円程度上がる方がいらっしゃいます。その方には、おそらくライト、レギュラー契約されている方というのは、インターネットの速度をあまり重要視しないという方が多いような気がします。これ丁寧な説明していかないと、たかが200円であっても、何で急に200円高くなったんだろうなんていうことも考えられますので、その辺の周知の方法、来年4月から、まだ時間ありますけれども、どんな形で周知して、特に値上げされる方に対してはしていくのかということと。

あと、総体的に速度が随分早くなって料金は安くなるケースが多いようですけれども、インターネット使用料に関しては、実際どのくらい収入見込、減るようになるのか、つかんでいたらお示してください。

○議長　企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

まず1点目の加入者等への周知ということでございますが、この案、ご議決後でございますが、まず使用区分、使用料の見直しの改定のお知らせをつくりまして、直接加入者に郵送する予定としておりまして、またケーブルテレビの番組の中でも使用料改定ということで、十分に周知を図ってご理解を得たいと、まず考えております。

続きまして、2点目の収入見込でございますが、一応こちらのほうでございますが、全員協議会でご提示申し上げましたが、11月末現在の加入者が続いた場合、もし令和3年度、その同数とした場合に対しては、29万5千円程度の年間、減額ではございますが、先ほど申し上げましたが、これからそういうサービスが拡充されるということから、加入促進を図りまして、その減収部分を補てんしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長 ほかにありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
従って、議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
日程第2、議案第4号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案についての説明を求めます。
農林振興課長、矢部喜代栄君。
- 農林振興課長 議案第4号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。
本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、園芸用パイプハウス及び菌床栽培用パイプハウスの貸し付け事業において、貸付期間終了後に、貸し付けを受けていた方へ無償譲渡する取り扱いとしておりますことから、地方自治法第237条第2項の規定により改正を行うものであります。
町では、農林産物のさらなる生産拡大を目指し、平成16年度から園芸用パイプハウスのリース事業を、平成21年度からは菌床栽培用パイプハウスのリース事業に取り組んでまいりました。
現在まで、園芸用パイプハウスは146棟、菌床栽培用パイプハウスは37棟を整備し、それぞれ生産者へ貸し付けを行い、ミネラル栽培もしくは菌床キノコ栽培の振興に取り組んでいるところであります。
両事業は、それぞれ西会津町パイプハウス等園芸施設管理運営要綱、及び西会津町菌床栽培用パイプハウス等貸付要綱を制定し、これらの要綱に基づき運用を図ってまいりました。要綱上の貸付期間終了後の取扱いは、園芸用パイプリース事業においては、原価償却したものとみなしパイプハウスの返還を求めないことができる旨、菌床栽培用パイプハウスリース事業においては、無償で貸し付けすることができる旨を規定してございます。これによりまして、12年間の貸付期間終了後は、無償譲渡もしくは無償貸し付けの取り扱いをしてまいりました。
地方自治法第237条第2項の規定によれば、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしての譲渡もしくは貸し付けをしてはならない旨の規定があることから、今回より適切な運用を図るため、当該条例の改正をお願い

いするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。なお、条例改正案新旧対照表の10ページも併せてご覧ください。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条は、普通財産の譲与又は減額譲渡の規定でございますが、次の1号を加えるものでございます。

第5号といたしまして、公用又は公共用に供する公有財産のうち一定の期間貸し付けることを目的としたものの貸付期間が終了したため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその貸付けを受けていた者又は相続人、その他の包括承継人に譲与するとき。を追加するものであります。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　何点か質問したいと思います。

まず、直近3年間くらいでこれに当てはまる予定数といいますか、対象者とそのハウスの数というのは、どの程度ありますか。

それと、これ12年間ということで、終わってその後の廃止とかいろいろあると思うんですが、譲渡とかね、その辺の情報は、その現在の使用者が継続してハウスを使うとか、使わないとかという、そういったほうの指導等はどのようになっていますでしょうか。

それとこの制度、県の補助だと思ったんですが、これは今後、継続で進むかどうか、それ分かったら教えてください。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えいたします。

まず、対象となる物件についてでございますが、令和元年度までに譲渡した物件が62件ありまして、これらについては無償譲渡しているということでありまして。令和2年度中にリースが完了するものについては10件でございます。これは、今申し上げましたのは、園芸用パイプハウスでございます。菌床用パイプハウスについては、今年度初めてリースが満了する物件が出てくるということでありまして。それが6件、今年度出てまいります。それから、その次の年、令和3年度中にリース期間が満了するものは、園芸用パイプハウスですと17棟、菌床用パイプハウスですと4棟が出てまいります。

それから、今後の、今使っている方の意向ということですが、これについては、基本的には今後無償で譲渡して、その貸し付けを受けていた方の管理の下、使っていただくというようにする予定でございます。

それから、今後このパイプハウスのリース事業ですが、来年度意向も生産者の意向を聞きながら継続して県の補助も受けながら計画していきたいと考えております。ただし、実施計画上は、これについてはなかなか県の要件がございまして、整備する面積、棟数がございまして、それに充足しないと補助が受けられないということですので、実施計画上は

今のところ、隔年での整備という考え方で計画しておりますが、そのときの状況に応じて計画してまいりたいというふうに考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 関連ですが、せっかくこれの制度で自分のものになったといいますか、そこで継続してもらうのが一番なんですけど、その辺の、先ほど言ったように農林課として指導というか、その辺はどのように考えておりますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今後の指導ということではありますが、やはりこの施設を使って収量、それから生産高、上げていただくように、今、町では栽培指導専門員、配置しておりますので、連携しながら、そういった生産量の向上に向けて支援してまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、大まかには分かりましたけれども、これ要は12年のリース契約が期間が終了すれば無償譲渡ができると、その条項がなかったんで、今回入れたというふうに理解しております。

そんな中で、まれなケースかもしれませんが、通常のリース契約というのは、リース契約満了になれば再リースをするか、もしくはリース物件を返却してリース契約を終了というのが普通の契約だと私は承知しておりますけれども、例えば、もう歳をとって、もう農業ができないというような方がいて、リース物件満了になって、じゃあこれもう返却したいというふうな場合、もちろん解体撤去費は借りていた方がやるんでしょうけれども、そんな場合、役場ではリース物件返却受けなきゃいけないんでしょうか、その点、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

基本的な制度の仕組みとして、12年間リース終わった後は譲渡して生産者に管理していただくということで進めたいと思いますが、いろいろな事情でリース期間内に返却したいといった場合には返却いただいて、その次の対応については、また希望がある次の方に貸し付けするですとか、その都度対応していきたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 リース期間中であれば物も新しいし、再利用も可能だと思いますけれども、今12年経過して、だいぶこう傷んでしまって、それを解体して、あの鉄くずだって今、なかなか厄介なものになってますから、それをリース契約終了したから、じゃあ役場、解体をうちでしますから、どうぞ持って行ってくださいといった場合に、それ引き受けなければいけないのか、その点だけちょっと確認します。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 基本的には12年間リース期間が満了して、譲渡した後の管理については、貸し付けを受けていた方ということで、その方にその処分についてはお願いすると、基本的にはそういうことになるかと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、令和2年度の税制改正に伴い地方税法等の一部改正がありましたことから、町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、ひとり親について新たに寡婦控除を適用する改正、給与所得控除額及び公的年金控除額を10万円引き下げと、基礎控除額を10万円引き上げる改正、新型コロナウイルス感染症対応に伴う寄附金税制控除の追加など、地方税法の一部改正が行われたことにより規定の整備や引用する適用条項を改正するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表11ページからご覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定であり、第1項の非課税対象の寡夫をひとり親に、合計所得金額を125万円から135万円に改正するものであります。

第2項は給与所得控除額及び公的年金控除額が10万円引き下げられることに対し、非課税判定に用いる基準額を改正するものであります。

第34条の2は、所得控除についての規定であり、地方税法の改正に伴う項ズレ及び文言の改正、新たに所得制限による基礎控除額の逡減が規定されたことによる改正であります。

第34条の6は、調整控除についての規定であり、所得の上限が規定されたことによる改正であります。

第36条の2は、町民税の申告についての規定であり、地方税法の一部改正に伴う項ズレの改正であります。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例についての規定であり、租税特別措置法の改正により、地方税法の一部改正に伴い、名称の変更等について改正を行うものであります。第1項の改正は文言の改正であり、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものであります。

第2項は法人町民税の延滞金に係る特例についてであり、文言の修正及び率の改正であります。

附則第4条の改正は、地方税法の一部改正に伴う文言の改正であります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税範囲等についての規定であり、所得控除額等の改正に伴い、所得割の非課税判定に用いる基準額を改正するものであります。

附則第10条及び附則第10条の2は、地方税法に新型コロナウイルス感染症に対応する法附則の改正に合わせて改正するものであります。

附則第17条及び第17条の2は、地方税法の改正に伴う改正であります。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例について新たに規定するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により指定行事等が中止・延期となった場合に、入場料金等払戻請求権を放棄したことにより寄附金を支出したとみなして寄附金控除を適用する規定であります。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定であり、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、地方税法の一部改正により期間を1年間延長するものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。

附則第2条は、延滞金に関する経過措置についての規定であり、令和3年1月1日以降の期間について適用するものであります。

附則第3条は、町民税に関する経過措置についての規定であり、令和3年度以降の年度分の個人町民税について適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　何点か質問したいと思います。

これ上位法の改正に伴う条例、町の改正ということですが、この上位法の多岐にわたっているわけですが、この改正する目的をどのように捉えておられますか。

そして、この改正によって町にはどういうふうな影響が出てきますか。非課税の範囲とかいろんな意味で税収が落ちるような部分ありますけれども、コロナの関係とかもありませんが、その辺はどのように捉えておられますか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　それでは、武藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず今回の改正につきましては、上位法の改正、その目的でございますけれども、町とい

たしましては、まず、所得から引ける基礎控除額が10万下がるということで、そうしますと、低所得者に対してはちょっと不利益がありますので、逆に今度は収入から引かれた10万円に対して控除できる金額をさらにその分上げるということで、低所得者に対しては影響がないのかなと、そういうことですが、ただ、高額所得につきましては、所得の上限が設けられたり、収入から引かれる金額が下がるということで、所得の多い方には、ちょっと所得税等の税金が若干上がるのではないかとということで、所得の多い方にはちょっと重税と。所得が低い方については、その分救われて、影響がないのかなということで考えてございます。

町への影響につきましては、高額所得者に対しては若干税額が上がってくるということで見えておまして、反対に農業やっている方とか、自営業やっている方については、基礎控除額が上がるために、逆にその分税金が安くなるというようなことが考えられます。自営業等での収入だけありますので、給与所得、年金所得とは関係ございませんので、その分で基礎控除額が引かれる部分が増えますので、町といたしましては、自営業の方については全体で約76万ほど税収が落ちるということで見てございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、令和2年度の税制改正に伴う地方税法施行令の一部改正により、町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、給与所得及び公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられる改正により、国民健康保険税課税の軽減判定において不利益が生じないよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 20 ページからご覧願います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 23 条は、国民健康保険税の減額についての規定であり、軽減判定における基礎控除額を 33 万円から 43 万円引き上げ、さらに同一世帯に属する給与または公的年金所得に係る扶養者数から 1 を引いた数に 10 万円を掛けて得た額を加えた額をもって軽減判定所得の基準とする改正であります。

附則第 2 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定であり、地方税法施行令の一部改正に伴い改正を行うものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 項は、施行期日についての規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 項は、適用区分についての規定であり、令和 3 年度以降後の国民健康保険税に適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ちょっと分からないのでお示しいただきたいんですが、健康保険税の条例の一部を改正した場合、今、私も健康保険に入っておりますけれども、国民健康保険に入っている方への影響というのは、どういうふうな影響があるんでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　小林議員のご質問にお答えをいたします。

今回の改正につきましては、先ほど税条例の改正でも申し上げましたように、所得の高い方についてはちょっと重税となるような改正でございます。今回、国民健康保険税につきましては、その基礎控除額が、所得から控除できる額が 10 万円引き下げられたということに対して、7 割、5 割、2 割の軽減判定ございますけれども、その方々に不利益が生じないように、それぞれ 10 万円を引き上げると、逆に所得から引かれる金額が減った分を基礎控除から、軽減判定に用いる額を 10 万に引き上げるというようなことで、軽減判定で該当された方に不利益が生じないような今回の改正ということになってございます。

以上でございます。

○議長　ほかに。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　確認ですが、先ほどと同様に、高所得者には厚く、低所得者を救うような制度だと理解してよろしいんですか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

ただいま武藤議員がおっしゃいましたように、低所得者に対する不利益を生じないとい

うことでの改正でございます。

○議長 ほかにありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
従って、議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第7号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を議題とします。
本案についての説明を求めます。
総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第7号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第9次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、シーリングに伴う社会資本整備総合交付金の減額や現在9千万円を超える寄付が寄せられている、ふるさと応援寄附金の増額などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、完了に伴う若者向け住宅整備工事費の減額、社会資本整備総合交付金の減額に伴う道路改良舗装工事などの減額、職員の異動等に伴う人件費の調整などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,927万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,634万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。9ページをご覧ください。

まず歳入であります。8款、地方特例交付金、1項1目、地方特例交付金、164万7千円の増額は、自動車税減収補てん特例交付金などの確定によるものであります。

13款、国庫支出金、2項3目、衛生費国庫補助金は40万円の増額であります。これは、

高齢者等のPCR検査に係る疾病予防対策事業費等補助金の新規計上であります。

10 ページをご覧ください。

4 目、土木費国庫補助金は7,334万9千円の減額であります。これは、社会資本整備総合交付金・道路事業の交付見込みによるものであります。

14 款、県支出金、2 項 2 目、民生費県補助金、104 万 1 千円の増額は、こども園等に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、100 万円の新規計上などであります。4 目、農林水産業費県補助金、228 万 2 千円の増額は、中山間地域等直接支払交付金、300 万 9 千円の減、直接支払推進事業補助金、368 万 4 千円の増、広葉樹林再生事業補助金、150 万円の増などによるものであります。5 目、商工費県補助金、244 万 4 千円の減額は、新型コロナウイルス感染症のため事業が縮小となった消費者風評対策市町村支援事業交付金等の減であります。

11 ページをご覧ください。

8 目、災害復旧費県補助金、120 万円の減額は、確定見込みによる農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の減であります。

15 款、財産収入、2 項 2 目、物品売払収入、217 万 8 千円の増額は、更新に伴う消防ポンプ自動車などの売り払い収入であります。

16 款、寄附金、1 項 2 目、ふるさと応援寄附金、5 千万円の増額は、寄附金の増によるものであります。これにより今年度の予算額は1億円となります。

12 ページをご覧ください。

19 款、諸収入、5 項 4 目、雑入、1,492 万 1 千円の増額は、確定に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金過年度分、1,438 万 1 千円の増などであります。

20 款、町債につきましては、それぞれ事業の決定等に伴い、額の調整を行うものであります。

13 ページをご覧ください。

21 款、法人事業税交付金、1 項 1 目、法人事業税交付金、200 万円の増額は、今年度新たに創設されたことによる新規計上であります。

14 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、議会費、1 項 1 目、議会費、238 万 3 千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった各委員会の視察研修に係る旅費、166 万 6 千円の減などによるものであります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、447 万 4 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などによるものであります。

15 ページをご覧ください。

5 目、財産管理費、4,767 万 1 千円の増額は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金、4,823 万 6 千円の増などであります。なお、財政調整基金の補正後の積立残高は5億1,987万6千円であります。6 目、企画費、3,975 万円の減額は、完了に伴う若者向け住宅整備工事費、3,700 万円の減や、確定見込みによる大学生等支援交付金、240 万円の減などによるものであります。

16 ページをご覧ください。

10 目、ふるさと振興費、1,597 万円の減額は、これまで採用に至らなかった地域おこし協力隊起業型隊員実践業務委託料、1,841 万 9 千円の減などによるものであります。

17 ページをご覧ください。

12 目、総合交通対策費、160 万円の増額は、町民バスに係る修繕料、213 万 2 千円の増などによるものであります。2 項 1 目、税務総務費、2,813 万 7 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や、ふるさと応援寄附金の増加に伴う記念品、1,610 万円等の経費の増などによるものであります。

18 ページをご覧ください。

3 項 1 目、戸籍住民登録費、683 万 7 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

19 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、136 万 6 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、20 ページに行きまして国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、118 万 6 千円の減などあります。3 目、老人福祉費、258 万 8 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や、介護保険特別会計繰出金、357 万 6 千円の減などあります。

21 ページをご覧ください。

2 項 2 目、児童措置費、149 万 2 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整やこども園の保育室手洗いの温水化に係る修繕料、133 万 8 千円の計上であります。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費、407 万円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などあります。

23 ページをご覧ください。

5 款、労働費、2 項 1 目、緊急雇用対策事業費、571 万 7 千円の減額は、コロナ禍の影響により内定取り消しや失業された方の雇用が確定したことに伴う、給料等の減額であります。

6 款、農林水産業費、1 項 1 目、農業委員会費、270 万 3 千円の増額及び 2 目、農業総務費、127 万 5 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

25 ページをご覧ください。

2 項 1 目、林業総務費、168 万 9 千円の増額は、クマなどの捕獲頭数が増えたことによる有害鳥獣捕獲報償金、80 万円の増、広葉樹林再生事業委託料、150 万円の増、事業完了に伴う菌床栽培ハウス整備工事、94 万 7 千円の減などによるものであります。

26 ページをご覧ください。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費、300 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加計上であります。4 目、消費者行政推進費、244 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった現地ツアー企画運営委託料、140 万 4 千円の減や風評対策企画運営委託料、62 万 8 千円の減などによるものであります。

27 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費、2,702 万 9 千円の減額は、補助金の減額により一部の事業が実施できなかった除雪機械購入費、2,726 万 7 千円の減などによるものであります。3 目、道路新設改良費、7,543 万 5 千円の減額は、確定見込みによる町道改良等

測量設計委託料、328万7千円の減、町道改良舗装工事費、7,230万5千円の減などによるものであります。

28 ページをご覧ください。

3項2目、公共下水道費、103万3千円の増額は、公共下水道事業に係る下水道施設事業会計繰出金の増額であります。

9款、消防費、1項3目、消防施設費、100万1千円の増額は、芝草地内の消火栓設置に係る水道事業会計への負担金であります。4目、防災費、100万3千円の減額は、避難所の感染症予防対策強化事業の確定に伴う消耗品費、71万1千円の減などでありまして、

29 ページをご覧ください。

10款、教育費、1項2目、事務局費、383万6千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整や確定による学習用タブレット型パソコンの教材費、224万8千円の減、確定見込みによる小中学校各種大会出場補助金、114万円の減などでありまして、

30 ページをご覧ください。

2項2目、小学校教育振興費、124万円の減額は、会計年度任用職員に係る期末手当、60万円の減や費用弁償、70万円の減などでありまして、

31 ページをご覧ください。

4項1目、社会教育総務費、361万1千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などでありまして、

33 ページをご覧ください。

11款、災害復旧費、1項1目、農業施設災害復旧費、443万7千円の減額は、確定見込みによる測量設計委託料、194万円の減、工事費、270万円の減などでありまして、2項1目、道路橋りょう河川災害復旧費、593万3千円の減額は、確定見込みによる測量設計委託料、93万3千円の減及び工事費、500万円の減であります。

6 ページにお戻り願います。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。

今回設定いたします事業は、町道野沢縄沢線・新橋の橋りょう補修工事に係る道路メンテナンス事業でありまして、期間は、令和2年度から令和3年度までの2年間、限度額は2,500万円であります。

次に、第3表、地方債補正、変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

まず債務負担行為補正の(1)の追加で、道路メンテナンス事業、今、野沢縄沢の新橋

線、道路メンテナンスということだったんですけど、これは道路だけなんですか。その内訳、工事内容をお示してください。

あと、11 ページ、財産収入のその他物品売払で消防ポンプほかということだったんですけども、これはそのほかの内容と、どこに売却したのか、町内なのか町外なのかお示してください。

あと、17 ページの総務管理費、総合交通対策費の修繕料、物件費で町民バス、213 万 2 千円の歳出が出ていますが、これどういった内訳なのかお示してください。

あと、27 ページの道路新設改良費、1 項 3 目、町道改良等測量設計委託料と町道改良舗装工事費が、それぞれ合わせて約 7,560 万ほど減額になっていますが、この減額となった要因をお示してください。

以上です。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

債務負担行為の道路メンテナンス事業でありますけれども、現在、年次計画で長寿命化を進めております橋りょうの補修工事でございます。今回は縄沢にあります新橋を設定しております。内容につきましては、これまで毎年進めておりますようなコンクリート部分の補修ですとか、そういった長寿命化に係る工事を想定しております。

続きまして、27 ページ、8 款、土木費の 1 項 3 目、道路新設改良費、委託料と工事請負費の減額の件でございます。先ほど総務課長のほうから説明ございましたように、国の交付金、補助金であります。シーリングによる減額等、大幅に減額となりました。それに対応して事業の調整を行ったものでございます。内訳を申し上げますと、委託料につきましては熊沢線ほかの舗装、それから今進めております流雪溝、それから防雪柵、これは次年度に繰り延べしておりますので、防雪柵が大きくて、600 万円ほど減額調整をしております。それらを差し引きしまして 328 万 7 千円の減額とさせていただいたところであります。

あと、工事請負費、7,230 万 5 千円の減額でありますけれども、国の補助金ではパッケージということで、この一つのくくりがございまして、一番大きかったのはパッケージの 2 という部分であります。その中には先ほど申し上げました舗装修繕、それから除雪機械の購入や更新、あと流雪溝整備、今ほど申し上げました防雪柵の整備が含まれておりまして、このパッケージだけで約 6 割近くの減額となつてございました。

それで、今回減額しましたのは、内訳としまして熊沢線ほかの舗装で 4,300 万ほど、あとは流雪溝については影響が 530 万ほど、あと防雪柵は皆減ということで次年度に繰り延べというような内容で、合計 7,230 万 5 千円の減額をさせていただきたいということでございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 15 款、財産収入、2 項 2 目、物品売払収入、217 万 8 千円の補正でございますが、その内訳ということでお答えをいたします。

物品売り払い 3 件ございまして、まず 1 件目が消防ポンプ自動車、1 分団 1 部で使用していたものであります。これが 124 万 1,410 円で売却できました。それから 2 点目ござ

います。除雪ロータリー、これが44万8,800円で売却できました。それから、キャタのブルドーザー、これが48万8,800円で売却できたと、合計で217万9,010円の売却収入ということでございます。

なお、一応ホームページで売却のご案内をして、あと過去にこういった売却で札を入れた業者には案内をして、一応入札結果で一番高い値段を入れた方を業者としたということでございます。

なお、この3件とも県外の業者が落札しております。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 町内業者も入札はありました。

以上です。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、町民バスの修繕料、追加に関しましてお答えをいたします。

今次補正では213万2千円の追加ということで、ここには車検、点検、それぞれの費用も入ってございまして、それ以外に修繕料ということで、これまで修繕費では121万の支出があったということでありまして、大きなものとしては、新型コロナウイルス感染症防止のための感染防止シートで全車両に取り付けたものが28万6千円。ステアリングの交換ということで、修理で13万2千円。あとトランクの扉修理で27万2千円。ヒーター修理で8万2千円というような、主なものがかかってございます。

直近では、坂下線の車両の車検と併せてマフラーの故障ということで、マフラーだけでも排ガス規制等で新しいものに交換しなくちゃいけないということになったものですから、マフラーだけでも約87万ほどで、車検整備でその他部品交換等を行いまして、車検費用、あと修理、マフラー等で、1台だけでも151万ほどかかってございます。この車両は登録が平成21年の11月で走行距離44万キロ走っている車両でございます。ちょうど老朽化が進んで、車検時にあちこちの修理が必要だったということで、今後ほかのバスの車検代、点検代を必要額として、今回213万の追加ということをさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 まず、ほかの質問に関しては理解いたしました。

今のバスの修繕料なんですけど、1台で150万ということだったんですけど、これは、ちょっと私、自分、普通車しか乗ってないものですから、感覚的にマフラーが87万円というのがちょっとびっくりしたんですけども、この金額に関しては妥当なんですかね、ちょっとバスってそんなにかかるのかなというのと。例えばですけど、こんな大きな金額のときというのは、例えばもっと安くできる業者とかというのは探さないんですか、その辺を1点お伺いいたします。

あと、先ほどのシーリングによる町道改良舗装工事と町道改良等の測量で、熊沢の舗装が一番大きなところだとは思いますが、あと、流雪、防雪柵もそうですけど、これ地元の人たちには説明されてるんですか、もしくは工事計画等は発表されてたんですか。遅れるのであれば、それはやっぱり地元の人たちにちゃんと説明すべきだと思いますが、そ

の辺はちゃんと周知は徹底されているでしょうか。その2点をお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 秦議員の再質問にお答えをいたします。

他の業者を探さなかったのかということでございますが、今回、修理をかける前に、まず業者から、こういう部品でこのくらいかかりますということで、事前にお話しがございました。極力こう安くできないのかというようなことも交渉したところでございます。ただ、大型バスですので、中古品等はなかなか探すことが困難ということで、やはり新品の部品になってしまうというようなことでございました。今、バスについても排ガス規制で、そのマフラーがかなり高額になってしまうということでありましたので、致し方なく、車検を通していただくように整備をお願いしたところであります。

ただ、まず、今までも安くあがる業者というよりは、購入したところで点検を受けていたというところもございます。額についても事前に協議があつて、それに対して安くなる方法等も協議をさせていただいたということでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

熊沢線等の舗装の修繕に関して、シーリングかかった分の周知というようなお話でございましたが、本事業につきましては、あくまでも舗装の修繕業務ということでございまして、特段周知は図ってございませんが、今後も毎年継続して計画的に、それから傷んでいるところを優先的に進めていく計画で進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、防雪柵の件でございますけれども、現在、繰越事業で風向風量調査を今年度末まで継続してやっております。その調査結果を受けまして、この防雪柵についても、どういった形がいいのかとか、どこに設置するのが適切かとか、そういった判断をしておりますので、そういった目処が立った時点で説明などについては、この先で検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 バスの件に関しては理解しました。

最後にお聞きしたいんですけども、計画があるということは、計画をその地域住民等、要望なり何なりは必要性があつて計画を立てるわけですから、それは今までもそうですが、周知されていないんですか、この今、ちょっと傷んでいる道路、今年度で直すとか直さないというお話というのは、その地域の方々等には周知されていないんですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えします。

先ほど答弁申し上げましたのは、その町の全体計画を地域に、一個一個事細かにやっているということではございませんで、工事をする際には、その請負業者が、当然その周辺の集落、自治区には、こういった工事やりますというようなことは、事前にお話しして、当然適切な手続きをして工事には入っているということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 何点かお伺いをいたします。

16 ページになりますけれども、まず1点目、この地域おこし協力隊の起業型配置事業ということでもありますけれども、この内訳、減額となった、何名採用になって何名採用になっていないということをお示してください。

それから、続いて19 ページ、出産の祝金、これ2名分減となっていますけれども、今年度内の出産予定数というか、もし分かればお示してください。

それから、22 ページですけれども、PCR検査費用ということで一応予定されておりますけれども、いくらぐらいPCR検査って金額的に1件当たりかかるんですか、お示してください。

それから、先ほど建設水道課長のほうから言われた流雪溝に関しての地元説明というか、2年かかりますよという説明は、その辺は周知してあるか、その点だけ、以上お聞きします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 答えをいたします。

16 ページ、2款1項10目、ふるさと振興費の中の地域おこし協力隊起業型隊員実践業務委託料の減額でございますが、現在、起業型の隊員につきましては7名が採用になってございまして、採用になっていないのは6名でございます。

以上でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 流雪溝の整備事業が2カ年にわたる部分の周知というご質問でございますが、私も、現地立ち会いということで、地権者の皆さんと現地を歩きながら説明会を行いました。その立ち会いの際に計画は2年間で進めていくというようなことでお話しをさせていただいたところでございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず初めに、3款1項1目、社会福祉総務費の特別出産祝金の減額、40万円でございますが、当初、町といたしましては、年度内に30人の出産予定を計画してございました。この40万、1人につき10万円でございますので、4人の減を見込んでおります。さらに今年度、この特別出産祝金、町独自のもののほかに、既に4月に給付している1名のお子さんがいらっしゃいますので、町のほうでは27人が令和2年度で出産予定であるというふうに捉えてございます。

続きまして、22ページの衛生費のうち予防費の新型コロナウイルス、PCR検査等助成費用80万円でございますが、町で考えてございまして、これは高齢者及び基礎疾患を持っていらっしゃる方のPCR検査を対象として考えてございます。なお、さらに絞り込みをするために、福祉サービスですかと障がいサービス、そういった日常生活を支えるためのサービスを利用されている方に絞り込んでPCR検査の助成を行っていきたいということで考えてございます。この80万円につきましては、1件2万円の検査費用を考えてございます。

なお、検査機関につきましては、町内の西会津診療所において、1件当たり2万円での検査を行いたいということで考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 PCR検査について再度お伺いしますけども、これは自己負担額というのは発生しているのでしょうか。また、今まで受けた方というのはいらっしゃるんですか。その点。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症のPCR検査でございますが、様々な検査機関で検査が受けられるようになってございます。今回、この高齢者及び基礎疾患を持った町の事業につきましては、西会津診療所で2万円を検査費用として検査を受けたいということで考えてございまして、2万円の全額全て町で助成するというように考えてございますので、個人負担は無料ということでございます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 2点目のご質問の、西会津診療所でこれまでPCR検査を実施したかというご質問でございますが、これまで西会津診療所においては検査は実施しておりません。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問したいと思います。

まず、6ページの債務負担行為なんですが、この債務負担行為にした理由をお聞かせください。

それから、先ほどから10ページの13の2の4、防雪柵ですか、これ雪が降らなくて、ずっと調査がなくて、今年が今の話では調査をして、これからこれをその次に工事のほうに回すというような話なんですが、これはその調査の結果によっては、やらないというあれもあるのでしょうか。

あとは、同じ10ページの14の2の4、中山間直接支払と直接支払とあるんですが、これは制度変わったのかどうか、ちょっとその辺、説明してください。

それとあと、その下の2、広葉樹林再生事業補助金、150万ありますけれども、この追加理由を示してください。

それから、17ページ、2の1の10の定住企業支援補助金、200万、だいたい予想はつくんですが、この内容について説明してください。

それから、20ページの3の1の3の節で12の委託料、老人憩の家の管理業務委託料が今になってこれ補正で出てきたということは、特別何かあったのか、それともこの理由をお聞かせください。

それから、23ページ、5の2の1の2、緊急雇用対策事業費の会計年度任用職員給が減額になっているということは、採用しなかったと思うんですが、採用できなかったのか、しなかったのか、その辺の理由と、これは影響なかったかどうか。

25ページ、農林水産業費、6の2の2か、工事費の林道開設舗装改良等工事、36万5千円ということですが、この内訳、お願いします。

先ほど来、出てました27ページ、土木費、8の1の3、道路新設改良費の中の委託料及

び工事請負費、12、14 節なんです。これだけの減額をして、延ばすということだけでも、これに対する詳しい内訳をお願いします。

32 の 10、教育費、社会教育費の 10 の 4 の 1 か、子どもの主張大会の記念品と出ているんですが、これ終わっているのに、金額少ないんですが、こういう会計の処理でいいのかどうか。

以上です。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 まず、債務負担行為の件でお答えいたします。

債務負担の理由ということでございますけれども、例年、国費の交付決定を受けて、それから調査の設計、それから積算業務、そういった過程を経て発注というような行程で進んでおります。それで今回、理由としましては、その国費の交付決定がいつもより遅れたというようなこと。あと先ほど申し上げましたシーリングによりまして、そのパッケージという一くくりの中にいろんな事業入っておりますが、その事業の取捨選択を調整させていただいて、今年はじゃあここを優先的にやりましょうと、例えばグレーダーを導入、今年はやりましょうとか、そういった優先順位を調整したりした結果、現在に至ったということございまして、債務負担を設定をお願いしたいということでございます。

あと防雪柵、中止はあるのかということでございますが、現在、繰越事業で風向風量調査等を行っております。まず、その結果を受けて判断することになるかと思っております。ご覧のようにまだ雪も降っておりませんので、なかなかその調査すら、ちょっと困難な状況でありますけれども、そういったことをご理解をいただきければと思っております。

あと 25 ページの 6 款の農林水産業費の 2 項 2 目、林業振興費につきましては、補正額は 0 円でございます。事業確定見込みによりまして委託料と工事費等を組み替えたという内容でございます。

最後に 8 款、土木費、1 項 3 目の道路新設改良費、詳しい内訳ということでございますが、委託料につきましては、先ほども若干触れましたが、一番大きいのは防雪柵の件でございます。600 万ほど減額をして、それから逆に舗装の修繕のほうは、193 万円ほど調整させていただき、差し引きで 328 万 7 千円の減額とさせていただいたところでございます。

あと工事費の 7,230 万 5 千円の内訳でございますけれども、道路新設改良費の熊沢線ほかの舗装修繕が 4,300 万ほどの減額となっております。あと流雪溝整備のほうにつきましては、530 万円ほどの減額。あと防雪柵は、先ほど触れましたように皆減ということで、2,400 万円。これらを足しますと、7,230 万 5 千円というようなことでございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 まず、中山間地域等直接支払交付金についてお答えいたします。

この中山間地域等直接支払制度につきましては、今年度が 5 期対策ということで、21 年目の対策ということになります。1 年目ということで、新たな協定を受け付けいたしまして、精査したところ、事業費が昨年当初見積もった額より減額になったということでもあります。協定数につきましては、昨年度より集落協定で 3 協定減となったところでございます。個別協定は数は変更はございません。

それから、その下の直接支払推進事業補助金でございますが、これにつきましては、経

営所得安定対策に係る電子申請システムの整備ということで、ほかの市町村に先行して、福島県内では郡山市と西会津町が先行してそのシステムの導入の経費の交付を受けましたので、今回、368万4千円ですが、補助金を受けて、歳出にも出てまいります、システムの整備を行うということでございます。

それから、広葉樹林再生事業補助金でございますが、現在、松尾地区でこの事業を実施してございます。この事業は放射能の影響でキノコの本木生産がなかなか難しくなったということで、その再生を図るものでございますが、その実施面積の拡大、それからそこに入れる作業道について、県に事業量の増を追加要望いたしましたところ、採択になったということで、これも歳出に10分の10の事業費で追加させていただいてますが、今回それを計上させていただいたということでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 17ページ、2款1項10目、ふるさと振興費の定住起業支援事業補助金の補正についてお答えをいたします。

この事業につきましては、地域おこし協力隊が任期満了後に起業する場合、それに係る費用について上限100万円を助成するものでございます。当初予算計上時には1名の隊員が事業計画が定まっておりましたので計上しておりましたが、この間、さらに2名の隊員について事業計画が示されましたので、今次、補正で追加をするものでございます。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

20ページの3款、民生費、1項3目、老人福祉費の老人憩の家管理業務委託料、10万円の追加でございますが、この管理につきましては、社会福祉協議会に管理を委託してございます。その中で10万円追加する内容でございますけれども、老人憩の家の浄化槽の修繕に係る費用でございます。浄化槽につきましては毎年法定点検を行っているわけですが、その際に指摘されております修繕箇所につきまして、修繕を行うための費用ということで、今次補正で計上いたしました。

以上です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5款、労働費、2項1目、緊急雇用対策事業費、571万7千円の減額についてお答えをいたします。

先ほどの議案説明で申し上げましたが、この事業につきましてはコロナ禍の影響によりまして、内定取り消しであったり、失業された方を支援するための事業ということで実施をしたものでございます。一般会計で6人、それから診療施設勘定で1人、合計7名の募集をかけました。一般会計でいいますと、建設水道課、道路維持の関係で2名を募集。それから、町民税務課、ふるさと納税の関係で2名を募集。それから、福祉介護課で除排雪の助成で1名。それから、もう一つ建設課で道路台帳の整備の関係。一般会計で6名を募集しました。実際募集をかけまして採用につきましては、建設水道課、道路維持で1名。それから、町民税務課、ふるさと納税の関係で2名、合計3名、一般会計で雇用をしてございます。ただ、福祉介護課、それから建設課、道路台帳と道路維持、合わせて2名、合

計3名の方については、応募がなかったということで採用には至りませんでした。今回減額したのは応募がなかった3名分の人件費の減額ということでございます。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

10款、教育費の社会教育総務費の報償費の部分でございますけども、子どもの主張大会の記念品の追加という部分でございます、これにつきましては、当初予定しておりました児童生徒の皆さんの人数が増えたという部分でございます。それで、この部分につきましては、既に終わっているわけではございますけども、報償費全体では4万1千円の今回減額でございます。その全体の中で対処させていただいたという部分でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 順次、もう一度聞きますけれども、防雪柵だっけか、あれに関しては、調査やって繰り越しやって、また調査するわけだけでも、だから繰り越しの繰り越しは、もうないよね、早い話。その辺もあると思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

それと、あとは定住起業、説明受けましてこれは分かるんです、これは一応、一般論だから。内容を聞いたかったわけ、どういうことかというので、この200万円をどういふのにとということで、今、協力隊だ、いろんなので議題になっているわけだ、同僚の方からも質問いって、こういう一般的な説明じゃなくて、もう少し具体的な説明を求めます。

さっき答弁なかったけど、林道開設の発足工事、小さいけどこれ答弁なかったよな。小さい36万5千円というの、組み替えだと言ったの、あれがそうか。

ここだけです。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 防雪柵の件でお答えいたします。

繰り越しの繰り越しはできないということでございますが、現時点で申し上げますのは、この先、雪が降って風向風量調査等が完成した暁には、結果を受けてその可否を判断していくというようなことで考えてございますが、万が一、また今年も暖冬で、その調査すらできなかったとなった場合でございますけども、仮に現時点で想定できますのは、必要ないんじゃないかというようなことも、それは想定できるかとは思いますが。

いずれにしても、もう少し年度末まで調査を繰越事業で行ってございますので、その結果を見させていただければなと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 定住起業支援事業補助金についての再質問にお答えをさせていただきます。

具体的な内容ということでございますが、今次補正の額を含めまして3名分の事業費を計上させていただいたところでございます。1名につきましては、アクセサリーショップの展開。もう1名につきましては、ヨガ教室の展開。もう1名につきましては、映像制作事業ということで、それぞれ3名の隊員が任期満了後に起業をするということでの補助金でございます。

なお、補助金を支出する内容につきましては、実際にそれぞれの隊員がその事業を行う

ために支払った経費に対して町が助成をするものでございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 だいたい聞いていただきましたので、おおむね分かりました。まず私からは、歳入の一番最後に出てきております法人事業税の交付金、これ新たにできたということではありますが、これはどういう経緯というか、どういうことのために法人事業税交付金というのが新たにできたのかお示してください。

それと、歳出に移りますが、歳出の15ページの下から2段目になりますけども、総務管理費の企画費の中の、大学生等の支援交付金、これコロナのやつですよ。これ240万減額されておりますけども、これは事業計画する上で、最大値というか、アッパーで見込んでいたということはお説明受けましたので承知しておりますが、この事業はほとんど対象者は、これでもう完了だということで、この時点で減額するようにしたのか。いわゆるコロナ対策事業、申請型の支援事業、いろいろあったわけなんですけど、私の感覚では、3月の整理予算というか、最終補正で、みな減額されるのかなと思っていたんですけど、いろんな申請型の支援事業がある中で、これをもう12月補正で減額してしまうと、もうこれからは出ないだろうという、なにかそういう見込みがあるんだろうと思いますが、ほかの申請型の支援事業はまだ減額等々の補正はしておりませんよね。その辺、これを出したのはどういうことなのかお示してください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 法人事業税交付金についてのご質問にお答えをいたします。

これが創設された経緯でございますが、市町村の法人住民税の法人税割が引き下げになりました、3.7パーセント。その補てん措置としまして、もともと県税であります法人事業税のうち、一部を市町村に交付されると、そういった経緯で創設されたということでございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

頑張る学生応援支援金の部分に関してでございますが、一応、進学率をもとに最大値で138名分ということで、1,380万円ほどの予算をご議決いただいたところでございます。こちらの申請につきましては、11月30日までの要申請ということでございまして、この補正予算段階で見込みを取りまして精査した結果、240万ほど減額しましたが、実際の申請件数につきましては、もう締め切りが終わっておりますので、全体で112名の学生の方が申請されたということでございまして、実績値としては1,120万ほどの支出という形となったということでございますので、それを踏まえまして、今回、減額補正をさせていただいたということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 歳入の件は分かりました。減収補てんの分だというようなことではございますが、今の、いわゆる大学生等の支援交付金、これ11月末で締め切ったということで、確定したということ、理解しましたが、私は、もうちょっと年度末ぐらいまであるのかなという思いでございましたので、関連してですけども、申請型の支援事業は、まだこれから申請すれ

ば交付できるようなこともあると思うんですが、それはやっぱり年度末で最終調整するようになるわけでしょうか。

○議長 答弁調整のため暫時休議とします。(11時47分)

○議長 再開します。(11時49分)

企画情報課長。

○企画情報課長 お答え申し上げます。

先の新型コロナウイルス感染症対策に関する申請ということで、締め切りがまだあるものとなないものという部分でお答え申し上げたいと思います。

まず申請が現時点で終わったものを申し上げますと、先ほど申し上げました、ふるさと西会津頑張る学生応援事業については、11月末で締め切りを終わりました。今現在、いわゆる支援策として残っているものにつきましては、まず、コロナ禍で影響で失業した方々を雇用した企業に対する補助金として、雇用創出支援補助金の申請期限が、来年、令和3年の2月まで。続きまして、国が進めております持続化給付金関係の上乗せ部分の給付金につきましては、国と同じく令和3年1月15日まで。続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、感染拡大防止のために時間短縮営業等に協力いただいた企業については、来年の2月15日までということとなっております。

以上が主なものとして申請で残っているということでございます。

なお、併せましてこちらのほうは、最終3月補正等におきまして整理する形となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 申請締め切りになってしまったものはしょうがありませんが、これから申請締め切りを迎える事業に関しましては、せっかく国から来るお金というところであれですけども、本当にもったいないことでもありますので、再度締め切り前にね、申請漏れはありませんかぐらいの、やっぱり周知徹底を図っていただきたいと思っておりますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答え申し上げます。

こちらのほうにつきましては、今現在、新型コロナ感染症対策に関する支援制度一覧の第3次分の部分で今チラシもつくりましたし、各担当課で、今現在、周知活動等もやっているということがございますので、確かにせっかくいただいた交付金でございますので、無駄なく使用したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第9次)は、原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

○副議長 議長を交代しました。

暫時休議とします。(11時54分)

○副議長 再開します。(13時00分)

日程第6、議案第8号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第8号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次補正予算の主な内容であります。平成30年度の税制改正により、令和3年1月1日に施行されます、住民税の基礎控除額の見直しに伴い必要となる、後期高齢者医療システム改修費用の調整などがあります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億122万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項2目、普通徴収保険料、3万3千円の増は、前年度滞納繰越金の確定による増額であります。

2款、繰入金、1項1目、事務費繰入金、42万3千円の増は、税制改正に伴うシステム改修費用に係る一般会計繰入金の増額であります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金、10万9千円の増は、前年度繰越金の確定に伴う増額であります。

4款、諸収入、4項1目、雑入、10万円の増は、過年度保険料返納金の増額であります。

7ページをご覧ください。

5款、国庫支出金、1項1目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、10万5千円の増は、税制改正に伴うシステム改修費用に係る国庫補助金の増額であります。

8ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、52万8千円の増は、税制改正に伴う、後期高齢

者医療システム改修費用の増額であります。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、3 万 3 千円の増は、前年度保険料の滞納繰越分の確定による増額であります。

4 款、諸支出金、1 項 1 目、保険料還付金、10 万円の増は、保険料還付金の見込みによる増額であります。2 項 1 目、一般会計繰出金、10 万 9 千円の増は、前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰出金の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　今回の後期高齢者特会の補正ばかりではないんですが、いろんなところで毎年これ、システム改修委託料というのが出てまいります。今回も後期高齢者医療システムのシステム改修委託料ということでございますが、毎年のように出てくるということは、私の考えでは、いわゆるこういうシステムはクラウドで管理しているようなものがあれば、例えば税制改正で税率が変わってもね、それを利用する方は、自ずとその新しいシステムにかなった体系でこうできるようなことが今の時代多いような気がしますが、これ各市町村、みんなこの、いわゆるシステム改修費をしなきゃいけない理由は何でしょうか。

○副議長　健康増進課長。

○健康増進課長　システム改修についてのご質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、平成 30 年度の税制改正により、公的年金の控除額が 10 万円の引き下げ、あと基礎控除の控除額が 10 万円引き上がるという内容の改修でございます。後期高齢につきましては、所得のこういった情報をシステムで管理しておりまして、それを広域連合のほうにデータを送信しまして、それによりまして保険料の算定でありますとか、自己負担額の割合の決定を広域連合のほうで行うということで、町からのそういった所得情報については、法律の改正に基づきましてシステム改修を今回させていただきたいということでございます。

なお、法律の改正によってシステム改修が必要な年、必要でない年というふうにございますが、基本的には現行のシステムそのまま利用できない場合については、そういった業者のほうに依頼をしまして、法改正に合った形でのシステム改修をしてきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長　多賀剛君。

○多賀剛　ということは、国の方針だからこれはやらざるを得ないということで理解するしかないんでしょうけども、我々なんかはね、例えば消費税が 8 パーセントから 10 パーセントになった。それはどんなあれでも、いわゆるいろんな入力をすれば、自ずとその時点でクラウドで管理されているシステムを使うような場合は、新しい税率で出てくるようなことになっているんです。

だから、こういう町村で使う後期高齢医療、例えばシステムは、国でそういう方向なんだから、これはそれぞれ税制改正があつて税率が変われば、その都度、市町村がやらなければいけないということで理解するしかないのか、それだけ。

○副議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、再質問にお答えします。

システムの改修につきましては、その改正内容によって、そういった簡易的なものであれば、こういった費用発生しない中で、通常の保守管理の中で一部できるものもございますが、やはりこのような制度的な見直しのものにつきましては、しっかりとシステム改修費を計上した上で改修これまでしてきたということでございますので、今回につきましてはそのようなことで改修が必要だということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第6次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第9号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第6次)の調製についてご説明申し上げます。

今次補正予算の内容であります。事業勘定、診療施設勘定ともに職員の人事異動などによる人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第6次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ118万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,149万9千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ26万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,147万8千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、118 万 6 千円の減は、人件費に係る繰入金の減額であります。

続いて歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、118 万 6 千円の減は、職員の人事異動などに伴う給料、職員手当等の減額であります。

13 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入です。

4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、26 万 7 千円の減は、人件費に係る繰入金の減額であります。

14 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、139 万 1 千円の減は、職員の人事異動などによる職員手当、共済費等の減額であります。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費、112 万 4 千円の増は人件費の減額に伴う財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、願ひ申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬　1 点お聞きします。14 ページになりますけれども、一般管理費の給料の部分です、ね、一般職給が増えて会計年度任用職員が減ったと、その内訳についてお伺いします。

○副議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは、ご質問にお答えをいたします。

歳出の一般管理費の給料の増減の内訳ということでございますが、当初、看護師の 1 名につきまして、会計年度任用職員の採用を見込んでおりましたが、その後の再任用の職員が勤務するというので、その職員と会計年度任用職員の調整ということでございます。

○副議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　国保診療所に関しましてですけれども、今年は春先から新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、いわゆる病院経営、医療施設の経営が悪化しているところが多いというようなニュース報道なんかも結構されてるんですが、本町の国保診療所に関しましては、いわゆる経営状況というのはどんな影響があったのか、なかったのか、その点をお尋ねします。

○副議長　健康増進課長。

○健康増進課長　診療所の経営状況というご質問にお答えをいたします。

まだ今年度、年度途中ということで、最終的な数字というのは、当然出てございませんが、これまでの状況を見ますと、まず受診者数につきましては、これまでのところ、昨年度と大きな増減はないということです。ただしこれにつきましては、昨年度 10 月からは整形外科が始まりまして、その分が今年、相当数増えているということで、内科自体は減少しておりますが、整形外科分で増になっているということで、受診者数全体としては、今のところ大きな増減はないのかなということで考えております。

ただし今後、これまでの内科の受診者数見ますと、やはりコロナの影響による受診控えとも見られます傾向がありますので、今後、冬期間にかけましてさらにインフルエンザの流行であるとか、そういったことも考えますと、受診者数の減少に伴いまして、そういった診療収入も前年と比較して減少になることも、現時点では想定できるのかなということ考えております。

○副議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○副議長　討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第6次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長　異議なしと認めます。

従って、議案第9号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第6次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　議案第10号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正は、施設サービス利用者が当初見込みより増加したことによる施設介護サービス給付費の増額、さらに、それに伴う高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の増額、そのほか各種サービス給付費の実績に基づく調整及び本年度の職員給与等人件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,572万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをご覧ください。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料、6万9千円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置による現年度分25万円の減額、これまでに収納した額が確定いたしました滞納繰越分31万9千円の増額によるものであります。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、125 万円の増額は、介護給付費の増による国負担分の増額であります。同じく 2 項 1 目、調整交付金、43 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国の調整交付金 10 万円と地域支援事業で交付対象基準の引き上げに伴う 33 万円の増額によるものであります。同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）131 万 9 千円の増額、同じく 3 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）33 万 8 千円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付対象基準額が決定したことによる、国負担分の増額及び減額であります。

7 ページをご覧ください。

同じく 2 項 4 目、介護保険事業費補助金、73 万 5 千円の増額は、事務処理システムの改修費に対する補助金の新規計上であります。同じく 5 目、保険者機能強化推進交付金、169 万 9 千円の増額、同じく 6 目、介護保険保険者努力支援交付金、225 万円の新規計上は、保険者が高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて取り組む事業に対する交付金の決定によるものであります。同じく 7 目、災害臨時特例補助金、15 万円の新規計上は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国の補助金であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、270 万円の増額は、介護給付費の増による支払基金負担分の増額であります。同じく 2 目、地域支援事業支援交付金、178 万円の増額は、地域支援事業費に対する交付決定による増額であります。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、200 万円の増額は、介護給付費の増による県負担分の増額であります。

8 ページをご覧ください。

同じく 2 項 1 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）82 万 4 千円の増額、同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）16 万 9 千円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付対象基準額が決定したことによる県負担分の増額及び減額であります。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金、125 万円の増額は、介護給付費の増による町負担分の増額であります。同じく 2 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）82 万 4 千円の増額、同じく 3 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）16 万 9 千円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付対象基準額が決定したことによる、町負担分の増額及び減額であります。同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金、23 万 4 千円の増額は、第 1 から第 3 所得段階までの低所得者に対する保険料軽減措置について、本年度賦課により軽減額が確定したことによる一般会計からの繰入金の増額であります。

9 ページをご覧ください。

同じく 1 項 5 目、その他一般会計繰入金、571 万 5 千円の減額は、事務処理システム改修費などの事務費繰入金、37 万 8 千円の増、及び介護予防支援事業の交付対象基準額が増になったことなどによる、町負担分、609 万 3 千円の減額によるものであります。

次に、10 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、154 万 6 千円の増額は、事務処理システムの改

修委託料の新規計上によるものであります。同じく3項2目、認定調査等費、43万4千円の減額は、職員手当等の人件費の調整による減額であります。

11 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、254 万円の減額、同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費、812 万円の減額、同じく 3 目、施設介護サービス給付費、1,500 万円の増額、同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費、150 万円の減額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付実績を基に本年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費、150 万円の増額、同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費、70 万円の増額、12 ページをご覧ください。

同じく 2 項 4 目、介護予防住宅改修費、50 万円の減額は、要支援認定者が利用する介護予防サービス費について、これまでの給付実績を基に、今年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費、300 万円の増額、同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費、56 万円の増額、13 ページをご覧ください。

同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、200 万円の増額は、施設利用が増加傾向にあることに伴い、それぞれの必要・所要額を増額するものであります。

3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金、39 万 3 千円の増額は、今次補正による歳入・歳出の調整をした結果、余剰となった額を積み立てるものであります。

これにより、令和 2 年度末の介護給付費準備基金の残高は、4,377 万 3 千円になる見込みであります。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問・通所・生活支援）同じく 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費の補正の額はございませんが、それぞれ財源の調整であります。

14 ページをご覧ください。

同じく 2 項 1 目、一般介護予防事業費、10 万 6 千円の増額、同じく 3 項 1 目、総合相談事業費、13 万 4 千円の増額は、職員給与等の人件費の調整によるものであります。同じく 4 目、任意事業費、15 ページをご覧ください。

同じく 3 項 5 目、生活支援体制整備事業費、同じく 6 目、認知症総合支援事業費の補正の額はございませんが、それぞれ財源の調整でございます。同じく 8 目、在宅医療・介護連携推進事業費、62 万 3 千円の減額は、職員手当等の人件費の調整による減額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　1 件お聞きします。11 ページです。1 項 1 目、居宅介護サービス給付費と、2 目、地域密着介護サービス給付費の減額と、あと、3 目の施設介護サービス給付費の増額の、このそれぞれの要因をもう少し詳しく説明をお願いします。

○副議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

2 款、保険給付費、それぞれサービス給付費につきまして減額をしている部分でございますが、まず、居宅介護サービス給付費、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどといった居宅において介護サービスを受ける際の給付費でございますが、この減額の要因といたしましては、デイサービスに通われる人ですとか、ショートステイが若干見込みよりも少なくなっているといったところが影響しているのかなというふうに捉えております。

また、地域密着型サービス給付費につきましては、グループホームですとか、小規模多機能型の施設介護サービスについての減額ということでございますが、一時期、小規模多機能型居宅介護施設の利用者数が若干少なくなったといったこともございますし、また、グループホームの出入りなどがあった際に、どうしても稼働率が落ちてしまうといったところも影響して減額になっているといったところでございます。それに伴って、居宅介護サービス計画給付費なども、そのケアプラン、計画をつくる際の給付についてもそれに伴って減額になっているといったところでございます。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 すみません、それでは、令和2年度になって現在までの、町内、町外の施設サービスを利用されている方の内訳が分かりましたらお願いします。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

先ほど1点目のご質問で答弁漏れがございましたので、そちらのほうから先にご答弁申し上げたいと思います。保険給付費の中で、施設介護サービス費が1,500万円ほど増額になってございます。これは町内の施設には限りがございますが、町外の施設を町民の方が利用されるケースが多くなってございます。会津管内、また県内、県外といった施設に入所される、利用される方が増加している傾向がございます。

また、近隣市町村でも介護医療院といった施設サービスとして提供するサービスが、病院の病床の転換などによって増えているといったところが、この増加の要因になっているのかなというふうに捉えてございます。

続きまして、施設サービスの利用者数でございますが、まず、データとして若干直近のものはございませんが、令和2年2月分、昨年の年度末で利用された方の人数でございますが、介護老人福祉施設で74人、介護老人保健施設で62人、介護療養型医療施設で2人、介護医療院で4人といった数字となっております。

○副議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは最後に、特別養護老人ホームと老健施設、町内のですけれども、現在の待機者の人数、教えてください。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、町内の介護施設の待機者数についてご説明申し上げたいと思います。

特別養護老人ホームにつきましては、今現在、待機者といたしまして57の方が待機してございます。これは町内の方ということでございます。老人保健施設につきましても、11月の末の段階で60人ほどの待機者がいるということで把握してございます。

○副議長　そのほかございますか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お聞きします。12ページでありますけれども、高額介護サービス、これはちょっと内容というか、どんなサービスを受けられるのかということをお聞きします。

○副議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　高額介護サービス費についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

利用者の方が一月において介護サービスを利用した利用料が高額になった際、ある一定の基準を超えた分を高額介護サービス費として、後ほどお戻しするといった制度でございます。この基準につきましては、所得によって段階が分けられておりまして、一般の方で4万4,400円。住民税非課税世帯で2万4,600円。生活保護や低所得者の方については1万5千円といった基準が設けられておりまして、これを超えたサービス利用の、個人が負担した利用額が高額介護サービス費としてお手元に戻るといった制度でございます。

○副議長　小柴敬君。

○小柴敬　要するに、一番初めに介護サービスを受けた段階で、その一定基準の金額を払い終わって、それがその所得に応じて戻される、返ってくるというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○副議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　ご質問にお答えいたします。

議員がおただしのように、一旦は介護サービスを受けた際に、1割の利用料負担をしていただくこととなります。この1割の利用料負担をした中で要した金額が、1カ月で高額になった場合は、先ほど申し上げました基準額を超えた場合、超えた額について、後ほど償還払いでお返しするといった制度となっております。

○副議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も、8ページの繰入金の7の1の4、低所得者保険料の軽減繰入金が増えているわけなんです。この段階的にどの部分が、どの程度増えているのかということ。全体が分かれば、その全体の人数も教えてください。

それから、先ほど質問もありましたけれども、11ページの2の1の1ですか、居宅介護サービスの給付金の減ということでもありますけれども、これは利用者が今、減だという説明があったんですが、その利用者というのは、施設というか、それをサービスするほうの体制等の問題はないのか。要は、利用者は使いたいんだけど、それがサービスするほうが、マンパワーとかいろんな事情によってそれだけのものをクリアできていない点はあるか、ないかをお聞きしたいと思います。

それから、3番ですか、施設介護サービスの給付費の増ですが、全体的に施設サービスを希望する者が増えているということで、いろんな施設が計画されているわけなんです。今後この稼働といいますか、その辺はどのように見通しておられますか。

○副議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず初めに、低所得者に対する介護保険料の軽減措置でございますが、第1段階から第3段階の保険料段階区分に所属してらっしゃる第1号被保険者の保険料を軽減するもので

ございます。手元には詳しい、その段階、1から3までの細かな人数構成について調べているものはございませんが、軽減の対象者として、おおよそ4割ほどがこの1から3段階に所属して、軽減措置を受けているというふうに捉えてございます。

今年度増額した要因といたしましては、やはり対象者、その1から3段階に所属される方の人数が増えたというところで、今回の増額、予算より増額になっているといったところで、ご理解いただきたいと思えます。

続きまして、居宅介護サービス給付費の減額でございしますが、あくまでもこれは利用者の減が主な要因でございまして、サービスを提供する事業所の体制が要因となって減額されているものではないというふうに理解しております。町内の各種事業所、また場合によっては町外のサービスを利用される方もいらっしゃいますけれども、そういった指定を受けて、しっかりとした基準を持ってサービスを提供している事業所でございしますので、人的な配置ですとか、そういったことが整わずにサービス提供ができないといった内容ではないということで、ご理解いただきたいと思えます。

続きまして、施設の整備についての考え方でございしますが、町内には特別養護老人ホーム、老人保健施設、さらに様々なサービス事業所が、等しく皆さんがご利用いただくために整備されてございます。基本的な考え方としては、町での施設整備については、これからサービスの利用者ですとかニーズの捉え方によって、検討を重ねる必要があるというふうに考えてございます。

また、会津地域での施設整備の動向などを見てみますと、次期計画期間中に特別養護老人ホームなどの整備の予定は、今のところ各市町村ではないといった情報も入っておりますので、今、既存の各施設のサービス提供の中で、それぞれ施設サービスが提供されていくものというふうに捉えております。

○副議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたい分かりました。ただ、気になったのは、人口が減って、その介護を受けようとする希望者も減っているということは理解できるんですが、ただ、施設介護を望んでいる人が、西会津に言えば、老老介護、あるいは後継者がいないということで、これから人数は減っているけれども、それを望む人は増えると思ってるわけなんですよね。

ですから、それをきちっと対応できるような体制が、まずできると、そういうことで確認してよろしいですか。

○副議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたしたいと思えます。

町では地域包括ケアシステムといった高齢者の方ですとか、そういった方々を包括的に支援するシステムづくりを今目指してございます。施設サービスや在宅サービスなどを組み合わせながら、その人がその人らしい暮らしが、その地域でできるような体制づくりが一番望ましくてところでございしますが、今現在、足りないところなどがもしあれば、そちらについては検討を重ねて、よりよいそういった地域包括ケアシステムの構築に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第10号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第11号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)の調製についてご説明いたします。

今次補正予算は、歳入においては、消火栓新設に伴う受託金や水道管移設工事負担金の増額、不用品売却収益の計上など、財源調整であります。

歳出においては、消火栓新設工事費などの計上であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和2年度西会津町の水道事業会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入及び支出とも、補正予定額の合計187万9千円を増額し、それぞれ2億6,049万8千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,105万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、886万3千円、過年度分損益勘定留保資金、6,165万5千円、減債積立金、1千万円、建設改良積立金、600万円、及び当年度損益勘定留保資金、2,453万3千円で補てんするものとする。を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億927万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、873万6千円、過年度分損益勘定留保資金、6千万9千円、減債積立金、1千万円、建設改良積立金、600万円、及び当年度損益勘定留保資金、2,453万3千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、補正予定額、177万3千円を増額し、1億1,296万8千円とするものです。

支出は、ありません。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額、40万9千円を増額し、2,070万2千円とするものです。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第7条本文中、補助を受ける金額は、1億1,277万4千円を補助を受ける金額は、1億1,285万4千円に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益は155万7千円の増額です。これは消火栓新設に伴う受託金の増額や、除雪機械売却に伴う雑収益の増額などでありませぬ。

4ページをご覧ください。次に支出です。

第1款、水道事業費用は、歳入と同額の155万7千円の増額です。これは、消火栓新設工事費、100万1千円の増額が主なものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入は、177万3千円の増額です。これは、西原地内水道管移設工事に伴う下水道事業会計からの負担金、140万円の増額が主なものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この消火栓の新設工事とありますが、場所等と、それから規模、件数、1カ所だけなのか、それとも、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○副議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

この消火栓の新設工事でございますけれども、町内の誘致企業からの希望がございまして、それに応じまして1件を新設する計画でございます。

○副議長 建設水道課長。

○建設水道課長 場所は芝草地内でございます。

○副議長 そのほかございせんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありせんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありせんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第11号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)を議

題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第12号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）の調製についてご説明いたします。

今次補正予算は、歳入においては、事業費の確定見込みによる企業債や国庫補助金の減額などの財源調整が主なものであります。

歳出においては、事業費の確定に伴う工事費の減額や人件費の調整が主なものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和2年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入及び支出とも補正予定額の合計50万2千円を増額し、4億1,286万4千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億764万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,018万4千円、及び当年度損益勘定留保資金、9,729万円及び前年度引継金、16万6千円で補てんするものとする。を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億732万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、819万6千円、当年度損益勘定留保資金、9,867万2千円及び、前年度引継金、45万9千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

2ページに移ります。

収入は、補正予定額の合計1,941万9千円を減額し、1億4,375万2千円とするものです。

支出は、補正予定額の合計1,973万2千円を減額し、2億5,107万9千円とするものです。

第4条、企業債の補正、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。起債の目的は下水道事業で、補正前の限度額4,630万円を980万円減額し、補正後の限度額を3,650万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額43万9千円を増額し、3,358万7千円とするものです。

第6条、他会計からの補助金の補正、予算第8条本文中、補助を受ける金額は、2億2,716万5千円を補助金を受ける金額は、2億2,749万8千円に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、4ページをご覧いただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、公共下水道事業収益から第3款、個別排水処理事業収益まで、いずれも一般会計補助金などの財源調整であります。

次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用から6ページの第3款、個別排水処理事業費用は、人事異動に伴う人件費の調整などが主なものであります。

7ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入1,888万円の減額は、事業費確定見込みによる企業債980万円の減額や国庫補助金、959万5千円の減額などであります。

8ページをご覧いただきたいと思います。

支出の第1款、公共下水道事業資本的支出1,973万2千円の減額は、事業費確定による森野農集排管渠接続工事など、701万1千円の減額や、西原地内水道管移設整備補償費、140万円の増額、野沢浄化センター電気設備等改築更新工事など1,349万7千円の減額などであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長　討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長　異議なしと認めます。

従って、議案第12号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、財産の取得について（超音波診断装置）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第13号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、西会津診療所に配置しております、超音波診断装置の更新であります。

現在の機器は、導入から10年が経過し老朽化が進んでいることや、故障時の部品の調達に支障をきたすようになったことから、このたび更新するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1の取得する財産及び数量であります。超音波診断装置1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る11月19日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、株式会社バイタルネット・会津支店、福味商事株式会社・会津営業所、コセキ株式会社・郡山営業所の4社であります。

入札の結果、株式会社三陽・代表取締役、鈴木章友氏が920万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,012万円を取得価格として、同日、物産売買仮契約を締結いたしました。納入期限は令和3年3月19日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、財産の取得について（超音波診断装置）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長　異議なしと認めます。

従って、議案第13号、財産の取得について（超音波診断装置）は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第14号、町道の認定についてご説明いたします。

本案で町道の認定をしようとする路線は、町道下松村中線です。

併せまして議案第14号説明資料をご覧いただきたいと思います。

本路線は、下松地内において集落内道路の新設工事を進めるため、新たに町道の認定をお願いするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第14号、町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道下松村中線です。起点は、西会津町奥川大字豊島字下松2478番2、終点が、西会津町奥川大字豊島字下松2399番です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 町道の新設というようなことでご説明いただきましたので、分かりました。この議案の説明資料の中、これそもそも基本的なことでお尋ねしたいんですが、これ補助事業のために、先に認定したいということは、それは分かりますけれども、この道路がないのに町道というのは認定できるんですか。それとも、この地図には載ってないけれども、赤道でも青道でも、何か道路があるわけですか。それをちょっと確認させてください。

○副議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

基本的には昔から地元でお使いになっている私道が、道型はございます。それで、本事業につきましては、国土交通省道路局所管の社会資本整備総合交付金事業で行う、これまでもずっとそんな形で行ってまいりました。この事業の対象となるものは、道路法上の道路、いわゆる町道ということをご必須条件ということでございまして、現在は私道でございますので、あらかじめ町道の認定をお願いするということでございます。

○副議長 そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第14号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

指定管理の管理者の指定に係る選定方針等の全体的な説明を求めます。

副町長、大竹享君。

○副町長 議案第15号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について、議案の説明に先立ち、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要について、ご説明を申し上げ、皆さまのご理解をいただきたいと思います。

まず、公の施設の管理につきましては、これまでご説明申し上げてきたとおり、本町では平成18年4月から、各施設の指定管理者を指定してきたところであり、現在、14の施設で指定管理者を指定しております。

今回、指定しようとする施設は、平成30年度より指定管理となった西会津国際芸術村であり、指定にあたりまして、5回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところでもあります。

選定委員会では、現在の指定管理者に対し、前回の申請時に提出された事業計画に対する実績書の提出を求め、現在までの管理運営状況等のヒアリングを実施するなどの評価検

証を行った結果、管理運営状況が良好と判断できたことから、非公募により選定することといたしました。

次に、審査結果を申し上げます。

選定委員会では、書類審査及び面接調査を行い、西会津国際芸術村の指定管理者候補者として、一般社団法人B O O Tを適当と認めました。

その選定理由であります。一般社団法人B O O Tは、西会津国際芸術村の設置目的である、芸術と文化の振興、地域の情報発信を通して、交流人口の拡大と地域の活性化に資するに基づき、平成30年4月から同施設の指定管理者として、芸術への深い造詣と卓越した創造性を発揮し、安定した施設運営を行うとともに、これまで延べ200人以上の多数のアーティストやデザイナー等を招致し、関係人口・交流人口の拡大に大きく寄与してまいりました。

本施設には、年間4千人を超える多数の来館者を創出するとともに、移住定住総合支援センターを運営し、インターネットや大都市圏でのPRイベントなどを通じて本町での暮らしの魅力を発信するとともに、お試し移住住宅の活用等により、移住者の総合的なサポートを行い、移住相談者数や移住者数の増加につなげてまいりました。

また、同法人は、デザインやアートの力を駆使し、SNSなどの様々な媒体を通じて効果的なPRを展開しており、こうした情報発信の取り組みが、地方の活性化や定住に関心のある都市部の若者へ大きな影響を与え、全国でも上位に位置する本町の地域おこし協力隊事業の実績に結び付いております。

このほか、同法人では、起業や移住のきっかけとなる、本町の魅力を生かした新たな事業の立ち上げや、スモールビジネスの事業化、新たなライフスタイルの創造に取り組むなど、地域の持続的な成長・維持が期待できるものであります。

こうした同法人の取り組みは多方面から高い評価を受けており、本年11月には全国の地方新聞社等により地域づくり団体を表彰する、第11回地域再生大賞の候補に、本県代表として選出されたところであります。

以上のことから、申請団体から提出された事業計画等やこれらの状況を総合的に勘案した結果、指定管理者とすることを適当と判断し、候補者として選定したものであります。

なお、指定期間につきましては、指定管理者候補者の設立後の経過年数や指定管理業務の経験年数が少ないことから、さらに今後の実績や成果を見極めたいため、指定期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までとし、前回同様3年間としたところであります。

今回指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け、民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的、効率的な運営が行われるよう、町としましても、連携の強化を図るとともに、議会全員協議会で皆さま方からいただいたご意見を反映できるよう、しっかり対応してまいります。

なお、議案につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要の説明を終了させていただきます。

○副議長 本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

- 商工観光課長 議案第 15 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

西会津国際芸術村につきましては、平成 30 年度より指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っているところであります。

このたび、令和 2 年度末をもって、1 期目 3 年間の指定管理期間が満了するため、改めて指定管理者の選定作業を進めてきたところであります。選定経過と結果につきましては、ただいま副町長から説明があったとおりでありまして、西会津国際芸術村につきましては、一般社団法人 B O O T を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人 B O O T であります。指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

- 副議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

- 副議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)

- 副議長 討論なしと認めます。
これから議案第 15 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 副議長 異議なしと認めます。
従って、議案第 15 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
日程第 14、提案理由の説明を行います。
町長の提案理由の説明を求めます。
町長、薄友喜君。

- 町長 (町長提案理由の説明)

- 副議長 日程第 15、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

- 総務課長 議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります、ふるさと応援寄附金に係る歳入と歳出の増額であります。

ふるさと応援寄附金につきましては、今定例会の議案第7号、一般会計補正予算（第9次）で、5千万円の増額をしたところではありますが、現時点における寄付額が想定を上回る額となり、今後さらなる増額が見込まれることから、その所要額を計上するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算（第10次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,634万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。4ページをご覧ください。まず歳入であります。

16款、寄附金、1項2目、ふるさと応援寄附金、5千万円の増額は、寄附金の増によるものであります。これにより今年度の予算額は1億5千万円となります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費、2,078万8千円の増額は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金であります。

なお、財政調整基金の補正後の積立残高は5億4,066万4千円であります。

2項1目、税務総務費、2,921万2千円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加に伴う記念品、1,575万円、代理収納手数料などの役務費、1,062万4千円、インターネット使用料、283万8千円の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　1点、質問します。この内容を見ますと、個人のふるさと納税というような、メインというか、それがほとんどだと思うんですが、企業版ふるさと納税に関してはどのような対応といたしますか、対処になってくるのでしょうか。

○副議長　企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、本年度から取り組み始めまして、現在のところ1件というような状況となっております。今現在、コロナ禍の影響もございましたが、ホームページ上、並びに企業に関してダイレクトメール等を送りながら、今、募っているところではございますが、これまでまだ1件というような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長　武藤道廣君。

○武藤道廣　個人向けはいろんなところに、そのインターネットだとか、いろんな業者に頼んでやってるわけなんです。企業版というのは本当にこの町を愛するといえますか、応援するという形で、理想的なふるさと納税制度ではないのかなと私は理解しております。

そういった意味では、その辺を何らかの形でもっと力を入れるような対応というのを考えていますか。

○副議長 企画情報課長。

○企画情報課長 これから、周知並びに関係と申しますか、西会津はこういう取り組みをしているという部分をPRしながら、納税につながるよう努力していきたいと考えております。

○副議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 この再三ふるさと応援寄附金に対して私は申し上げてきましたけれども、今般の補正内容を見ると、全く嬉しい誤算でありまして、大変いいことではあると思います。

そんな中で、いわゆる寄付をされた方は、使途についての指定できるようになっているんですけど、どういったことに使ってほしいというのが多かったのでしょうか、まずその点をお尋ねします。

○副議長 町民税務課長。

○町民税務課長 寄附金の使途の希望と申しますか、寄付者の意向についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま地域づくりと健康づくり、地域活性化等々ございまして、四つの事業に対して、また、そのもう一つには、町長にお任せというような事業でございまして、その中で、地域の活性化というのが一番多い状況でございまして、その他はだいたい同じような金額で並んでいるというような状況でございまして。

○副議長 多賀剛君。

○多賀剛 地域の活性化、大まかに言えば、全て入ってしまうようなことでありますけれども、私は以前にも申し上げたことがあります、これ一般質問みたいになるから深くは言いませんけれども、この寄附金、1億5千万狙えるところまで来て、いわゆる差額、経費を差引いた額が4割弱残るにしても、相当な金額になるわけです。それをね、一般財源化して、何だかいろんなところに使われてしまうと、ふるさと応援寄附金、これだけ集まったのに、何か目に見えなくなるのは何か寂しいということですね、やっぱりこれ次年度以降でありますけれども、このふるさと応援寄附金でいただいたお金でこういう事業できましたということですね、やっぱりやっていくべきだと思いますが、その辺のご見解をお願いします。

○副議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ただいまの再質問につきまして、寄附金の使途についての寄付者への周知ということにつきましては、寄附金が2億になりますと国の縛りがかなり厳しくなっております。2億を超えますと、必ず寄付者へ、どのような使われ方をしたかということを知りたくないということになってまして、来年度から、その使われ方につきまして、パンフレットには盛り込んでいきたいということで考えてございまして、パンフレットに盛り込んだもの、そのパンフレットを返礼品を発送するとき一緒に同梱して送りたいということでは考えてございまして。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、請願第 4 号、国の制度として「20 人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、秦貞継君。

○総務常任委員長 請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 4 号。

付託年月日、令和 2 年 12 月 4 日。

件名、国の制度として「20 人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上です。

○副議長 これから質疑を行います。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も紹介者として、この請願に関わっておりますので、この請願について継続審査となったその理由について、やはり請願者に説明をする必要があると思いますので、もう少し具体的に内容について教えていただければありがたいと思います。

○副議長 総務常任委員長、秦貞継君。

○総務常任委員長 質問にお答えします。

小林議員には説明者として同委員会にも出席していただきまして説明を受けました。その後、ご退席の後に総務常任委員の中で話し合いが行われまして、様々な意見があがりました。

まず、いろんな意見が出たんですけども、20 人程度学級ということでしたが、この 20 人程度学級となると、例えば人数が 21 人になった場合どうなるのかなど、10 人、11 人といった学級になったときに、果たしてそれは効率的な教育といえるのかどうかという疑問の声もあがりました。

また西会津町に関しては、統合前に、奥川、新郷地区に関しては人数が少なくなってしまって、できる行事も限られてきたと、いろんなそういう問題が起きて、その中で統廃合をし、集団の中で子どもたちが切磋琢磨することが望ましいという意見の結果、学校が統合されたということになっております。

また、意見書の提出先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣になっておりますが、この意見がもし通ったとすると、西会津は福島県の基準に準じて30日程度学級なので、今、西会津に関しては40人になる学級はないんですが、例えば都会の学校、今、40人程度で運営されております。これがもし20人程度学級になったときに、学級数が倍になり、学校の規模は決まっているわけですから、それが20人程度学級を導入したときに、どう対応されるのかどうかというところにも疑問が残ると。

ただ、意見の中で、少人数学級に関しては、これはいいんじゃないかなという意見も出ましたので、国の方向性も注視する意味で、継続審査という決定をいたしました。

以上です。

○副議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長　討論なしと認めます。

これから請願第4号、国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第4号、国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長　異議なしと認めます。

従って、請願第4号、国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長　異議なしと認めます。

従って、総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 20、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、条例の制定及び一部改正、令和 2 年度補正予算など、町政が当面する重要な案件 16 件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一般質問及び議案審議の過程で皆さまからいただきましたご意見等に誠意をもって町政執行に努めてまいり所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなってまいりました。今、第 3 波とも見られる新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っております。議員各位におかれましては、ますますのご自愛の上、町勢伸展のためにご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○副議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る12月4日以来、本日まで6日間にわたり、条例の制定及び一部改正をはじめ、令和2年度の補正予算、町道の認定など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますように切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よい年をお迎えられますようご祈念いたしますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって令和2年第10回西会津町議会定例会を閉会します。(14時47分)